

本書について

本書は「道路運送車両の保安基準（以下、保安基準）」及び「独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程（以下、審査事務規程）」の各原文（抜粋）を収録したものです。

保安基準は、令和8年1月9日公布（国土交通省令第1号）、令和8年1月11日施行までを収録しています。

審査事務規程は、令和7年12月24日公布（令和7年12月24日規程第24号）、令和8年1月1日施行の第69次改正までを収録しています。

通常、審査事務規程の並びは「#－1 装備要件」、「#－2 性能要件」、「#－3 取付要件」、「#－4 適用関係の整理」となっていますが、本書では、製作年月日により適用関係の整理が適用される自動車であるかをはじめに確認して規程を調べる、という実務の形態を参考に、次のように点線で囲み「#－4 適用関係の整理」を先頭に移動しています。

点線内は適用関係の整理の原文である

7－62－4 適用関係の整理

- (1) 昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、7－62－5（従前規定の適用①）の規定を適用する。
- (2) 昭和38年10月14日以前に製作された自動車については、7－62－6（従前規定の適用②）の規定を適用する。
- (3) 昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、7－62－7（従前規定の適用③）の規定を適用する。
- (4) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7－62－8（従前規定の適用④）の規定を適用する。



実線内は原文をもとに作成した適用関係の整理一覧図である

目次

道路運送車両の保安基準

制 定 昭和26年 7月28日 運輸省令 第67号
 最終改正 令和 8年 1月 9日 国土交通省令 第 1号

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

制 定 平成28年 4月 1日 規程 第 2号
 第69次改正 令和 7年 12月24日 規程 第24号

※目次において罫線で囲っているものが保安基準であり、その他の他は審査事務規程である。

第1章 総則

1-1 目的 7
 1-2 適用 7

第1条 用語の定義 7

1-3 用語の定義 8
 1-4 二輪車の基準を適用する自動車 32

第1条の2 燃料の規格 32

1-5 燃料の規格 32
 1-6 国との業務協力 33

第2章 自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法

2-1 審査の開始 33
 2-2 審査の実施方法 33
 2-3 型式の指定に係る審査 34
 2-4 特定改造等の許可に係る審査（自動車） 34
 2-5 特定改造等の許可に係る審査（業務管理システム） 35
 2-6 審査の手数料 35
 2-7 自動車の検査時に必要な情報及びその受領方法等 36

第3章 自動車の型式の指定等に係る審査結果の通知方法

3-1 審査結果の通知方法 36

第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1 敷地等における秩序維持等 36
 4-2 自動車検査場における掲示等 38
 4-3 自動車検査場における審査業務を行う日及び審査時間並びに検査コースの閉鎖 39
 4-4 不適切な補修等 40
 4-5 製作年月日等 41
 4-6 審査の開始 42
 4-7 審査の実施方法等 42
 4-8 審査状況等の電磁的な記録 47
 4-9 受検車両と書面の同一性確認 48
 4-10 車載式故障診断装置を活用した検査（OBD検査） 49
 4-11 再入場 50
 4-12 書面の提出又は提示 50
 4-13 新規検査等の書面審査 52
 4-14 並行輸入自動車の事前書面審査 53
 4-15 改造自動車の事前書面審査 53
 4-16 特種用途自動車の審査 53
 4-17 貨物自動車の審査 55

第1条の3 破壊試験 56

4-18 破壊試験 56

4-19 自動車検査証記録事項の変更等に係る保安基準適合性の審査 56

4-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査 56

4-21 自動運行装置を備える自動車の審査 57

4-22 作業用附属装置等を備えた自動車の審査 58

4-23 軌陸車等の架装の仕様の確認 58

4-24 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認 58

4-25 圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験 59

4-26 基準適合性審査時におけるその他確認事項 59

4-27 車台番号等の打刻作業等 60

4-28 出張検査場における審査 60

第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1 審査結果の通知方法 60

5-2 審査結果通知情報の自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票への記載 61

5-3 審査結果通知情報 61

5-4 審査結果以外の通知 79

第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）／省略

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

7-1 適用 79

8-1 適用 79

《大きさ関係》

第2条 長さ、幅及び高さ 79

7-2 長さ、幅及び高さ 80

8-2 長さ、幅及び高さ 89

第3条 最低地上高 89

7-3 最低地上高 89

8-3 最低地上高 90

第4条 車両総重量 90

7-4 車両総重量 90

8-4 車両総重量 91

第4条の2 軸重等 91

7-5 軸重等 91

8-5 軸重等 95

第5条 安定性 95

7-6 安定性 95

8-6 安定性 100

第6条 最小回転半径 100

7-7 最小回転半径 100

8-7 最小回転半径 103

第7条 接地部及び接地圧 104

7-8 接地部及び接地圧 104

8-8 接地部及び接地圧 104

《原動機・シャシ関係》

第8条 原動機及び動力伝達装置 104

7-9 原動機及び動力伝達装置 105

8-9 原動機及び動力伝達装置 109

7-10	速度抑制装置	112
8-10	速度抑制装置	115
7-10の2	ペダル踏み間違い時加速抑制装置	116
8-10の2	ペダル踏み間違い時加速抑制装置	117
第9条 走行装置等		118
7-11	走行装置	118
8-11	走行装置	123
第10条 操縦装置		124
7-12	操縦装置	124
8-12	操縦装置	138
第11条 かじ取装置		140
7-13	かじ取装置	140
8-13	かじ取装置	151
第11条の2 施錠装置等		153
7-14	施錠装置	153
8-14	施錠装置	154
7-14の2	イモビライザ	154
8-14の2	イモビライザ	155
第12条 制動装置		155
7-15	トラック・バスの制動装置	156
8-15	トラック・バスの制動装置	181
7-16	乗用車の制動装置	186
8-16	乗用車の制動装置	196
7-17	二輪車の制動装置	198
8-17	二輪車の制動装置	205
7-18	大型特殊自動車等の制動装置	207
8-18	大型特殊自動車等の制動装置	215
7-19	被牽引自動車の制動装置	216
8-19	被牽引自動車の制動装置	223
7-20	衝突被害軽減制動制御装置	224
8-20	衝突被害軽減制動制御装置	232
第13条 連結車両の制動装置		233
7-21	牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	233
8-21	牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	248
第14条 緩衝装置		250
7-22	緩衝装置	250
8-22	緩衝装置	252
第15条 燃料装置		252
7-23	燃料装置	253
8-23	燃料装置	268
第16条 発生炉ガス燃料装置		268
7-24	発生炉ガスの燃料装置	268
8-24	発生炉ガスの燃料装置	268
第17条 高圧ガス燃料装置		268
7-25	高圧ガスの燃料装置	269
8-25	高圧ガスの燃料装置	333
第17条の2 電気装置		345
7-26	電気装置	345
8-26	電気装置	376
7-27	サイバーセキュリティシステム	386
8-27	サイバーセキュリティシステム	389
7-27の2	プログラム等改変システム	389
8-27の2	プログラム等改変システム	391

《車体関係》

第18条 車枠及び車体		392
7-28	車枠及び車体	393
8-28	車枠及び車体	407
7-29	フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	408
8-29	フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	415
7-30	オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	418
8-30	オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	423
7-31	自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	425
8-31	自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	431
7-32	ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	433
8-32	ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	436
7-33	車枠及び車体の歩行者保護性能	437
8-33	車枠及び車体の歩行者保護性能	445
7-34	バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能	445
8-34	バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能	446
7-35	車体表示	446
8-35	車体表示	447
第18条の2 巻込防止装置等		448
7-36	巻込防止装置	448
8-36	巻込防止装置	451
7-37	突入防止装置	451
8-37	突入防止装置	470
7-38	前部潜り込み防止装置	472
8-38	前部潜り込み防止装置	474
第19条 連結装置		475
7-39	連結装置	475
8-39	連結装置	475
《室内関係》		
第20条 乗車装置		475
7-40	乗車装置	475
8-40	乗車装置	477
第21条 座席（運転者席）		478
7-41	運転者席	478
8-41	運転者席	483
第22条 座席		485
7-42	座席	486
8-42	座席	520
第22条の2 補助座席定員		520
7-43	補助座席定員	520
8-43	補助座席定員	520
第22条の3 座席ベルト等		520
7-44	座席ベルト等	522
8-44	座席ベルト等	540

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章 第

第11章 第

第12章 第

別表

様式

別添

告示

通達

7-45	座席ベルト非装着時警報装置	541
8-45	座席ベルト非装着時警報装置	544
第22条の4 頭部後傾抑止装置等		545
7-46	頭部後傾抑止装置等	546
8-46	頭部後傾抑止装置等	549
第22条の5 年少者用補助乗車装置等		549
7-47	年少者用補助乗車装置等	550
8-47	年少者用補助乗車装置等	554
第23条 通路		556
7-48	通路	556
8-48	通路	558
第24条 立席		558
7-49	立席	558
8-49	立席	559
第25条 乗降口		559
7-50	乗降口	559
8-50	乗降口	569
第26条 非常口		570
7-51	非常口	570
8-51	非常口	573
第27条 物品積載装置		573
7-52	物品積載装置	573
8-52	物品積載装置	579
第28条 高圧ガス運送装置		579
7-53	高圧ガス運送装置	579
8-53	高圧ガス運送装置	580
第29条 窓ガラス		580
7-54	窓ガラス	580
8-54	窓ガラス	588
7-55	窓ガラス貼付物等	588
8-55	窓ガラス貼付物等	596
《騒音・排出ガス関係》		
第30条 騒音防止装置		596
7-56	騒音防止装置	596
8-56	騒音防止装置	632
第31条 ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置		632
7-57	排出ガス等発散防止装置	633
8-57	排出ガス等発散防止装置	633
7-58	排気管からの排出ガス発散防止性能	633
8-58	排気管からの排出ガス発散防止性能	668
7-59	排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	668
8-59	排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	678
7-60	ブローバイ・ガス還元装置	679
8-60	ブローバイ・ガス還元装置	681
7-61	燃料蒸発ガス発散防止装置	681
8-61	燃料蒸発ガス発散防止装置	683
7-62	冷房装置の導管等	683
8-62	冷房装置の導管等	683
7-63	排気管	683
8-63	排気管	685

第31条の2 窒素酸化物排出自動車等の特例		685
7-64	窒素酸化物排出自動車等の特例	685
8-64	窒素酸化物排出自動車等の特例	690
《灯火関係》		
第32条 前照灯等		690
7-65	走行用前照灯	691
8-65	走行用前照灯	696
7-66	すれ違い用前照灯	698
8-66	すれ違い用前照灯	708
7-67	配光可変型前照灯	709
8-67	配光可変型前照灯	715
7-68	前照灯照射方向調節装置	716
8-68	前照灯照射方向調節装置	717
7-69	前照灯洗浄器	717
8-69	前照灯洗浄器	718
第33条 前部霧灯		719
7-70	前部霧灯	719
8-70	前部霧灯	723
7-71	前部霧灯照射方向調節装置	724
8-71	前部霧灯照射方向調節装置	724
第33条の2 側方照射灯		724
7-72	側方照射灯	724
8-72	側方照射灯	726
第33条の3 低速走行時側方照射灯		727
7-73	低速走行時側方照射灯	727
8-73	低速走行時側方照射灯	728
第34条 車幅灯		729
7-74	車幅灯	729
8-74	車幅灯	736
第34条の2 前部上側端灯		737
7-75	前部上側端灯	737
8-75	前部上側端灯	740
第34条の3 昼間走行灯		740
7-76	昼間走行灯	740
8-76	昼間走行灯	742
第35条 前部反射器		743
7-77	前部反射器	743
8-77	前部反射器	745
第35条の2 側方灯及び側方反射器		745
7-78	側方灯	746
8-78	側方灯	750
7-79	側方反射器	751
8-79	側方反射器	755
第36条 番号灯		756
7-80	番号灯	756
8-80	番号灯	758
第37条 尾灯		759
7-81	尾灯	759
8-81	尾灯	764
第37条の2 後部霧灯		765
7-82	後部霧灯	765
8-82	後部霧灯	769

第 37 条の 3 駐車灯	770	第 43 条の 4 停止表示器材	854
7 - 83 駐車灯	770	7 - 100 停止表示器材	854
8 - 83 駐車灯	774	8 - 100 停止表示器材	855
第 37 条の 4 後部上側端灯	774	第 43 条の 5 盗難発生警報装置	855
7 - 84 後部上側端灯	775	7 - 101 盗難発生警報装置	855
8 - 84 後部上側端灯	777	8 - 101 盗難発生警報装置	856
第 38 条 後部反射器	777	第 43 条の 6 車線逸脱警報装置	857
7 - 85 後部反射器	777	7 - 102 車線逸脱警報装置	857
8 - 85 後部反射器	781	8 - 102 車線逸脱警報装置	859
第 38 条の 2 大型後部反射器	782	第 43 条の 7 車両接近通報装置	859
7 - 86 大型後部反射器	782	7 - 103 車両接近通報装置	859
8 - 86 大型後部反射器	784	8 - 103 車両接近通報装置	860
第 38 条の 3 再帰反射材	784	第 43 条の 8 事故自動緊急通報装置	860
7 - 87 再帰反射材	784	7 - 104 事故自動緊急通報装置	861
8 - 87 再帰反射材	788	8 - 104 事故自動緊急通報装置	863
第 39 条 制動灯	788	第 43 条の 9 側方衝突警報装置	863
7 - 88 制動灯	788	7 - 105 側方衝突警報装置	863
8 - 88 制動灯	794	8 - 105 側方衝突警報装置	864
第 39 条の 2 補助制動灯	795	第 43 条の 10 車両後退通報装置	864
7 - 89 補助制動灯	795	7 - 105 の 2 車両後退通報装置	865
8 - 89 補助制動灯	799	8 - 105 の 2 車両後退通報装置	866
第 40 条 後退灯	800	第 44 条 後写鏡等	866
7 - 90 後退灯	800	7 - 106 後写鏡	866
8 - 90 後退灯	805	8 - 106 後写鏡	877
第 41 条 方向指示器	806	7 - 107 直前及び側方の視界	879
7 - 91 方向指示器	806	8 - 107 直前及び側方の視界	886
8 - 91 方向指示器	834	第 44 条の 2 後退時車両直後確認装置	889
第 41 条の 2 補助方向指示器	835	7 - 108 後退時車両直後確認装置	889
7 - 92 補助方向指示器	835	8 - 108 後退時車両直後確認装置	891
8 - 92 補助方向指示器	837	第 45 条 窓ふき器等	892
第 41 条の 3 非常点滅表示灯	838	7 - 109 窓ふき器等	893
7 - 93 非常点滅表示灯	838	8 - 109 窓ふき器等	895
8 - 93 非常点滅表示灯	841	第 46 条 速度計等	896
第 41 条の 4 緊急制動表示灯	842	7 - 110 速度計等	896
7 - 94 緊急制動表示灯	842	8 - 110 速度計等	898
8 - 94 緊急制動表示灯	844	第 46 条の 2 事故情報計測・記録装置	899
第 41 条の 5 後面衝突警告表示灯	844	7 - 110 の 2 事故情報計測・記録装置	899
7 - 95 後面衝突警告表示灯	845	8 - 110 の 2 事故情報計測・記録装置	899
8 - 95 後面衝突警告表示灯	845	第 47 条 消火器	899
第 42 条 その他の灯火等の制限	846	7 - 111 消火器	899
7 - 96 その他の灯火等の制限	846	8 - 111 消火器	902
8 - 96 その他の灯火等の制限	851	第 47 条の 2 内圧容器及びその附属装置	902
《警音器・後写鏡・速度計 他》		7 - 112 内圧容器及びその附属装置	902
第 43 条 警音器	851	8 - 112 内圧容器及びその附属装置	903
7 - 97 警音器	851	第 48 条 自動運行装置	903
8 - 97 警音器	852	7 - 113 自動運行装置	903
第 43 条の 2 非常信号用具	853	8 - 113 自動運行装置	907
7 - 98 非常信号用具	853	第 48 条の 2 運行記録計	908
8 - 98 非常信号用具	853	7 - 114 運行記録計	908
第 43 条の 3 警告反射板	853	8 - 114 運行記録計	909
7 - 99 警告反射板	853	第 48 条の 3 速度表示装置	909
8 - 99 警告反射板	854	7 - 115 速度表示装置	909

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章
第 8 章

第 9 章

第 10 章 第

第 11 章 第

第 12 章 第

別表

様式

別添

告示

通達

8-115	速度表示装置	910
《緊急自動車・旅客自動車 他》		
第49条	緊急自動車	910
7-116	緊急自動車	910
8-116	緊急自動車	911
第49条の2	道路維持作業用自動車	912
7-117	道路維持作業用自動車	912
8-117	道路維持作業用自動車	912
第49条の3	自主防犯活動用自動車	912
7-118	自主防犯活動用自動車	912
8-118	自主防犯活動用自動車	912
第50条	旅客自動車運送事業用自動車	912
7-119	旅客自動車運送事業用自動車	912
8-119	旅客自動車運送事業用自動車	919
第50条の2	ガス運送容器を備える自動車等	919
7-120	ガス運送容器を備える自動車等	920
8-120	ガス運送容器を備える自動車等	922
第51条	火薬類を運送する自動車	922
7-121	火薬類を運送する自動車	922
8-121	火薬類を運送する自動車	923
第52条	危険物を運送する自動車	923
7-122	危険物を運送する自動車	923
8-122	危険物を運送する自動車	925
第53条	乗車定員及び最大積載量	925
7-123	乗車定員	926
8-123	乗車定員	927
7-124	最大積載量	927
8-124	最大積載量	930
第54条	臨時乗車定員	930
7-125	臨時乗車定員	930
8-125	臨時乗車定員	930
第55条	基準の緩和	930
第56条	製造又は改造の過程にある自動車	931
第57条	法第99条の自動車	931
第58条	適用関係の整理	931
第58条の2	締約国登録自動車の特例	931
第9章 テスタ等による機能維持確認		
9-1	適用	932
9-2	かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスタ）	932
9-3	制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスタ）	932
9-4	窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）	933
9-5	自動車が発する騒音の大きさ（騒音計等）	934
9-6	自動車から排出される一酸化炭素及び炭化水素の濃度（一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器）	936
9-7	自動車から排出される排出物の光吸収係数又は黒煙による汚染度（オパシメータ又は黒煙測定器）	938
9-8	前照灯の明るさ及び主光軸の向き（前照灯試験機）	943
9-9	灯火器の灯光の色（色度座標測定機器）	949
9-10	警音器の音の大きさ（騒音計等）	950

9-11	速度計の指度の誤差（速度計試験機）	951
9-12	サイレンの音の大きさ（騒音計等）	951
9-13	車載式故障診断装置の診断結果の読み出し（検査用スキャンツール）	952
9-14	車両後退通報装置の通報音の大きさ（騒音計等）	954

第10章 立入検査又は街頭検査／省略

第11章 臨時検査／省略

第12章 雑則／省略

附則／省略

別表

別表1	添付書面一覧／省略	
別表2	外国の試験機関／省略	
別表3	欠番	
別表4	ロードインデックスに対応する負荷能力	956
別表5	異なる速度における負荷能力	957
別表6	NOx・PM法対策地域及びNOx法特定地域	958
別表7	排出ガス規制区分別排出基準の適否	959
別表8	窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準	959
別表9	NOx・PM法の特定期日	960

様式／1～15 省略

様式16	ガス容器等再試験結果証明書	961
------	---------------	-----

別添

別添1	試験規程／省略	
別添2	新規検査等提出書面審査要領／省略	
別添3	並行輸入自動車審査要領／省略	
別添4	改造自動車審査要領	962
別添5	出張検査実施要領／省略	
別添6	街頭検査等実施要領／省略	
別添7	自動車の走行性能の技術基準	989
別添8	連結車両の走行性能の技術基準	990
別添9	近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）	991
別添10	近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）	993
別添11	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法	995
別添12	無負荷急加速黒煙の測定方法	996
別添13	灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法	997
別添14	ワンマンバスの構造要件	1004
別添15	ワンマンバスの構造要件（平成24年6月30日以前に製作された自動車に適用）	1006

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

別添12	乗用車の制動装置の技術基準	1008
別添91	連節バスの構造要件	1015
別添92	2階建バスの構造要件	1017

通達 他

自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）	1018
「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」の細部取扱いについて	1020
完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）	1021
日本国政府及びアメリカ合衆国政府による自動車及び自動車部品に関する措置（抜粋）	1022

第1章 総則

1-1

目的

この独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程は、自動車、共通構造部及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査事務の実施に関する規定を定め、適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

1-2

適用

この独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程は、独立行政法人自動車技術総合機構法第12条第1号に基づく自動車、共通構造部及び自動車の装置の審査及びこれに附帯する業務について適用する。

第1条

用語の定義

- 1 この省令における用語の定義は、道路運送車両法（以下「法」という。）第2条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。
 - (1) 「牽引自動車」とは、専ら被牽引自動車を牽引することを目的とすると否とにかかわらず、被牽引自動車を牽引する目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。
 - (2) 「被牽引自動車」とは、自動車により牽引されることを目的とし、その目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。
 - (2) の2 「ポール・トレーラ」とは、柱、パイプ、橋げたその他長大な物品を運搬することを目的とし、これらの物品により他の自動車に牽引される構造の被牽引自動車をいう。
 - (2) の3 「セミトレーラ」とは、前車軸を有しない被牽引自動車であって、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によって支えられる構造のものをいう。
 - (3) 削除
 - (4) 「旅客自動車運送事業用自動車」とは、道路運送法第2条第3項の旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
 - (5) 「幼児専用車」とは、専ら幼児の運送の用に供する自動車をいう。
 - (6) 「空車状態」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。
 - (7) 「高圧ガス」とは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の高圧ガスをいう。
 - (8) 「ガス容器」とは、前号の高圧ガスを蓄積するための容器をいう。
 - (9) 「ガス運送容器」とは、第7号の高圧ガスを運送するため車台に固定されたガス容器をいう。
 - (10) 「内圧容器」とは、常用の温度における圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が0.2Mpa以上の圧縮ガスで高圧ガス以外のものを蓄積するための容器（制動装置用容器以外の容器で、内径200mm未満、長さ1,000mm未満のもの又は容積40ℓ未満のものを除く。）をいう。
 - (11) 「火薬類」とは、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条の火薬類をいう。
 - (12) 「危険物」とは、消防法（昭和23年法律第186号）別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。
 - (13) 「緊急自動車」とは、消防自動車、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のため使用する自動車又は防衛省用自動車であって緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、保存血液を販売する医薬品販売業者が保存血液の緊急輸送のため使用する自動車、医療機関が臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定により死体（脳死した者の身体を含む。）から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の緊急輸送のため使用する自動車、救急自動車、公共用応急作業自動車、不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車及び国土交通大臣が定めるその他の緊急の用に供する自動車をいう。
 - (13) の2 「道路維持作業用自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第41条第4項の道路維持作業用自動車をいう。
 - (13) の3 「締約国登録自動車」とは、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和39年法律第109号。以下「特例法」という。）第2条第2項の締約国登録自動車をいう。
 - (13) の4 「締約国登録原動機付自転車」とは、特例法第2条第2項の締約国若しくはその下部機構によりその法令に定める方法で登録されている原動機付自転車（付随車を除く。）であって次に掲げる要件に該当するもの又はこれにより牽引される付随車であって次に掲げる要件に該当するものをいう。
 - イ 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約第2条1、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和39年法律第101号）第10条又は関税定率法（明治43年法律第54号）第14条（第7号に係る部分に限る。）若しくは第17条第1項（第10号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けて輸入されたものであること。
 - ロ 当該原動機付自転車を輸入した者の使用に供されるものであること。
 - ハ 関税法（昭和29年法律第61号）第67条の輸入の許可を受けた日から1年を経過しないものであること。
 - (13) の5 「一般原動機付自転車」とは、原動機付自転車であって、次号に規定する特定小型原動機付自転車以外のものをいう。
 - (13) の6 「特定小型原動機付自転車」とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

イ 告示で定める方法により測定した場合において、長さ 1.9m 以下、幅 0.6m 以下であること。

ロ 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 1 条の 2 の 2 第 2 号イからニまでに掲げる基準に適合するものであること。

(14) 「付随車」とは、原動機付自転車によって牽引されることを目的とし、その目的に適合した構造及び装置を有する道路運送車両をいう。

(15) 「軸重」とは、自動車の車両中心線に垂直な 1 m の間隔を有する 2 平行鉛直面間に中心のあるすべての車輪の輪荷重の総和をいう。

(16) 「最遠軸距」とは、自動車の最前部の車軸中心（セミトレーラにあっては、連結装置中心）から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。

(17) 「輪荷重」とは、自動車の 1 個の車輪を通じて路面に加わる鉛直荷重をいう。

(18) 「高速道路等」とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 22 条第 1 項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が 60km/h を超える道路をいう。

2 法第 40 条第 5 号の運行に必要な装備をした状態とは、前項第 6 号に規定する状態をいう。

1 - 3

用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
あ	アイポイント	運転者が運転者席に着座した状態における運転者の目の位置をいう。
	圧縮水素ガス	水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。(CGH2 : Compressed Gaseous hydrogen)
	圧縮水素自動車燃料装置用容器	繊維強化プラスチック複合容器であって、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器をいう。
	圧縮天然ガス	メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。(CNG : Compressed Natural Gas)
	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器	自動車の燃料装置用として圧縮天然ガスを充填するための容器をいう。
	アンサーバック機能を有する灯火	車両使用者が車両の駐車状態においてその車両使用者の車両を特定及び発見することを助ける灯火をいう。 この場合において、「車両の駐車状態」とは、次に掲げる状態をいう。 ・被牽引自動車以外の自動車にあっては、可動構成部品が自動車製作者が定める通常の使用位置にあり、かつ、原動機が始動しておらず、かつ、自動車が静止している状態 ・被牽引自動車にあっては、牽引自動車に牽引され、かつ、可動構成部品が自動車製作者が定める通常の使用位置にあり、かつ、自動車が静止している状態
い	異常温度	その装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度をいう。
	一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車をいう。
	一酸化炭素等発散防止装置認定自動車	道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成 10 年運輸省令第 67 号）による改正前の道路運送車両法施行規則第 62 条の 4 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車をいう。
	イモビライザ	原動機その他運行に必要な装置の機能を電子的方法により停止させる装置をいう。
	インジケータ	計測対象の状態を表示する装置をいう。
	インストルメントパネル	運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。
う	運行	人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い利用すること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。
	運転支援プロジェクト	細目告示別添 52 別紙 14 に規定する条件により路面に描画される図柄、記号又はその両方をいう。
	運転者異常時対応システム	運転者が体調の急変等により自動車を正常に運転することが困難な状態に陥った場合において、その状態を検知するとともに、これを報知し、かつ、当該自動車を緊急に停車させるために当該自動車を自動的に制御するシステムをいう。
	運輸支局等	運輸支局及び自動車検査登録事務所（神戸運輸監理部並びに沖縄総合事務局陸運事務所及び運輸事務所を含む。）をいう。
え	エア・スポイラ	走行中における車体まわりの空気の流れを整流するために、車体の前部若しくは後部（最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分を除く。）又は屋根部の前縁部若しくは後縁部に付加された構造物（バンパ、灯火類及びそのハウジング、ラジエータ・グリル、導風板並びに可倒式の構造物を除く。）及びその取付装置をいう。

液化石油ガス	プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。 (LPG : Liquefied Petroleum Gas)
液化天然ガス	メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。(LNG : Liquefied Natural Gas)
液化天然ガス自動車燃料装置用容器	自動車の燃料装置用として液化天然ガスを充填するための容器をいう。
エルボー点	カットオフライン上における当該すれ違い用ビームの照射部分の中心又はその近傍にある最大の屈曲点をいう。
エンクロージャ	あらゆる方向からの接触に対して、内部の機器を包み込み保護するために設けられた部分をいう。
エンデューロ二輪自動車	二輪自動車であって、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ① 7-2-1 (1) の状態で測定した座席面と車両中心面との交線のうち最も低い点の地上からの高さが900mm以上であること。 ② 7-3-1 ②ア (オ) を除く。) の規定を準用して測定した最低地上高が310mm以上であること。 ③ 動力伝達装置の全減速比の最小値が6.0以上であること。 ④ 車両重量が140kg以下であること。 ⑤ 乗車定員が1人であること。
お	
応急用スペアタイヤ	通常の走行条件の車両に装着されることを目的とした空気入ゴムタイヤとは異なり、限定された走行条件の下で応急的に使用されることを目的とした空気入ゴムタイヤをいう。
応急用予備走行装置	応急用スペアタイヤを備えた走行装置、ホイールの中心と車軸への取付面との距離が通常使用されるものと異なる走行装置、空気入ゴムタイヤの構造が通常使用されるものと異なる走行装置、ホイール若しくは空気入ゴムタイヤの大きさが通常使用されるものと異なる走行装置又は空気入ゴムタイヤの空気圧が低圧の状態においても基本的な空気入ゴムタイヤの性能を維持できる技術的特徴を有する走行装置であって空気入ゴムタイヤの空気圧が低圧の状態におけるものをいう。
大型貨物自動車等	車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）をいう。
大型特殊自動車	次に掲げる自動車をいう。 ① ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車（ロード・ヒータ、ライン・マーカ）、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車（ブルドーザ、クローラ運搬車、雪上車）及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車（林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリヤ、草刈作業車、歩道等移動専用自動車）であって、小型特殊自動車以外のもの ② 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機、農耕作業用トレーラ及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車であって、小型特殊自動車以外のもの ③ ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車
大型マルチコース	保安検査コースのうち、専ら小型自動車等の検査を行うコース以外のコースであって、大型車対応自動方式総合検査用機器を設置したコースをいう。
オンライン届出システム	自動車技術総合機構オンライン届出システムをいう。
か	
改造自動車	別添4「改造自動車審査要領」3.(1)に掲げる自動車をいう。
改造自動車審査結果通知書等	改造自動車審査結果通知書、外観図、改造部分詳細図及びその他特に指示された資料をいう。
過回転防止装置	無負荷運転状態において原動機の回転数を抑制する装置（エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。）をいう。
確認ランプ等	細目告示別添1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」3.6.又は細目告示別添97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」3.6.に規定する自動車が停止している間に速度抑制装置の機能が確認できるものとして速度抑制装置の機能を確認するためのランプ又は設定速度を表示するディスプレイをいう。
格納式走行用前照灯	その全てが消灯時に格納することができる走行用前照灯をいう。
ガス運送容器	高压ガスを運送するため車台に固定されたガス容器をいう。

ガス容器	高压ガスを蓄積するための容器をいう。
仮想最高重心高さ	仮想最高部(地上から 3.8m(軽自動車にあっては 2.5m)の地点)と荷台床面最低部の midpoint をいう。
加速走行騒音試験結果成績表	公的試験機関が実施した加速走行騒音試験の結果を記載した書面をいう。
型式指定自動車	<p>法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車(自動車型式指定規則第 3 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく指定を受けた自動車にあっては、当該自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式について同規則第 3 条第 1 項の規定による申請に基づく指定を受けた日と同一の日に指定を受けたものとみなす。)をいう。</p> <p>なお、規程においては、適用関係告示又は大臣定め通達上の表記に対し次の例により表記する。</p> <p><適用関係告示又は大臣定め通達上の表記></p> <p>平成●年■月▲日以前に型式の指定を受けた型式指定自動車</p> <p><規程上の表記></p> <p>平成●年■月▲日以前の型式指定自動車</p>
型式認定自動車	施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車をいう。
型式を区別する事項	自動車型式認証実施要領附則 1 「自動車等の同一型式判定要領」の別表第 1 に掲げる「型式を区別する事項」をいう。
活電部	通常の使用時に通電することを目的とした導電性の部分をいう。
カットオフライン	すれ違い状態の照射方向を調節する際に用いる光の明部と暗部を分ける線のことをいう。
可燃物	<p>次の品名のものをいう。</p> <p>① 油紙類及び油布類(動植物油類がしみ込んでいる紙又は布及びこれらの製品をいう。)</p> <p>② 副蚕糸(さなぎ油がしみ込んでいるもののみをいう。)</p> <p>③ 油かす</p> <p>④ 可燃性固体類(固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの(1 気圧において、温度 20℃を超え 40℃以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。)をいう。)</p> <p>ア 引火点が 40℃以上 100℃未満のもの</p> <p>イ 引火点が 70℃以上 100℃未満のもの</p> <p>ウ 引火点が 100℃以上 200℃未満で、かつ、燃焼熱量が 8,000cal/g 以上であるもの</p> <p>エ 引火点が 200℃以上で、かつ、燃焼熱量が 8,000cal/g 以上であるもので、融点が 100℃未満のもの</p> <p>⑤ 可燃性液体類(危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号の可燃性液体類をいう。)</p> <p>⑥ 綿花類(不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。)</p> <p>⑦ 木毛</p> <p>⑧ わら類(乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干草をいう。)</p> <p>⑨ 合成樹脂類(不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。)</p> <p>⑩ マッチ</p>
可変光度制御機能	灯火の視認性に影響のない範囲内において、自動的に灯火の光度を変化させる機能をいう。
火薬類	火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第 2 条の火薬類をいう。
ガラス開口部	ウェザーストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除いた部分をいう。
ガラスプラスチック	車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチックを接着したものをいう。
慣性制動装置	被牽引自動車の制動装置であって当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるものをいう。
完全輪郭表示再帰反射材	自動車の側面及び後面の輪郭を示すよう取付けるテープ状の再帰反射材をいう。
き	
危険物	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。
技術基準通達	道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)(昭和 58 年 10 月 1 日付け自車第 899 号)をいう。
技術基準等	細目告示別添の技術基準、技術基準通達別添の技術基準、協定規則の技術的な要件及び世界統一技術規則の技術的な要件をいう。

[1 - 3 用語の定義]

技術的最大許容質量	安全性の確保及び公害の防止ができるものとして技術的に許容できる自動車の質量であって、自動車製作者が指定したものをいう。
基準最大積載量	保安基準第 53 条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。
基準軸	光学測定 of 角度範囲及び灯火等の取付けのための基準方向 (H = 0°、V = 0°) として灯火等の製作者が定める灯火等の特性軸をいう。
基準車両総重量	保安基準第 4 条に定める車両総重量及び第 4 条の 2 に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。
基準面	水平かつ平坦な面をいう。
規程	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号) をいう。
客室	運転者及び運転者助手以外の者の用に供する車室をいう。
客室の右側面の後部	客室の右側面のうち客室の長手方向の中央より後方の部分をいう。
吸着天然ガス	ガス容器内の吸着材に吸着させて貯蔵した天然ガスをいう。(ANG : Adsorbed Natural Gas)
共通構造部	法第 75 条の 2 第 1 項に規定する共通構造部をいう。
共通構造部型式指定規則	共通構造部型式指定規則 (平成 28 年国土交通省令第 15 号) をいう。
共通構造部 (協定期則第 0 号) 型式認証実施要領	共通構造部 (協定期則第 0 号) 型式認証実施要領について (依命通達) (平成 31 年 3 月 29 日付け国自審第 2109 号) 別添の共通構造部 (協定期則第 0 号) 型式認証実施要領をいう。
共通構造部型式指定実施要領	共通構造部型式指定実施要領について (依命通達) (平成 28 年 6 月 30 日付け国自審第 534 号) 別添の共通構造部型式認証実施要領をいう。
共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領	共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領について (依命通達) (平成 28 年 6 月 30 日付け国自審第 535 号) 別添の共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領をいう。
協定期則	車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則をいう。 なお、規程においては、細目告示又は適用関係告示上の表記に対し次の例により表記する。 <細目告示又は適用関係告示上の表記> 協定期則第●号第■改訂版補足第▲改訂版 <規程上の表記> UN R ● - ■ - S ▲
業務管理システム	特定改造等に係る業務に関し、特定改造等を実施する者が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。
業務日	4 - 3 (1) に規定する自動車検査場における審査業務を行う日をいう。
曲線道路用配光可変型前照灯	自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができる前照灯 (曲線道路用照明装置を含む。) をいう。
曲線道路用配光可変型走行用前照灯	自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができる走行用前照灯をいう。
曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯	自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができるすれ違い用前照灯をいう。
軌陸車等	用途区分通達 4 - 1 で定める特種用途自動車のうち、同通達 4 - 1 - 1 の保線作業車及び 4 - 1 - 2 の軌道兼用車をいう。
緊急自動車	次に掲げる自動車をいう。 ① 消防自動車 ② 警察自動車 ③ 検察庁において犯罪捜査のため使用する自動車又は防衛省用自動車であって緊急の出動の用に供するもの ④ 刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車 ⑤ 入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車 ⑥ 保存血液を販売する医薬品販売業者が保存血液の緊急輸送のため使用する自動車 ⑦ 医療機関が臓器の移植に関する法律 (平成 9 年法律第 104 号) の規定により死体 (脳死した者の身体を含む。) から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の緊急輸送のため使用する自動車 ⑧ 救急自動車 ⑨ 公共用応急作業自動車

[1-3 用語の定義]

		<p>⑩ 不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車</p> <p>⑪ 国土交通大臣が定めるその他の緊急の用に供する自動車</p>
	緊急制動表示灯	急激な減速時に灯火装置を点滅させる装置をいう。
く	空車状態	<p>道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備を装着した状態をいう。</p> <p>この場合において、次に掲げるものは「運行に必要な装備」とし、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品は「運行に必要な装備」には該当しないものとする。</p> <p>① 脱着式座席を有する自動車の全ての座席</p> <p>② 脱着式スタンション型のセミトレーラの必要本数のスタンション</p> <p>③ 脱着式の灯火等を有する大型特殊自動車の全ての灯火等</p> <p>④ 脱着式の後写鏡を有する大型特殊自動車の全ての後写鏡</p>
	組立車	改造自動車以外の自動車であって、自動車の製作を業とする者以外の者が自動車部品等を使用して組立てたもの（当該自動車の製作者又は当該自動車の製作者から委任を受けた者が研究・開発等のために改造した自動車を含む。）をいう。
け	軽自動車	<p>次に掲げる自動車をいう。</p> <p>① 二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被牽引自動車であって、自動車の大きさが長さ 3.40m 以下、幅 1.48m 以下、高さ 2.00m 以下のものうち、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が 0.660 ℓ以下のものに限る。）</p> <p>② 二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）であって、自動車の大きさが長さ 2.50m 以下、幅 1.30m 以下、高さ 2.00m 以下のものうち、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が 0.250 ℓ以下のものに限る。）</p>
	傾斜角度コース	検査コースのうち、傾斜角度を測定するコースをいう。
	傾斜角度測定機の車輪止め	測定車両を傾斜させた際に車両の横滑りを防止するために踏板の側端に設けた車輪止めをいう。
	軽車両	人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、馬車、牛車、馬そり、荷車、人力車、三輪自転車（側車付の二輪自転車を含む。）及びリヤカーをいう。
	牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量	施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 15 号ロに規定する車両総重量をいう。
	牽引自動車	専ら被牽引自動車を牽引することを目的とするか否にかかわらず、被牽引自動車を牽引する目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。
	牽引自動車の牽引能力	第五輪荷重、牽引重量及び自動車検査証に記載又は記録された牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量をいう。
	検査コース	保安検査コース、諸元測定コース、傾斜角度コース及び二輪検査コースをいう。
	検査担当者	自動車検査官、自動車検査官補、検査業務員、検査補助員及び限定検査補助員をいう。
	検査担当者等	検査担当者及び警備員並びに他職員をいう。
	検査用スキャンツール	車載式故障診断装置との通信により当該装置に記録された特定 DTC 等を読み出すための機器であつて、「自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準」（平成 7 年運輸省告示第 375 号）に適合することを、適切な技術的能力を有する者が「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成 7 年 6 月 14 日付け自整第 121 号）により公正に試験を実施して確認しているものをいう。
	検知装置	自動車に隣接する領域にある障害物を運転者が検知するために信号を用いる装置をいう。
	原動機付自転車	施行規則第 1 条で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。
	原動機用蓄電池	駆動に係る電力を供給するための電氣的に接続された電力貯蔵体及びその集合体をいい、作動電圧が直流 60V を超え 1,500V 以下又は交流 30V（実効値）を超え 1,000V（実効値）以下のものに限る。
こ	高圧ガス	高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条の高圧ガスをいう。
	光学的警報装置	道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により短い間隔で断続的に点滅する又は交互に点灯させることにより警報を発することを専らの目的とする前照灯をいう。

[1 - 3 用語の定義]

高速自動車国道	高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する道路をいう。
高速自動車国道等	高速自動車国道又は自動車専用道路をいう。
高速道路等	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 22 条第 1 項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が 60km/h を超える道路をいう。
構造・装置の概要説明書	自動車型式認証実施要領別添 1 から別添 3 までの別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる書面をいう。
公的試験機関	国若しくは地方公共団体の附属機関（国立大学法人及び公立大学を含む。）、公益社団法人、公益財団法人又はこれに準ずるものであって、当該試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するものをいう。
高電圧	直流 60V を超え 1,500V 以下又は交流 30V（実効値）を超え 1,000V（実効値）以下の作動電圧をいう。
高度化システム	法第 76 条の 30 に基づく軽自動車の検査事務の実施に関する規程で定義するシステムをいう。
光度可変型前部霧灯	霧等により視界が制限される状況に応じて、自動的に灯火の光度を変化させることができる機能を有する前部霧灯をいう。
後部上側端灯	取付位置が車両の上部又は下部であるかにかかわらず、後方に側端を表示する灯火をいう。
後部デフロスタ	後面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。
後方等確認装置	自動車の外側線付近及び後方の状況の画像を撮影し、運転者席において確認できる位置に備えられた当該画像を表示する、カメラ及び画像表示装置を組み合わせた装置をいう。
高齢者、障害者等	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等をいう。
小型在来コース	保安検査コースのうち、専ら小型自動車等の検査を行うコースであって、自動方式検査用機器を設置したコースをいう。
小型自動車	次に掲げる自動車をいう。 ① 四輪以上の自動車及び被牽引自動車であって、自動車の大きさが長さ 4.70m 以下、幅 1.70m 以下、高さ 2.00m 以下のもののうち、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあっては、その総排気量が 2.00 ℓ以下のものに限る。） ② 二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車であって、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの
小型特殊自動車	次に掲げる自動車をいう。 ① ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車（ロード・ヒータ、ライン・マーカ）、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車（ブルドーザ、クローラ運搬車、雪上車）及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車（林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリヤ、草刈作業車、歩道等移動専用自動車）であって、自動車の大きさが長さ 4.70m 以下、幅 1.70m 以下、高さ 2.80m 以下のもののうち、最高速度 15km/h 以下のもの ② 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車であって、最高速度 35km/h 未満のもの
黒煙汚染度	別添 12「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙による汚染度をいう。
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	繊維強化プラスチック複合容器であって、世界統一技術規則に適合する自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器をいう。
国際海上コンテナ基準緩和最大積載量	基準緩和を必要とする国際海上コンテナを輸送する場合において車両の構造・装置の限界を超えない範囲で定める最大積載量をいう。
国際海上コンテナ基準緩和車両総重量	国際海上コンテナ基準緩和最大積載量と車両重量の合計をいう。
国際海上コンテナ基準緩和認定	国際海上コンテナを輸送することに関する基準緩和認定をいう。
国際相互承認容器則細目告示	国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 28 年経済産業省告示第 184 号）をいう。

[1 - 3 用語の定義]

	固体の絶縁体	活電部へのあらゆる方向からの人体の接触に対して、活電部を覆い保護するために設けられたワイヤハーネスの絶縁被覆、コネクタの活電部を絶縁するためのカバー又は絶縁を目的としたワニス若しくは塗料をいう。
	ゴム履帯	カタピラと同様な帯状の走行装置で、接地部の材質に路面を破損するおそれの少ないゴム等を用いているものをいう。
さ	サービス・プラグ	原動機用蓄電池等の点検、整備等を行う場合に電気回路を遮断する装置をいう。
	最遠軸距	自動車の最前部の車軸中心（前車軸を有しない被牽引自動車にあっては、連結装置中心）から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。 なお、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、「最後部の車軸中心」を「車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ接地している最後部の車軸中心」に読み替える。
	最高光度点	光度が最大となる点をいう。
	最大安定傾斜角度	自動車を左側及び右側に傾けたときに自動車が転覆しない最大の角度をいう。
	在宅傷病者緊急往診用自動車	重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保している医療機関が当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで輸送するために使用する自動車をいう。
	再入場	不適合箇所の保安基準適合性確認のための検査コースへの入場をいう。
	サイバーセキュリティ	サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。
	細目告示	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)をいう。なお、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示(平成29年国土交通省告示第1154号)は含まない。
	座席	乗員が安全に着席できるものをいう。 なお、板、テーブル、ベッド(キャンピング車に備えられた就寝設備であって乗車設備と兼用のものを除く。)、棚、区切られただけの床面、タイヤえぐり及びその他これらに類するものは、「安全に着席できるもの」には該当しない。 また、車いす、寝台及び担架については、座席として取扱わないものとする。
	座席中心面	座席の中央部を含む鉛直面をいう。
	座席の地上面からの高さ	最後方かつ最低の位置に調節した座席の座面の最後端の位置における座面上方100mmの位置の地上面からの高さをいう。
	作動状態記録装置	自動運行装置の機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置をいう。
	サポートレッグ接触面	年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面をいう。
	算定燃費値取得済証	特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領(平成21年国土交通省告示第933号)第7条の規定による有効な算定燃費値取得済証をいう。
	サンバイザ	車室内に備える太陽光線の直射による乗車人員のげん感を防止するための装置をいう。
	三輪自動車	3個の車輪を備える自動車であって、側車付二輪自動車に該当しないものをいう。
	し	シート組込式年少者用補助乗車装置
市街地加速走行騒音値		UN R41(第4改訂版以降のものに限る。)附則3及びUN R51(第3改訂版以降のものに限る。)附則3に規定する「Lurban」の値をいう。
視界内表示投影装置		文字、図形、記号その他の表示を運転者が視認できるように前面ガラス又はコンバイナーその他これに類するものに投影する装置をいう。
敷地等		自動車機構が管理している敷地、建物及び施設をいう。
色度座標		国際照明委員会(CIE)規格15.2.に定める色度座標(x, y)をいう。
軸重		自動車の車両中心線に垂直な1mの間隔を有する2平行鉛直面間に中心のある全ての車輪の輪荷重の総和をいう。
試験成績書		試験機関が実施した試験の結果を記載した書面をいう。
試験領域 A		UN R43-01 附則 21 に規定する前面ガラスの試験領域 A をいう。 ただし、令和元年6月30日以前に製作された自動車(平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成29年6月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。))を除く。

	<p>の場合には、JIS R 3212-1992「自動車用安全ガラス試験方法」の附属書「前面に使用する安全ガラスの試験領域」に規定する前面ガラスの試験領域 A をいう。</p>
試験領域 B	<p>UN R43-01 附則 21 に規定する前面ガラスの試験領域 B（前面ガラスの周縁（前面ガラスの周縁周辺部に不透明マスキングバンドを有する場合にあっては当該マスキングバンドの内側の縁）から 25mm 以内の部分を除く。）をいう。</p> <p>ただし、令和元年 6 月 30 日以前に製作された自動車（平成 29 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 29 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）の場合には、JIS R3212-1992「自動車用安全ガラス試験方法」の附属書「前面に使用する安全ガラスの試験領域」に規定する前面ガラスの試験領域 B をいう。</p>
試験領域 I	<p>UN R43-01 附則 3 に規定する前面ガラスの試験領域 I をいう。</p> <p>ただし、令和元年 6 月 30 日以前に製作された自動車（平成 29 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 29 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）の場合には、JIS R3212-1992「自動車用安全ガラス試験方法」の附属書「前面に使用する安全ガラスの試験領域」に規定する前面ガラスの試験領域 I をいう。</p>
事故自動緊急通報装置	<p>自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該衝突等の事故が発生した旨を自動車製作者又は装置製作者が指定した機関に自動的、かつ、緊急に通報する装置をいう。</p>
試作車	<p>改造自動車以外の自動車であって、自動車の製作を業とする者が研究、開発等の用に供するため製作した年間の生産台数が少数のもの（当該自動車の製作者又は当該自動車の製作者から委任を受けた者が研究・開発等のために改造した自動車を含む。）をいう。</p>
試作車・組立車審査結果通知書等	<p>改造自動車等の取扱いについて（平成 7 年 11 月 21 日付け自技第 239 号）記 7. (1) に基づき提示される、試作車・組立車審査結果通知書（写しをもって代えることができる。）、外観図、各装置の詳細図及びその他特に指示された資料をいう。</p>
自主防犯活動用自動車	<p>警視總監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）から自主防犯活動のために使用する自動車として証明書の交付を受けた自動車をいう。</p>
指定自動車等	<p>型式指定自動車、多仕様自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び型式認定自動車をいう。</p>
指定装置等	<p>法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた装置及び同条第 8 項により指定を受けたとみなされる装置をいう。</p>
自動運行装置	<p>次に掲げる全ての要件を満たす装置をいう。</p> <p>① プログラムにより自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置であること</p> <p>② ①に掲げる装置ごとに、付される走行環境条件で使用される場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有すること</p> <p>③ ②に掲げる機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を備えること</p>
自動計測式前照灯試験機	<p>事務所等及び出張検査において使用する、前照灯に係る計測を全て自動で行う機能を有する試験機をいう。</p>
自動車	<p>原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。</p>
自動車運送事業	<p>道路運送法による自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）をいう。</p>
自動車運送事業者	<p>自動車運送事業を営業者をいう。</p>
自動車型式指定規則	<p>自動車型式指定規則（昭和 26 年運輸省令第 85 号）をいう。</p>
自動車型式認証実施要領	<p>自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日付け自審第 1252 号）別添の自動車型式認証実施要領をいう。</p>
自動車機構	<p>独立行政法人自動車技術総合機構をいう。</p>

自動車検査業務等実施要領	自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号）別添の自動車検査業務等実施要領をいう。
自動車検査票	自動車検査票 1 及び自動車検査票 2 をいう。
自動車検査票 1	様式 9 によるものをいう。
自動車検査票 2	様式 10 によるものをいう。
自動車審査高度化施設	事務所統括装置、携帯端末、保安総合端末、計測諸元確定端末、画像表示端末、下廻り端末、3 次元測定・画像取得装置、出張検査端末及び予備端末により構成される審査状況を電磁的に処理するための施設をいう。
自動車製作者等	自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸入することを業とするものをいう。
自動車専用道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路をいう。
自動車の側面に隣接する座席	座席の中心線を通る垂直縦断面から、全ての扉を閉めた状態の側壁（いわゆる車室内の壁面の大部分を構成する部分をいい、部分的に突出した箇所や特種用途の設備などは含まない。）までの水平距離が、R ポイント位置（R ポイントが不明な場合は、座席の中心部の前縁から奥行の方向に水平距離で 200mm の位置としてもよい。）において車両の中央縦断面に垂直に測定したとき 500mm を超える座席以外の座席をいう。 ただし、平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車の場合には、座席の中心部の前縁から奥行の方向に水平距離で 200mm の位置における座席の側端から、その高さにおける客室内壁面（ホイールハウス、肘かけその他の突起物及び局部的なくぼみ部を除く。）までの水平距離が、200mm を超える座席以外の座席をいう。
自動車の外側の表面上	自動車の全ての面（前面、後面、両側面、上面及び下面）における表面部分をいい、バンパ及び後写鏡等を含む。
自動車 NOx・PM 総量削減法	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）をいう。
自動車 NOx・PM 総量削減法施行令	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成 4 年政令第 365 号）をいう。
自動命令型制動機能	UN R78（第 6 改訂版以降のものに限る。）の 5.1.19. の適用を受ける機能をいう。
事務所等	地方検査部及び地方事務所をいう。
車室外乗降支援灯	乗員の乗降等を支援するための補助的照明として使用される灯火をいう。
車室内等	車室内及びガス容器が取り付けられているトランク等の仕切られた部分の内部をいう。
車線逸脱警報装置	自動車が走行中に車線から逸脱しようとしている、又は逸脱している旨を運転者に警報することにより自動車の車線からの逸脱を防止する装置をいう。
車体後面の構造部	車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。
車体前面の構造部	車枠又は車体で構成される構造部であって、他の自動車が衝突した場合において、当該衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを前部潜り込み防止装置と同程度以上に防止することができるものをいう。
車体前面の構造部の平面部	自動車の左右それぞれの最前軸のタイヤ（接地しているタイヤの膨らみを除く。）の最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側方向に 200mm の位置を両端とする部分をいう。
車両識別番号（VIN）	ISO 規格（ISO 3779）等に基づき個々の車両を識別する目的で、ローマ字又は数字を組み合わせて表示する 17 桁の番号をいう。
車両中心線	直進姿勢にある自動車を平たんな面に置いたときの次に掲げる直線とする。 ① 四輪以上の自動車にあっては、左右の前車輪及び後車輪のそれぞれのタイヤ接地部中心点を結ぶ線分の中点を通る直線 ② 前 1 輪の三輪自動車にあっては、左右の後車輪のタイヤ接地部中心点を結ぶ線分の中点を通り同線分と直角な水平線（前 2 輪の三輪自動車もこれに準ずる。） ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車（サイドカー型）にあっては、前後車輪（側車付二輪自動車の側車輪を除く。）のタイヤ接地部中心点を通る直線 ④ 側車付二輪自動車（トライク型）にあっては、前車輪のタイヤ接地部中心点を通り、かつ、後車輪を含む鉛直面に垂直な直線 ⑤ カタピラ又はカタピラ及びそりを有する自動車にあっては、左右のカタピラ又は左右のそりの中心線から等距離にある直線
車両データプレート	自動車に貼付されている車両識別表示をいう。

[1 - 3 用語の定義]

周辺監視装置	自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置をいう。
充電系連結システム	外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電するために主として使用され、かつ、電気回路を開閉する接触器、絶縁トランス等により外部電源に接続している時以外には動力系から直流電氣的に絶縁される電気回路をいう。
受検者	検査を受検する者をいう。
受検者等	受検者、同行者、見学者、各種届出者及び相談者をいう。
受検車両	検査を受ける自動車をいう。
主制動装置	走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。
主走行用ビーム	走行用ビームのうち主たるものをいう。
出荷検査証	施行規則第 62 条の 6 に基づく出荷検査証（共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領に基づく第 3 号様式）をいう。 なお当分の間、施行規則第 62 条の 5 に基づく「排出ガス検査終了証」の備考欄に「特定共通構造部型式指定番号」及び「類別区分番号」を記載することにより、多仕様自動車の出荷検査証とすることができる。
乗降口に備える扉	自動車の運転者室、客室その他の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるものに備える扉をいう。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、乗車人員が乗降に使用する扉（当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものを除く。）をいう。 ① 平成 27 年 1 月 26 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車 ② 平成 30 年 1 月 26 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車
少数生産車	生産台数が年間 500 台未満等の自動車をいう。 この場合において、車両識別番号（VIN）の WMI（World Manufacturer Identifier）の 3 桁目の記号が「9」である自動車は、少数生産車に該当する。
使用済自動車	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）による使用済自動車をいう。
衝突被害軽減制動制御装置	前方障害物との衝突による被害を軽減するために制動装置を作動させる装置をいう。
小人定員（しょうにんていいん）	12 才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。
触媒等	触媒コンバータ、排出ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置、尿素選択還元型触媒システム、尿素水添加ユニット、尿素水タンク、ディーゼル微粒子除去装置（DPF）等をいい、各装置の配管及び配線を含む。
諸元測定コース	検査コースのうち、主として受検車両の寸法及び重量の測定を行うコースをいう。
諸元表	自動車型式認証実施要領別添 1 から別添 3 までの別表に掲げる諸元表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表に掲げる諸元表及び輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる車両諸元要目表をいう。
初度登録日	自動車が初めて法第 4 条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。
新型届出自動車	自動車型式認証実施要領別添 2 の新型自動車取扱要領に基づく新型届出がなされた自動車をいう。 なお、規程においては、大臣定め通達上の表記に対し次の例により表記する。 <大臣定め通達上の表記> 平成●年■月▲日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車 <規程上の表記> 平成●年■月▲日以前の新型届出自動車
審査基準通達	新型自動車の審査基準について（昭和 47 年 9 月 30 日付け自車第 626 号交審第 531 号）別添の新型自動車の審査基準をいう。
審査結果通知書 1	様式 11 によるものをいう。
審査結果通知書 2	様式 12 によるものをいう。
審査時車両状態	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ① 空車状態の自動車に運転者 1 名が乗車した状態（被牽引自動車にあつては、空車状態に運転者 1 名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車を連結した状態）であること。

	<p>ただし、検査担当者からの指示又は申告ボタン操作等の理由により降車する必要がある場合には、空車状態であってもよい。</p> <p>この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態であること。</p> <p>なお、燃料については全量を搭載していなくてもよく、寸法及び重量を計測する場合を除き、スペアタイヤ（附属工具を含む。）又はその代替装備は搭載した状態とすることができる。</p> <p>② 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。</p> <p>なお、原動機始動時の自己診断のために点灯又は点滅していることが明確なものは、「継続して点灯又は点滅」には該当しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">異常状態の表示</th> <th style="text-align: center;">識別表示例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前方のエアバッグ</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td>側方のエアバッグ</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td>制動装置</td> <td style="text-align: center;">又は BRAKE</td> </tr> <tr> <td>アンチロックブレーキシステム</td> <td style="text-align: center;">又は ABS</td> </tr> <tr> <td>原動機</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。</p> <p>④ 受検車両に装着しているタイヤは、応急用スペアタイヤでないこと。</p>	異常状態の表示	識別表示例	前方のエアバッグ		側方のエアバッグ		制動装置	 又は BRAKE	アンチロックブレーキシステム	 又は ABS	原動機	
異常状態の表示	識別表示例												
前方のエアバッグ													
側方のエアバッグ													
制動装置	 又は BRAKE												
アンチロックブレーキシステム	 又は ABS												
原動機													
審査当日	当該自動車の審査依頼があり、かつ、当該自動車が提示された日をいう。												
人体模型のトルソライン	胴体の傾斜を表す線をいう。												
す	<p>水素ガス漏れ検知器 水素ガス漏れを検知する装置をいう。</p> <p>すれ違い用ビーム すれ違い状態における照射光線をいう。</p>												
せ	<p>世界統一技術規則 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（平成 12 年外務省告示第 474 号）に基づき世界登録簿に記載された世界技術規則をいう。</p> <p>なお、規程においては、細目告示又は適用関係告示上の表記に対し次の例により表記する。 <細目告示又は適用関係告示上の表記> 世界統一技術規則第●号の技術的な要件（同規則の規則○、□及び△に限る。） <規程上の表記> GTR ●の○、□及び△</p>												
積車状態	空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。 この場合において乗車定員 1 人の重量は 55kg とし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したもとする。												
施行規則	道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）をいう。												
セミトレーラ	第五輪荷重を有する牽引自動車によって牽引される前車軸を有しない被牽引自動車であって、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によって支えられる構造のものをいう。												
繊維強化プラスチック複合容器	ライナーに周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する容器をいう。												
全減速比	原動機の出力軸から駆動軸までの減速比をいう。												
線状再帰反射材	自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車の前面（被牽引自動車の前面に限る。）、側面及び後面に取付けるテープ状の再帰反射材をいう。												
前照灯	走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯をいう。												
前照灯照射方向調節装置	前照灯の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。												

[1-3 用語の定義]

センターアクスル型フルトレーラ	積載物が均等に積載された自動車の重心附近に当該自動車の全ての車軸が位置する被牽引自動車をいう。 なお、牽引自動車に対し、連結装置により負荷する垂直方向の荷重は車両総重量の10%(ただし、10,000Nを上限とする。)以下とする。
前部上側端灯	取付位置が車両の前部若しくは後部又は上部若しくは下部であるかにかかわらず、前方に側端を表示する灯火をいう。
前部潜り込み防止装置の平面部	自動車の左右それぞれの最前軸のタイヤ(接地しているタイヤの膨らみを除く。)の最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側方向に200mmの位置を両端とする部分をいう。
前部霧灯照射方向調節装置	前部霧灯の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。
前面スタンション	荷台の前端に沿って備えられるスタンションをいう。
全輪駆動車	全ての車輪に動力を伝達することができる動力伝達装置を備えた自動車をいう。
騒音カテゴリ	1-3-1に基づき決定した平成28年騒音規制における5桁の記号をいう。
騒音防止装置認定自動車	道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年運輸省令第67号)による改正前の道路運送車両法施行規則第62条の3の2第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車をいう。
騒音ラベル	UN R41(第4改訂版以降のものに限る。)に適合している二輪自動車に貼付された、次に掲げる全ての情報が記載されたラベルをいう。 なお、2枚に分割して貼付されている場合には、1枚目には①から③までの情報、2枚目には④及び⑤から⑦までの情報が記載されていること。 [自動車製作者情報] ① 自動車製作者の名称 [近接排気騒音情報] ② 近接排気騒音測定時の原動機回転数 ③ 近接排気騒音の騒音値 [加速走行騒音情報] ④ 加速走行騒音測定時のギヤ位置 ⑤ 全開加速走行騒音測定時の予備加速距離 ⑥ 全開加速走行騒音測定時の加速開始時速度 ⑦ 全開加速走行騒音の騒音値
相互依存型灯火装置	同一の機能を有する2個又は3個の相互依存型灯火等の組み合わせをいう。
相互依存型灯火等	相互依存型灯火装置の一部をなす灯火装置をいい、複数の灯火装置が同時に作動し、異なる基準軸方向の見かけの表面、灯器及び光源を有するものをいう。
走行環境条件	施行規則第31条の2の2第4項の規定により付された条件をいう。
走行環境条件付与書	「走行環境条件の付与の実施要領について(依命通達)」(令和2年3月31日付け国自技第269号)別添の第6号様式により国土交通大臣又は地方運輸局長が交付した走行環境条件付与書をいう。
走行装置としてゴム履帯を有する自動車	普通自動車又は小型自動車を基本とし、走行装置をゴムタイヤからゴム履帯に取替えた自動車であって、次に掲げるいずれかの構造を有するものをいう。 この場合において、当該車両は大型特殊自動車として区分されるカタピラを有する自動車には該当しないものとする。 ① 前輪又は後輪のいずれかを改造等によりゴムタイヤからゴム履帯に取替えた構造の自動車であって、操縦装置及びかじ取装置の基本構造に変更がないもの ② 全ての走行装置をゴムタイヤからゴム履帯に又はゴム履帯からゴムタイヤに容易に取替えることができる構造の自動車であって、ゴム履帯に取替えた場合に、前輪と後輪とが連続したゴム履帯でつながれておらず、かつ、操縦装置及びかじ取装置の基本構造に変更がないもの
走行中に使用しない灯火	点灯したままでは走行することができない構造の自動車に備えるもの、駐車制動装置が作動しているときに限り点灯するもの又は変速装置の変速レバーがP又はNの位置にあるときに限り点灯するものをいう。
走行用ビーム	走行状態における照射光線をいう。
装置型式指定規則	装置型式指定規則(平成10年運輸省令第66号)をいう。
装置型式指定実施要領	装置型式指定実施要領について(依命通達)(平成10年11月12日付け自技第215号自審第1253号自環第222号)別添の装置型式指定実施要領をいう。

装置型式指定通知書等	装置型式指定規則第9条の装置型式指定通知書又は既指定装置型式指定通知書をいう。
装着証明書	装着要領書に基づき速度抑制装置を装着したことを示す証明書をいう。
装着要領書	道路運送車両の保安基準第8条第4項に規定する速度抑制装置の装着要領書について（平成15年7月7日付け国自技第68号）をいう。
側車付二輪自動車	次に掲げるいずれかに該当するものをいう。 ① サイドカー型：直進状態において、同一直線上にある2個の車輪及びその側方に配置された1個（複輪を含む。）又は2個（二輪自動車の片側の側方に備えたものに限る。）の車輪を備えた自動車 ② トライク型：またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車
側車輪	側車付二輪自動車（サイドカー型）であって、同一直線上にある2個の車輪の側方に配置された1個（複輪を含む。）又は2個（二輪自動車の片側の側方に備えたものに限る。）の車輪をいう。
側面スタンション	荷台の両側端に沿って備えられるスタンション（前面スタンションを除く。）をいう。
損傷	当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は腐食をいう。
た 第一種座席ベルト	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。）であって、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。
大小兼用コース	保安検査コースのうち、専ら小型自動車等の検査を行うコース以外のコースであって、自動方式検査用機器を設置したコースをいう。
対称的に配置される2個の灯火ユニット	自動車の両側に1個ずつ配置された合計2個の灯火ユニットであって、これらの見かけの表面の中心が、自動車の車両中心線を含む鉛直面から、それぞれ公差50mm以内で同じ高さ及び距離に配置されるものをいう。
大臣定め通達	道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年10月1日付け国自技第151号国自環第134号）をいう。
大臣認定要領	道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による試験自動車の認定要領について（平成14年10月25日付け国自審第883号）別添の道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による試験自動車の認定要領をいう。
第二種座席ベルト	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルトであって、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。
大人定員（だいにんていいん）	12才以上の者の乗車定員をいう。
タイヤ空気圧監視装置	空気入ゴムタイヤの空気圧又は空気圧の変化を監視し、走行中に当該情報を運転者に伝達する機能を有する装置をいう。
多仕様自動車	法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車（共通構造部型式指定規則第4条第1項の規定による申請に基づく指定を受けた特定共通構造部を有する自動車にあつては、当該指定特定共通構造部自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式について同規則第3条第1項の規定による申請に基づく指定を受けた日と同一の日に指定を受けたものとみなす。）をいう。（当該指定を受けた後に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けるものを除く。） なお、規程においては、大臣定め通達上の表記に対し次の例により表記する。 <大臣定め通達上の表記> 平成●年■月▲日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車 <規程上の表記> 平成●年■月▲日以前の多仕様自動車
脱着式座席	脱着して使用することを目的とした座席であり、工具等を用いることなく、容易に脱着ができ、かつ、確実に装着ができる構造の座席をいう。
ダミー	試験自動車に搭載する人体模型をいう。
タンク自動車	爆発性液体、高圧ガスその他の物品を運送するため、車台にタンク又はガス容器を固定した自動車をいう。
タンク証明書	消防法（昭和23年法律第186号）第11条第5項の市町村長等の行う完成検査に合格したことを証する書面をいう。

[1 - 3 用語の定義]

単体物品基準緩和最大積載量	基準緩和を必要とする分割不可能な単体物品を輸送する場合において車両の構造・装置の限界を超えない範囲で定める最大積載量をいう。
単体物品基準緩和車両総重量	単体物品基準緩和最大積載量と車両重量の合計をいう。
単体物品基準緩和認定	分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定をいう。
ダンプ車	土砂その他のばら積みの貨物を積載することができる煽を備える荷台を有し、かつ、荷台が傾斜することによって土砂その他のばら積みの貨物を重力により落下させることができる自動車をいう。
ダンプヒンジ	専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車の側煽の後部に取付ける後煽固定用金具をいう。
ち	
地上高	自動車の接地部以外の部分と地面との間の間げきをいう。
着席基準点	人体模型を ISO 6549:1999 に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型の H 点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。
長距離耐久告示	自動車型式指定規則第 3 条第 1 項の規定による独立行政法人自動車技術総合機構に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第 4 項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める書面（昭和 58 年運輸省告示第 331 号）をいう。
超小型モビリティ	道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号）第 1 条第 5 号に掲げる軽自動車をいう。
直流電氣的に接続	トランス等を用いず電気配線を直接接続するものをいう。
て	
低減改造認定実施要領	道路運送車両の保安基準第 31 条の 2 の規定に適合させるために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出を低減させる改造の認定実施要領（平成 17 年国土交通省告示第 894 号）をいう。
低減性能向上改造証明書	自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目（平成 19 年 3 月 9 日付け国自環第 249 号）第 4 の低減性能向上改造証明書をいう。
低減装置評価実施要領	窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領（平成 16 年国土交通省告示第 814 号）をいう。
デジタル式速度計	一定間隔をもって断続的に速度を表示する速度計をいう。
低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器	圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第 61 条第 2 項第 2 号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるものをいう。
低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	国際圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第 61 条第 2 項第 2 号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるものをいう。
締約国登録自動車	道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和 39 年法律第 109 号）第 2 条第 2 項の締約国登録自動車をいう。
適用関係告示	道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）をいう。
手数料規則	道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）をいう。
手数料告示	道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 618 号）をいう。
手数料令	道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令 255 号）をいう。
データリンクコネクタ	スキャンツールとの通信を目的として自動車に設けられた外部接続用端子をいう。
デフロスタ	前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。
テルテール	装置の作動若しくは停止又は正常若しくは異常を表示する装置をいう。
電氣的シャシ	電氣的に互いに接続された導電性の部分の集合体であって、その電位が基準と見なされるものをいう。
電気パワートレイン	UN R100（第 4 改訂版以降のものに限る。）の 2.12. の適用を受けるものをいう。
電気保護バリア	高電圧活電部との直接接触に対する保護を与える部品をいう。
電動駐車制動装置	UN R13（第 12 改訂版以降のものに限る。）の 5.2.1.26. の適用を受ける制動装置をいう。
点滅する灯火又は光度が増減する灯火	光源自体が点滅又は光度増減するかどうにかかわらず、当該灯火を自動車に備えた状態において点滅又は光度増減が確認できるものをいい、色度に変化することにより視感度（見た目の明るさをいう。）が変化する灯火を含む。

[1 - 3 用語の定義]

と	灯火等	道路を照射する又は他の交通に対し灯光又は反射光を発することを目的として設計された装置であって、7-65 から7-95 までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置をいう。
	灯火ユニット	配光可変型前照灯から灯光を発することを目的とする部品のことをいう。
	盗難発生警報装置	自動車の盗難が発生しようとしている、又は発生している旨を音又は音及び灯光等により車外へ警報することにより自動車の盗難を防止する装置をいう。
	盗難防止装置	欧州連合指令 74/61/EEC に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。
	導風板	貨物の運送の用に供する自動車の運転者室の屋根部に備えられた空気を整流するための板をいう。
	動力系	原動機用蓄電池、駆動用電動機の電子制御装置、DC/DC コンバータ等電力を制御又は変換できる装置、駆動用電動機並びにこれらの装置に付随するワイヤハーネス及びコネクタ等並びに走行に係る補助装置（ヒータ、デフロスタ又はパワーステアリング等をいう。）を含む電気回路をいう。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。
	道路維持作業用自動車	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 41 条第 4 項の道路維持作業用自動車をいう。
	道路運送車両	自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
	登録識別情報	法第 4 条の自動車登録ファイルに自動車の所有者として記録されている者が当該自動車に係る登録を申請する場合において、当該記録されている者自らが当該登録を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であって、当該記録されている者を識別することができるものをいう。
	登録情報処理機関	法第 7 条第 4 項の登録情報処理機関をいう。
	特殊扉	折畳式扉、巻上式扉、脱着式扉、非常口用扉及び側車付二輪自動車の扉をいう。
	特徴等表示再帰反射材	自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取付ける再帰反射材をいう。
	特定改造等	法第 99 条の 3 第 1 項に規定する特定改造等をいう。
	特定期日	別表 9 「NOx・PM 法の特定期日」の自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日をいう。
	特定 DTC	OBID 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録される、OBID 検査対象装置の故障の情報を識別するための自動車製作者が定めるコードのうち、当該コードのみで OBID 検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるものをいう。（OBID 検査対象装置のうち、排出ガス発散防止装置以外の装置にあつては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。） (DTC : Diagnostic Trouble Code)
	特定 DTC 照会アプリ	車両が OBID 検査の対象であるか確認を行い、検査用スキャンツール及び OBID 検査用サーバと通信して OBID 検査を行うための自動車技術総合機構が開発・管理しているアプリケーションをいう。
	独立に作用する 2 系統以上の制動装置	ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで（ホイール・シリンダ及びブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあつては、ブレーキ・シューを直接作動させるカム軸等まで）の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置をいう。
	特区基準緩和最大積載量	特区基準緩和認定を受けた自動車が構造改革特区内において分割可能な貨物を輸送する場合における最大積載量をいう。
	特区基準緩和車両総重量	特区基準緩和最大積載量と車両重量の合計をいう。
	特区基準緩和認定	重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について（平成 15 年 3 月 31 日付け自技第 383 号）による、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）附則第 3 条に規定する措置（構造改革特別区域基本方針 2. (6) ②）に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づく申請に係る基準緩和認定をいう。
	土砂等	次の物をいう。 ① 土、砂利（砂及び玉石を含む。）及び碎石 ② 砂利（砂及び玉石を含む。）又は碎石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート ③ 鉱さい、廃鉱及び石炭がら ④ コンクリート、れんが、モルタル、しつくいその他これらに類する物のくず

[1 - 3 用語の定義]

		⑤ 砂利状又は碎石状の石灰石及びけい砂 (土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第2条第1項及び同法施行令(昭和42年政令第363号)第1条)								
土砂等運搬大型自動車		土砂等の運搬の用に供する自動車であって、車両総重量が8t以上のもの及び最大積載量が5t以上のものをいう。 (土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第2条第2項及び第4条並びに同法施行規則(昭和42年運輸省令第86号)第1条)								
トライアル二輪自動車		二輪自動車であって、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ① 7-2-1(1)の状態にて測定した座席面と車両中心面との交線のうち最も低い点の地上からの高さが700mm以下であること。 ② 7-3-1②ア(オ)を除く。の規定を準用して測定した最低地上高が280mm以上であること。 ③ 燃料タンクの容量が4ℓ以下であること。 ④ 動力伝達装置の全減速比の最小値が7.5以上であること。 ⑤ 車両重量が100kg以下であること。 ⑥ 乗車定員が1人であること。								
な	内圧容器	常用の温度における圧力(ゲージ圧力をいう。)が0.2MPa以上の圧縮ガスで高圧ガス以外のものを蓄積するための容器(制動装置用容器以外の容器で、内径200mm未満、長さ1,000mm未満のもの又は容積40ℓ未満のものを除く。)をいう。								
に	二輪検査コース	検査コースのうち、専ら二輪自動車の検査を行うコースをいう。								
ね	熱連鎖	原動機用蓄電池を構成するうちの一部の電池が熱暴走(電池温度の上昇が制御不能な状態をいう。)を起こした際に、その熱暴走が隣接する電池に広がることをいう。								
	年少者用補助乗車装置取付具	ISOFIX取付装置、ISOFIXトップテザー取付装置、ローテザーアンカレッジ及びサポートレッグ接触面をいう。 (ISOFIX取付装置、ISOFIXトップテザー取付装置及びローテザーアンカレッジでもよい。)								
	燃費算定等に関する告示	自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成18年国土交通省告示第350号)をいう。								
	燃費算定等に関する省令	自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号)をいう。								
	燃料電池自動車	水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車をいう。								
の	農耕トラクタ	施行規則別表第1大型特殊自動車の項第1号口に規定する農耕トラクタをいう。								
は	配光可変型前照灯	夜間の走行状態に応じて、自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整できる前照灯をいう。								
	配光制御信号	当該配光可変型前照灯の照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を制御するために入力される信号をいう。								
	排出ガス基準適合証明書	「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について(依命通達)」(平成3年6月28日付け地技第156号)記2.(2)ロの規定及び「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」(平成3年6月28日付け地技第168号)記6.の規定に基づく書面をいう。								
	排出ガス減少装置	排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を有効に減少させる装置をいう。								
	排出ガス試験結果成績表	公的試験機関が実施した排出ガス試験の結果を記載した書面をいう。								
	排出ガス非認証車	普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車であって、型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外のものをいう。								
	ハイブリッド自動車	原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置に充電する機能を備えたものをいう。								
	爆発性液体	消防法別表第一第四類及び第六類の項の品名欄に掲げる物品で、それぞれの項の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。 <table border="1" data-bbox="491 1928 1453 2119"> <thead> <tr> <th>類別</th> <th>性質</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第四類</td> <td>引火性液体</td> <td>特殊引火物、第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類、第四石油類、動植物油類</td> </tr> <tr> <td>第六類</td> <td>酸化性液体</td> <td>過塩素酸、過酸化水素、硝酸、その他のもので政令で定めるもの、前に掲げるもののいずれかを含有するもの</td> </tr> </tbody> </table>	類別	性質	品名	第四類	引火性液体	特殊引火物、第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類、第四石油類、動植物油類	第六類	酸化性液体
類別	性質	品名								
第四類	引火性液体	特殊引火物、第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類、第四石油類、動植物油類								
第六類	酸化性液体	過塩素酸、過酸化水素、硝酸、その他のもので政令で定めるもの、前に掲げるもののいずれかを含有するもの								

[1-3 用語の定義]

	バリヤ	あらゆる接近方向からの接触に対して、活電部を囲い込み保護するために設けられた部分をいう。
	バン型	貨物の運送の用に供する自動車であって、荷台の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれたものをいう。
	ハンドルバー	車両を操舵するため、かじ取フォーク又はかじ取フォーク間を連結するものに取付けられたバーをいう。
	バンパ	車両の前面及び後面の下部にある外側構造物（低速衝突時に車両の前面又は後面を保護するための構造物及び当該構造物の附属物を含む。）をいう。
ひ	光吸収係数	別添 11「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数をいう。
	被牽引自動車	自動車により牽引されることを目的とし、その目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。
	備考欄記入事項連絡票	様式 13 によるものをいう。
	非常灯	盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火をいう。
	非常用制動装置	主制動装置が故障したときに走行中の自動車の 2 以上の車輪を制御することができる制動装置をいう。
ふ	福祉タクシー車両	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 111 号）第 2 条第 1 項第 14 号に規定する福祉タクシー車両をいう。
	普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車をいう。
	船底状のくぼみ	荷支え台によりくぼみを有する部分をいう。
	部分輪郭表示再帰反射材	自動車の側面及び後面を線状再帰反射材及びそれぞれの上部の端部及び隅角部に取付けるコーナーマークによりそれぞれの輪郭を示すように取付けるテープ状の再帰反射材をいう。
	プラグインハイブリッド自動車	次の全ての要件を満たすものをいう。 ① 原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置に充電する機能及び電動機駆動用蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えていること。 ② バッテリー容量レシオ（単位車両重量あたりの走行に関与するバッテリー容量）が、0.002kWh/kg 以上であること。
	フロアライン	鉛直線と母線のなす角度が 30° である円錐を静的に接触させながら移動させた場合の接触点の軌跡をいう。
	ブローバイ・ガス還元装置	原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。
	プログラム	電子計算機（入出力装置を含む。）に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。
	分配制動機能	1 個の操作装置により全ての車輪を制動する機能であり、かつ、複数の部分的制動装置〔制動装置を構成する部品を部分的に組み合わせた装置であり、かつ、操作装置又は伝達装置（操作装置と制動力を発生する部品とを機能的に連結する装置をいう。）からの入力により独立に制動することのできるものをいう。〕から構成されており、1 つの部分的制動装置で故障が発生したとしても他の部分的制動装置の作動を妨げない主制動装置の機能をいう。
へ	並行輸入自動車	輸入自動車のうち、指定自動車等以外のものをいう。
	平成 27 年度燃費基準	乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 2 号）1 の 1-1 の（4）及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 19 年経済産業省・国土交通省告示第 5 号）1 の 1-1 の（3）の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率をいう。
	別記様式	共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表に掲げる書面をいう。
ほ	保安基準	道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）をいう。
	保安検査コース	検査コースのうち、主として受検車両の保安検査を行うコースをいう。
	法	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）をいう。
	放射性物質等	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）第 18 条の 3 第 1 項の放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 2 条第 2 項の核燃料物質及びそれによって汚染されたものをいう。

[1-3 用語の定義]

	ポール・トレーラ	柱、パイプ、橋げたその他長大な物品を運搬することを目的とし、これらの物品により他の自動車に牽引される構造の被牽引自動車をいう。
	保護等級 IPXXB	UN R100（第3改訂版以降のものに限る。）附則3及びUN R136 附則3に定義されたテストフィンガーによる試験に適合する活電部への接触に関連するバリヤ、電気保護バリヤ及びエンクロージャによる保護をいう。
	保護等級 IPXXD	UN R100（第3改訂版以降のものに限る。）附則3及びUN R136 附則3に定義されたテストワイヤによる試験に適合する活電部への接触に関連するバリヤ、電気保護バリヤ及びエンクロージャによる保護をいう。
	補助座席	容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられる1人用のものをいう。 ただし、昭和35年3月31日以前に製作された自動車の場合には、容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられるものをいう。
	補助主制動装置	連動制動機能を有する主制動装置を装備した車両の二次的な主制動装置をいう。
	補助制動装置	リターダ、排気ブレーキその他主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速させるための制動装置をいう。
	補助的に備える走行用前照灯	二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える走行用前照灯に対し、その性能を補うことを目的として任意に備えられた別の走行用前照灯であって、それぞれがUN R98、UN R112 又はUN R149 のいずれかに定める基準に適合するよう製作されたものをいう。
	ボンネットを有する自動車	運転者席の着席基準点が前車軸中心から後方1.1mより後方に位置する自動車をいう。
ま	マルチコース	保安検査コースのうち、専ら小型自動車等の検査を行うコースであって、自動方式総合検査用機器を設置したコースをいう。
も	目標光束の総和	配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした基本すれ違い状態において、灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、水平面から下方0.8°の平面並びに車両中心線と平行な鉛直面より右側6°の鉛直面及び左側4°の鉛直面並びに地上面に囲まれた範囲内にカットオフラインを有する場合の光の総量をいう。
	専ら車両を運搬する構造の自動車	積載した車両の車輪を支持する床板、道板又は車輪支持枠等の床面を有し、かつ、積載した車両を確実に固定できる緊締装置が取付けられる構造の自動車をいう。
ゆ	有機ガラス	ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂材をいう。
	有効奥行	踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であって当該踏段の前縁からその直上の踏段の前縁までの水平距離をいう。
	有効高さ	有効に利用できる部分の高さをいい、鉛直に測った距離とする。
	有効幅	有効に利用できる部分の幅をいい、水平に測った距離とする。
	輸入自動車	本邦に輸入された自動車をいう。
	輸入自動車特別取扱自動車	輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱届出がなされた自動車をいう。 なお、規程においては、大臣定め通達上の表記に対し次の例により表記する。 <大臣定め通達上の表記> 平成●年■月▲日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車 <規程上の表記> 平成●年■月▲日以前の輸入自動車特別取扱自動車
	輸入自動車特別取扱制度	輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）（平成10年11月12日付け自審第1255号）別添の輸入自動車特別取扱制度をいう。
よ	容易に折り畳むことができる座席	普段は折り畳んであり、容易に操作することができ、乗員による臨時の使用のために設計された座席をいう。 この場合において、使用する座面の全てが折り畳まれないものはこれに該当しない。
	容器則細目告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年通商産業省告示第150号）をいう。
	容器元弁	ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるバルブをいう。
	幼児専用車	専ら幼児の運送の用に供する自動車であって、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ① 大人の乗車設備（運転者席及びこれと並列の座席を除く乗車設備をいう。以下本欄において同じ。）を最大に利用した場合において、残された幼児の乗車設備の床面積（座席の床面への投影面積とする。以下本欄において同じ。）が、大人の乗車設備の床面積より大きいこと。 この場合において、非常口及び乗降口（7-50-1（2）に規定するものに限る。）附近に備える保護者用座席（各1席に限る。）については大人の乗車設備に含めないことができる。

[1-3 用語の定義]

		② 大人の乗車設備を最大に利用した場合において、残された幼児の乗車設備に乗車し得る人員が、大人の乗車設備に乗車し得る人員を超えるものであること。
	用途区分細部取扱い 通達	「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて（平成13年4月6日付け国自技第50号）をいう。
	用途区分通達	自動車の用途等の区分について（依命通達）（昭和35年9月6日付け自車第452号）をいう。
	四輪以上の自動車	4個以上の車輪を備える自動車であって、側車付二輪自動車に該当しないものをいう。
ら	ラウンド	時間帯をいう。
り	リグループタイヤ	㊦マークが付されたトラック、バス及びトレーラ用タイヤであって、タイヤの滑り止めの溝の再溝切りが可能である旨の表示（「REGROOVABLE」の文字又は次の図に示す記号）が付されたタイヤをいう。 (図) 
	リスク最小化制御	リスクの最小化を図るための制御をいう。
	量産型超小型モビリティ	長さ2.50m、幅1.30m、高さ2.00mを超えない軽自動車であって、最高速度60km/h以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものをいう。
	旅客自動車運送事業用自動車	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項の旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
	輪郭表示再帰反射材	完全輪郭表示再帰反射材又は部分輪郭表示再帰反射材をいう。
	輪荷重	自動車の1個の車輪を通じて路面に加わる鉛直荷重をいう。
れ	レディネスコード	細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」による故障診断が過去に実施されたことを示す記録情報であって、最後の消去時から当該監視が作動したかを検査用スキャンツールからの要求により読み出せるものをいう。
	連結部移動装置付牽引自動車	連結部の中心の位置を移動することができる牽引自動車をいう。
	連鎖式点灯	一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む。）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。 ① 各光源は、その点灯後、全ての光源が点灯するまで点灯し続けるものであること。 ② 全ての光源は、同時に消灯するものであること。 ③ 光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の最内縁から最外縁に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。 ④ 各光源は、垂直方向に反復して変化しないものであること。 ⑤ 方向指示器（③において照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものに限る。）の照明部に外接する長方形は、その長辺がH面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は1.7以上であること。
	連動制動機能	分配制動機能以外の機能であって、かつ、次のいずれかに該当する機能をいう。 ① 二輪自動車及び側車付二輪自動車（サイドカー型）にあつては、1個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動する主制動装置の機能 ② 側車付二輪自動車（トライク型）及び三輪自動車にあつては、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置の機能
ろ	ローアテザーアンカレッジ	年少者用補助乗車装置の下部に備える回転防止装置を固定するために設計された自動車に備える取付装置をいう。
	露出導電部	通常は通電されないものの絶縁故障時に通電される可能性のある導電性の部分のうち、工具を使用しないで、かつ、容易に触れることができるものをいう。 この場合において、容易に触れることができるかどうかは、原則として保護等級IPXXBの構造を有するかどうかの確認方法により判断するものとする。
B	BUS	専ら乗用の用に供する自動車であつて、定員11人以上のものをいう。
C	CMVSS	カナダ自動車安全基準（Canadian Motor Vehicle Safety Standard）をいう。
	CMVSS ラベル	自動車に貼付されているCMVSSに適合している旨が表示されたラベル（未完成車に対して貼付されたものを除く。）をいう。

[1 - 3 用語の定義]

	COC ペーパー	欧州連合指令 70/156/EEC、2002/24/EC、2007/46/EC、168/2013/EC 又は 2018/858/EC に基づく車両型式認可 [Whole Vehicle Type Approval] を受けた自動車に自動車製作者が発行した適合証明書 [EC Certificate of Conformity] (未完成車に対して発行されたものを除く。) をいう。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
E	e アクスル	UN R100 (第 4 改訂版以降のものに限る。) の 2.55. の適用を受けるものをいう。
	Ⓔマーク	協定規則に基づく型式認可マークをいう。
	Ⓕマーク	欧州連合指令に基づく型式認可マークをいう。
	EU 加盟国の自動車検査証等	当該自動車検査証等の発行日において欧州連合 (EU) 加盟国である国の権限ある政府機関が発行した自動車検査証又は自動車登録証をいう。 ただし、欧州連合に加盟している時点において当該自動車が登録されていた事実が確認できるものについては、欧州連合から離脱した後に発行されたものであってもよい。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
F	FMVSS	米国連邦自動車安全基準 (Federal Motor Vehicle Safety Standard) をいう。
	FMVSS ラベル	自動車に貼付されている FMVSS に適合している旨が表示されたラベル (未完成車に対して貼付されたものを除く。) をいう。
G	GVWR	車両総重量の許容限度 (Gross Vehicle Weight Rating) をいう。
	GTR2	二輪自動車排出ガスに関する世界統一技術規則をいう。
	GTR13	水素及び燃料電池自動車に関する世界統一技術規則をいう。
	GTR15	乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法に関する世界統一技術規則をいう。
	GTR19	燃料蒸発ガスに関する世界統一技術規則をいう。
H	H 面	灯火器の基準中心 (灯火等の製作者が定める基準軸と発光面との交点をいう。) を含む水平面をいう。
I	ISOFIX トップテザー取付装置	年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。
	ISOFIX 取付装置	回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた 2 個の取付部で構成される取付装置をいう。
L	L カテゴリ	四輪未満の自動車をいう。
	L ₃ カテゴリ	二輪の自動車であって、内燃機関を原動機とする場合にはその排気量が 50cm ³ 超のもの又は推進手段を問わず設計最高速度が 50km/h 超のものをいう。
	L ₄ カテゴリ	三輪の車輪配列が車両中心線に対して非対称の自動車であって、内燃機関を原動機とする場合には 50cm ³ 超のもの又は推進手段を問わず設計最高速度が 50km/h 超のものをいう。
	L ₅ カテゴリ	三輪の車輪配列が車両中心線に対して対称の自動車であって、内燃機関を原動機とする場合には 50cm ³ 超のもの又は推進手段を問わず設計最高速度が 50km/h 超のものをいう。
M	M カテゴリ	専ら乗用の用に供する自動車をいう。
	M ₁ カテゴリ	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 9 人以下のものをいう。
	M ₂ カテゴリ	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上かつ技術的最大許容質量が 5.0t 以下のものをいう。
	M ₃ カテゴリ	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上かつ技術的最大許容質量が 5.0t を超えるものをいう。
	MOTAS	自動車登録検査業務電子情報処理システム (国土交通省が保有する自動車の登録・検査データを一元的に管理し、各種申請の処理情報をオンライン・リアルタイム方式により処理するシステム) をいう。
	MPV	多目的乗用自動車 (Multipurpose Passenger Vehicle) をいう。
N	N カテゴリ	貨物の運送の用に供する自動車をいう。
	N ₁ カテゴリ	貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t 以下のものをいう。
	N ₂ カテゴリ	貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12.0t 以下のものをいう。
	N ₃ カテゴリ	貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 12.0t を超えるものをいう。
	NOx・PM 特例告示	道路運送車両の保安基準第 31 条の 2 に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示 (平成 14 年国土交通省告示第 310 号) をいう。
O	O カテゴリ	被牽引自動車 (セミトレーラを含む。) をいう。

[1-3 用語の定義]

O ₁ カテゴリ	被牽引自動車であって、技術的最大許容質量が 0.75t 以下のものをいう。 ただし、セミトレーラ及びセンターアクスル型フルトレーラの場合には、積載状態時における後軸重限度の総和が 0.75t 以下のものをいう。
O ₂ カテゴリ	被牽引自動車であって、技術的最大許容質量が 0.75t を超え 3.5t 以下のものをいう。 ただし、セミトレーラ及びセンターアクスル型フルトレーラの場合には、積載状態時における後軸重限度の総和が 0.75t を超え 3.5t 以下のものをいう。
O ₃ カテゴリ	被牽引自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 10.0t 以下のものをいう。 ただし、セミトレーラ及びセンターアクスル型フルトレーラの場合には、積載状態時における後軸重限度の総和が 3.5t を超え 10.0t 以下のものをいう。
O ₄ カテゴリ	被牽引自動車であって、技術的最大許容質量が 10.0t を超えるものをいう。 ただし、セミトレーラ及びセンターアクスル型フルトレーラの場合には、積載状態時における後軸重限度の総和が 10.0t を超えるものをいう。
O 点	UN R43-01 附則 3 に規定する O 点をいう。
OBD 検査	目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査することをいう。 (OBD : On-Board Diagnostics)
OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ① ペダル踏み間違い時加速抑制装置 (ACPE) ② かじ取装置 (UN R79 の 2.3.4. に定める高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。) ③ かじ取装置 (UN R171 の 2.1. に定める運転制御支援システム (DCAS) に係る部分に限る。) ④ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置 (ABS) ⑤ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置 (ESC) ⑥ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置 (EVSC) ⑦ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置 (BAS) ⑧ 衝突被害軽減制動制御装置 (AEBS) ⑨ 排出ガス発散防止装置 ⑩ 車線逸脱警報装置 (LDWS) ⑪ 電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置 (AVAS) ⑫ 側方衝突警報装置 (BSIS) ⑬ 自動運行装置
OBD 検査用サーバ	審査用技術情報管理事務を行うために必要な技術情報等を蓄積し一元管理している自動車技術総合機構が開発・管理しているサーバをいう。
P	PASS 専ら乗用の用に供する自動車 (Passenger Vehicle) をいう。
	PMR (Power to Mass Ratio) 次の式で算出される値をいう。 $PMR = \text{最高出力 (kW)} \div \text{UN R41 又は UN R51 の試験時重量 (kg)} \times 1000$
T	TRUCK 貨物の運送の用に供する自動車をいう。
U	UN R0 国際的な車両型式認証制度に係る協定規則をいう。
	UN R3 反射器に係る協定規則をいう。
	UN R4 番号灯に係る協定規則をいう。
	UN R6 方向指示器に係る協定規則をいう。
	UN R7 車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則をいう。
	UN R9 側車付二輪自動車の車外騒音に係る協定規則をいう。
	UN R10 電磁両立性に係る協定規則をいう。
	UN R11 ドアラッチ及びヒンジに係る協定規則をいう。
	UN R12 かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則をいう。
	UN R13 トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則をいう。
	UN R13H 乗用車の制動装置に係る協定規則をいう。
	UN R14 座席ベルト取付装置に係る協定規則をいう。
	UN R16 座席ベルトに係る協定規則をいう。
	UN R17 座席及び座席取付装置に係る協定規則をいう。

[1-3 用語の定義]

UN R18	施錠装置に係る協定規則をいう。
UN R19	前部霧灯に係る協定規則をいう。
UN R21	内部突起に係る協定規則をいう。
UN R23	後退灯及び低速走行時側方照射灯に係る協定規則をいう。
UN R25	頭部後傾抑止装置に係る協定規則をいう。
UN R26	乗用車の外部突起に係る協定規則をいう。
UN R27	停止表示器材に係る協定規則をいう。
UN R28	警音器に係る協定規則をいう。
UN R30	乗用車用空気入ゴムタイヤに係る協定規則をいう。
UN R34	車両火災の防止に係る協定規則をいう。
UN R37	フィラメント光源に係る協定規則をいう。
UN R38	後部霧灯に係る協定規則をいう。
UN R39	速度計に係る協定規則をいう。
UN R41	二輪自動車等の車外騒音に係る協定規則をいう。
UN R43	窓ガラスに係る協定規則をいう。
UN R44	年少者用補助乗車装置に係る協定規則をいう。
UN R45	前照灯洗浄器に係る協定規則をいう。
UN R46	間接視界に係る協定規則をいう。
UN R48	灯火器の取付けに係る協定規則をいう。
UN R50	二輪自動車等の車幅灯、番号灯、尾灯、制動灯及び方向指示器に係る協定規則をいう。
UN R51	四輪自動車の車外騒音に係る協定規則をいう。
UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則をいう。
UN R54	トラック、バス及びトレーラ用空気入ゴムタイヤに係る協定規則をいう。
UN R58	突入防止装置に係る協定規則をいう。
UN R59	四輪自動車の交換用消音器に係る協定規則をいう。
UN R60	二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則をいう。
UN R62	二輪自動車等の施錠装置に係る協定規則をいう。
UN R64	応急用予備走行装置に係る協定規則をいう。
UN R66	バスの車両転覆時の車体強度に係る協定規則をいう。
UN R70	大型後部反射器に係る協定規則をいう。
UN R75	二輪自動車等用空気入ゴムタイヤに係る協定規則をいう。
UN R77	駐車灯に係る協定規則をいう。
UN R78	二輪自動車等の制動装置に係る協定規則をいう。
UN R79	かじ取装置に係る協定規則をいう。
UN R80	バスの座席及び座席取付装置に係る協定規則をいう。
UN R81	二輪自動車等の後写鏡に係る協定規則をいう。
UN R85	原動機出力測定に係る協定規則をいう。
UN R87	デイトイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則をいう。
UN R91	側方灯に係る協定規則をいう。
UN R92	二輪自動車の交換用消音器に係る協定規則をいう。
UN R93	前部潜り込み防止装置に係る協定規則をいう。
UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則をいう。
UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則をいう。
UN R97	イモビライザに係る協定規則をいう。
UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則をいう。
UN R99	放電灯光源に係る協定規則をいう。
UN R100	バッテリー式電気自動車に係る協定規則をいう。
UN R104	再帰反射材に係る協定規則をいう。
UN R110	圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則をいう。
UN R112	非対称配光型前照灯に係る協定規則をいう。
UN R113	二輪自動車等の対称配光型前照灯に係る協定規則をいう。
UN R116	盗難防止装置に係る協定規則をいう。

[1-3 用語の定義]

UN R117	タイヤの車外騒音・ウェット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則をいう。
UN R119	側方照射灯に係る協定規則をいう。
UN R121	操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則をいう。
UN R123	配光可変型前照灯に係る協定規則をいう。
UN R125	前方視界に係る協定規則をいう。
UN R127	歩行者保護に係る協定規則をいう。
UN R128	LED 光源に係る協定規則をいう。
UN R129	改良型年少者用補助乗車装置に係る協定規則をいう。
UN R130	車線逸脱警報装置に係る協定規則をいう。
UN R131	トラック及びバスの衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則をいう。
UN R134	圧縮水素ガス燃料自動車に係る協定規則をいう。
UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則をいう。
UN R136	バッテリー式電気二輪自動車に係る協定規則をいう。
UN R137	フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則をいう。
UN R138	静音性車両に係る協定規則をいう。
UN R139	ブレーキアシストシステムに係る協定規則をいう。
UN R140	横滑り防止装置に係る協定規則をいう。
UN R141	タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則をいう。
UN R142	タイヤの取付けに係る協定規則をいう。
UN R144	事故自動緊急通報装置に係る協定規則をいう。
UN R145	年少者用補助乗車装置取付具に係る協定規則をいう。
UN R146	圧縮水素ガス燃料二輪自動車に係る協定規則をいう。
UN R148	信号灯火の統一規定に係る協定規則をいう。
UN R149	照射灯火の統一規定に係る協定規則をいう。
UN R150	反射器の統一規定に係る協定規則をいう。
UN R151	側方衝突警報装置に係る協定規則をいう。
UN R152	乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則をいう。
UN R153	後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に係る協定規則をいう。
UN R154	軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則をいう。
UN R155	サイバーセキュリティシステムに係る協定規則をいう。
UN R156	プログラム等改変システムに係る協定規則をいう。
UN R157	高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則をいう。
UN R158	後退時車両直後確認装置に係る協定規則をいう。
UN R159	歩行者及び自転車検知用発信情報システムに係る協定規則をいう。
UN R160	事故情報計測・記録装置に係る協定規則をいう。
UN R161	施錠装置に係る協定規則をいう。
UN R162	イモビライザに係る協定規則をいう。
UN R163	盗難発生警報装置に係る協定規則をいう。
UN R165	車両後退通報装置に係る協定規則をいう。
UN R166	直前直左右確認装置に係る協定規則をいう。
UN R167	大型車の直接視界に係る協定規則をいう。
UN R168	路上走行時の軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則をいう。
UN R169	大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則をいう。
UN R170	バスの座席一体型年少者補助乗車装置に係る協定規則をいう。
UN R171	横方向及び縦方向の動きを持続的に制御する運行補助機能に係る協定規則をいう。
UN R173	座席ベルト及び年少者用補助乗車装置の搭載性に係る協定規則をいう。
UN R174	座席ベルトリマインダーに係る協定規則をいう。
UN R175	ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則をいう。
UN R176	視界内表示投影装置に係る協定規則をいう。
V	V ₁ 点 UN R43-01 附則 21 に規定する V ₁ 点をいう。

W	WVTA ラベル	欧州連合指令 76/114/EEC、2002/24/EC、2007/46/EC、168/2013/EC 又は 2018/858/EC に基づく車両型式認可を受けた自動車に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されたラベル又はプレート（未完成車に対して貼付されたものを除く。）をいう。
---	----------	--

1-3-1 騒音カテゴリ

平成 28 年騒音規制における 5 桁の記号による騒音カテゴリは、次の (1) から (3) までの表に掲げる記号のうち該当するものを選択するものとする。

(1) 1～3 桁目（カテゴリ及びサブカテゴリの別）

カテゴリ	サブカテゴリ	1 桁目及び 2 桁目	3 桁目
M ₁ カテゴリ	PMR が 120 以下のもの	M1	A
	PMR が 120 を超え 160 以下のもの		B
	PMR が 160 を超えるもの		C
	PMR が 200 を超え、乗車定員が 4 人以下、かつ、R ポイントの地上からの高さが 450mm 未満のもの		D
M ₂ カテゴリ	技術的最大許容質量が 2.5t 以下のもの	M2	A
	技術的最大許容質量が 2.5t を超え、3.5t 以下のもの		B
	技術的最大許容質量が 3.5t を超え、最高出力が 135kW 以下のもの		C
	技術的最大許容質量が 3.5t を超え、最高出力が 135kW を超えるもの		D
M ₃ カテゴリ	最高出力が 150kW 以下のもの	M3	A
	最高出力が 150kW を超え 250kW 以下のもの		B
	最高出力が 250kW を超えるもの		C
N ₁ カテゴリ	技術的最大許容質量が 2.5t 以下のもの	N1	A
	技術的最大許容質量が 2.5t を超えるもの		B
N ₂ カテゴリ	最高出力が 135kW 以下のもの	N2	A
	最高出力が 135kW を超えるもの		B
N ₃ カテゴリ	最高出力が 150kW 以下のもの	N3	A
	最高出力が 150kW を超え 250kW 以下のもの		B
	最高出力が 250kW を超えるもの		C
L ₃ カテゴリ	PMR が 25 以下のもの	L3	A
	PMR が 25 を超え 50 以下のもの		B
	PMR が 50 を超えるもの		C

(2) 4 桁目（フェーズの別）

フェーズ	4 桁目
UN R41 又は UN R51 のフェーズ 1 の要件を適用	1
UN R51 のフェーズ 2 の要件を適用	2
UN R51 のフェーズ 3 の要件を適用	3

(3) 5 桁目（特例措置の適用）

特例措置の内容	5 桁目
特例措置なし	A
N ₁ カテゴリから派生した M ₁ カテゴリの車両（技術的最大許容質量が 2.5t を超え、かつ、R ポイントの地上からの高さが 850mm を超えるものに限る。）	B
オフロード仕様の車両（ただし、M ₁ カテゴリの車両にあっては技術的最大許容質量が 2t を超えるものに限る。）	C
車いすを収容するために製造・変更された M ₁ カテゴリの車両	D
防弾性能を有した車両	E
M ₃ カテゴリの車両であって、ガソリンのみを燃料とするもの	F
技術的最大許容質量が 2.5t 以下の N ₁ カテゴリの車両で、排気量が 660cc 以下、最高出力を技術的最大許容質量で除した値が 35kW/t 以下、フロントアクスル中心と R ポイントとの水平距離が 1,100mm 未満のもの	G
N ₁ カテゴリ及び N ₁ カテゴリから派生した M ₁ カテゴリの車両であって、技術的最大許容質量が 2.5t 以下、R ポイントの地上高さが 800mm 以上、前軸中心から原動機重心までの水平距離が 300mm から 1,500mm までの間にあり、総排気量が 660cc を超え 1,495cc 未満であって後輪駆動のもの	H

1-4

二輪車の基準を適用する自動車

次に掲げる全ての要件を満たすものは、二輪自動車の基準を適用するものとする。

- (1) 三個以上の車輪を備えるもの
- (2) 車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されているもの
- (3) 同一線上の車軸における最外側の車輪の接地部中心点を通る直線の距離が 460mm 未満であるもの
- (4) 車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有するもの

第 1 条の 2

燃料の規格

この省令の燃料の性状又は燃料に含まれる物質と密接な関係を有する技術基準は、告示で定める燃料が使用される場合に自動車又は原動機付自転車の安全性の確保及び公害の防止が図られるよう定めるものである。

1-5

燃料の規格

この規程の燃料の性状又は燃料に含まれる物質と密接な関係を有する技術基準は、次表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに設けられた右欄に掲げる基準を満たす燃料が使用される場合に自動車又は原動機付自転車の安全性の確保及び公害の防止が図られるよう定めるものである。

燃料の種類	基準
ガソリン (E10 ガソリンを除く。)	鉛が検出されないこと。
	硫黄が質量比 0.001% 以下
	ベンゼンが容量比 1% 以下
	メチルターシャリーブチルエーテルが容量比 7% 以下
	メタノールが検出されないこと。
	エタノールが容量比 3% 以下
	酸素分が質量比 1.3% 以下
	灯油の混入率が容量比 4% 以下 実在ガムが 100ml 当たり 5mg 以下
E10 ガソリン	鉛が検出されないこと。
	硫黄が質量比 0.001% 以下
	ベンゼンが容量比 1% 以下
	メチルターシャリーブチルエーテルが容量比 7% 以下
	メタノールが検出されないこと。
	エタノールが容量比 10% 以下
	酸素分が質量比 3.7% 以下
	灯油の混入率が容量比 4% 以下 実在ガムが 100ml 当たり 5mg 以下
軽油	硫黄が質量比 0.001% 以下
	セタン指数が 45 以上
	90% 留出温度が 360°C 以下
	次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。 (1) 脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1% 以下 (2) 脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1% 超 5% 以下であり、かつ、次に掲げる要件を全て満たすこと。 ① メタノールが質量比 0.01% 以下 ② 酸価が 0.13 以下 ③ ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が質量比 0.003% 以下 ④ 酸価の増加量が 0.12 以下
	トリグリセリドが質量比 0.01% 以下

備考

- 1 「鉛が検出されないこと」とは、日本産業規格 K2255 の原子吸光 A 法又は原子吸光 B 法で定める試験方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限值以下であることをいう。
- 2 「メタノールが検出されないこと」とは、メタノールの混入率を容量比で測定でき、かつ、メタノールの混入率の定量下限が容量比 0.5% 以下である分析設備により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限值以下であることをいう。
- 3 「酸素分」とは、日本産業規格 K2536 号の 2、日本産業規格 K2536 号の 4 又は日本産業規格 K2536 号の 6 に定める方

法により測定した場合における数値とする。

- 4 「セタン指数」とは、日本産業規格 K2280 で定める方法で算出した軽油の性状をいう。
- 5 「90%留出温度」とは、日本産業規格 K2254 に定める方法で測定した軽油の性状をいう。
- 6 「酸価」とは、軽油 1g のうちに含まれる酸の中和に要する水酸化カリウムの mg 数をいい、日本産業規格 K2501 号の電位差滴定法（酸価）により測定した数値とする。
- 7 「酸価の増加量」とは、軽油中の酸価の増加の測定方法として経済産業大臣が定める方法（平成 19 年経済産業省告示第 81 号）により測定した数値とする。

1-6

国との業務協力

自動車、共通構造部及び自動車の装置の審査及びこれに附帯する業務に関して、国と協力し、業務の厳正、公正かつ能率的な実施を図るものとする。

第 2 章 自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法

2-1

審査の開始

審査は、原則として、国土交通大臣から申請書等を受領した旨連絡があり、かつ、申請者等から審査に係る書面の提出があったときに開始するものとする。

2-2

審査の実施方法

- (1) 法、施行規則及び保安基準によるほか、次に掲げる法令等に基づき、自動車、共通構造部及び自動車の装置（以下第 2 章において「自動車等」という。）並びに業務管理システムの審査を実施するものとする。
 - ① 自動車型式指定規則
 - ② 共通構造部型式指定規則
 - ③ 装置型式指定規則
 - ④ 燃費算定等に関する省令
 - ⑤ 自動車の特定改造等の許可に関する省令
 - ⑥ 細目告示
 - ⑦ 適用関係告示
 - ⑧ 燃費算定等に関する告示
 - ⑨ 長距離耐久告示
 - ⑩ 自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示
 - ⑪ 技術基準通達
 - ⑫ 審査基準通達
 - ⑬ 自動車型式認証実施要領
 - ⑭ 共通構造部型式指定実施要領
 - ⑮ 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領
 - ⑯ 共通構造部（協定規則第 0 号）型式認証実施要領
 - ⑰ 装置型式指定実施要領
 - ⑱ 輸入自動車特別取扱制度
 - ⑲ 大臣認定要領
 - ⑳ 自動車の特定改造等の許可実施要領
 - ㉑ 自動車の特定改造等の許可に関する省令及び自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定めるものについて（依命通達）
 - ㉒ その他自動車等及び業務管理システムの審査に係る通達
- (2) 審査は、申請者等から提出された審査に係る書面及び申請者等から提示された自動車等並びに業務管理システムについて行う。
- (3) 自動車型式認証実施要領附則 4 第 2、共通構造部型式指定実施要領附則 2 第 2、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領附則 2 第 2 及び自動車の特定改造等の許可実施要領附則 2 第 2 の審査事務規程に定める添付書面とは、別表 1 「添付書面一覧」の書面とする。
- (4) (2) の規定に定める書面のほか、審査に関し必要があると認めるときは、申請者等に対し、必要な書面の提出を求めるものとする。
- (5) 提示された自動車及び業務管理システムに関する試験については、別添 1 「試験規程」に基づき実施するものとする。ただし、従前の保安基準が適用される申請であることにより、別添 1 「試験規程」に基づき試験を実施することができない場合については、交通安全環境研究所自動車認証審査部長の決裁を得た試験規程にて実施するものとする。

2-3

型式の指定に係る審査

2-3-1 自動車等の選定

- (1) 審査は、自動車等の型式ごとに行う。
- (2) 2以上の型式の自動車等の審査を行う場合、保安基準への適合性において同等又は不利側と判断される型式の自動車等に係る審査を実施することにより、その他の型式の自動車等の提示を省略することができる。保安基準への適合性において同等又は不利側と判断される型式の自動車等に係る審査を既に実施している場合も同様とする。
- (3) 申請に係る自動車等の審査を行う場合、保安基準への適合性において同等又は不利側と判断される自動車等であって、申請に係る自動車等の審査を補助する目的のために申請者等が提示したもの（以下(3)において「審査補助自動車等」という。）が申請に係る自動車等に対して同等又は不利側と判断される技術的な根拠となる適切な書面の提出がなされ、自動車機構がその技術的妥当性を認めた場合にあつては、審査補助自動車等の審査を実施することにより申請に係る自動車等の提示を受け、その審査を実施したものとする。
- (4) 申請者等から提示される自動車等について(2)及び(3)の規定を適用する場合、申請者等が提示すべき自動車等の型式を選定し、申請者等に対して指示するものとする。

2-3-2 試験結果の活用

別途定めるところにより、次に掲げる試験の結果を活用して審査を実施することができる。

- (1) 自動車の製作を業とする者等から受託して実施した試験
- (2) 別表2「外国の試験機関」に定める外国の試験機関が、同表に定める試験項目について、別添1「試験規程」に基づき実施した試験
- (3) 既に型式を取得した自動車等に係る別添1「試験規程」に基づき実施した試験項目の試験であつて、その結果を、申請に係る自動車等の当該試験項目の試験結果として活用できるもの
- (4) その他申請者等（当該自動車等の製作者である場合に限る。）が別添1「試験規程」に基づき実施した試験

2-3-3 自動車機構外における審査の実施

自動車機構の所有していない施設及び設備を用いて審査を実施することができる。

2-3-4 審査を停止する場合

- (1) 自動車製作者等による型式指定申請に係る不正行為又はその疑義が発覚した場合、その旨を国土交通省自動車局審査・リコール課へ連絡し、同課からの指示により、審査を停止し、不正の有無やその内容について技術的検証を実施するものとする。
- (2) (1)により審査を停止し、技術的な検証を完了した場合にあつては、その旨を国土交通省自動車局審査・リコール課へ連絡し、同課からの指示により、審査を再開するものとする。

2-3-5 審査を中止する場合

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する場合であつて、審査を終了することが困難であると判断されるときは、審査を中止することができる。

- ① 申請者等から審査を実施するに足る書面が提出されない場合
- ② 申請者等から審査を実施するに足る自動車等が提示されない場合

- (2) (1)により審査を中止した場合には、遅滞なくその理由を付して国土交通大臣に通知するものとする。

2-3-6 審査の処理期間

- (1) 原則として、審査の開始から6週間以内に審査を終了すること。
- (2) 審査の終了が(1)に定める期間より遅延した場合には、その理由とともに、国土交通省自動車局審査・リコール課へ連絡するものとする。

ただし、2-3-4(1)により審査を停止し技術的な検証を実施したことにより、当該期間内に審査を終了できない場合は、この限りでない。

2-4

特定改造等の許可に係る審査（自動車）

2-4-1 自動車等の選定

- (1) 審査は、プログラム等の改変により改造される自動車ごとに行う。ただし、申請に係るプログラム等の改変により改造される自動車の装置に当該改造のためのプログラム等が組み込まれた場合において、当該装置が型式指定等を受けた自動車等と同一の構造及び性能を有する場合、当該改造のためのプログラム等が組み込まれる装置を取り付けた自動車ごとに行う。
- (2) 2以上の自動車の審査を行う場合、保安基準への適合性において同等又は不利側と判断される自動車等に係る審査を実施することにより、その他の自動車等の提示を省略することができる。保安基準への適合性において同等又は不利側と判断される自動車等に係る審査を既に実施している場合も同様とする。
- (3) 申請に係る自動車等の審査を行う場合、保安基準への適合性において同等又は不利側と判断される自動車等であつて、申請に係る自動車等の審査を補助する目的のために申請者等が提示したもの（以下(3)において「審査補助自動車等」という。）が申請に係る自動車等に対して同等又は不利側と判断される技術的な根拠となる適切な書面の提出がなされ、自動車機構がその技術的妥当性を認めた場合にあつては、審査補助自動車等の審査を実施することにより申請に係る自動車等の提示を受け、その審査を実施したものとする。
- (4) 申請者等から提示される自動車等について(2)及び(3)の規定を適用する場合、申請者等が提示すべき自動車等の型式

を選定し、申請者等に対して指示するものとする。

2-4-2 試験結果の活用

別途定めるところにより、次に掲げる試験の結果を活用して審査を実施することができる。

- (1) 自動車の製作を業とする者等から受託して実施した試験
- (2) 別表2「外国の試験機関」に定める外国の試験機関が、同表に定める試験項目について、別添1「試験規程」に基づき実施した試験
- (3) 既に型式を取得した自動車等に係る別添1「試験規程」に基づき実施した試験項目の試験であって、その結果を、申請に係る自動車等の当該試験項目の試験結果として活用できるもの
- (4) その他申請者等（当該自動車等の製作者である場合に限る。）が別添1「試験規程」に基づき実施した試験

2-4-3 自動車機構外における審査の実施

自動車機構の所有していない施設及び設備を用いて審査を実施することができる。

2-4-4 審査を停止する場合

- (1) 自動車製作者等による特定改造等許可申請に係る不正行為又はその疑義が発覚した場合、その旨を国土交通省自動車局審査・リコール課へ連絡し、同課からの指示により、審査を停止し、不正の有無やその内容について技術的検証を実施するものとする。
- (2) (1) により審査を停止し、技術的な検証を完了した場合にあつては、その旨を国土交通省自動車局審査・リコール課へ連絡し、同課からの指示により、審査を再開するものとする。

2-4-5 審査を中止する場合

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する場合であつて、審査を終了することが困難であると判断されるときは、審査を中止することができる。
 - ① 申請者等から審査を実施するに足る書面が提出されない場合
 - ② 申請者等から審査を実施するに足る自動車等が提示されない場合
- (2) (1) により審査を中止した場合には、遅滞なくその理由を付して国土交通大臣に通知するものとする。

2-4-6 審査の処理期間

- (1) 原則として、審査の開始から6週間以内に審査を終了すること。
- (2) 審査の終了が(1)に定める期間より遅延した場合には、その理由とともに、国土交通省自動車局審査・リコール課へ連絡するものとする。
ただし、2-4-4(1)により審査を停止し技術的な検証を実施したことにより、当該期間内に審査を終了できない場合は、この限りでない。

2-5

特定改造等の許可に係る審査（業務管理システム）

2-5-1 試験結果の活用

別途定めるところにより、次に掲げる試験の結果を活用して審査を実施することができる。

自動車の製作を業とする者等から受託して実施した試験

2-5-2 書面審査

業務管理システムの書面による確認、実地調査における審査項目・内容の決定等のために、書面審査を実施するものとする。

2-5-3 実地調査

- (1) 実地調査は、申請に係る業務管理システムが確立されている組織が存する施設において実施するものとする。
- (2) 2-5-2により決定した項目の確認を担当者等からの聴取、記録の閲覧及び施設の確認等により行うものとする。

2-5-4 審査を停止する場合

- (1) 自動車製作者等による能力基準適合証明の申請に係る不正行為又はその疑義が発覚した場合、その旨を国土交通省自動車局審査・リコール課へ連絡し、同課からの指示により、審査を停止し不正の有無やその内容について技術的検証を実施するものとする。
- (2) (1) により審査を停止し、技術的な検証を完了した場合にあつては、その旨を国土交通省自動車局審査・リコール課へ連絡し、同課からの指示により、審査を再開するものとする。

2-5-5 審査を中止する場合

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する場合であつて、審査を終了することが困難であると判断されるときは、審査を中止することができる。
 - ① 申請者等から審査を実施するに足る書面が提出されない場合
 - ② 申請者等から審査を実施するに足る実地調査に関する協力が得られない場合
- (2) (1) により審査を中止した場合には、遅滞なくその理由を付して国土交通大臣に通知するものとする。

2-6

審査の手数料

手数料令、手数料規則及び手数料告示に係る手続きについては、自動車機構の別途定める規程によるものとする。

2-7

自動車の検査時に必要な情報及びその受領方法等

自動車型式認証実施要領別添1第18及び共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領第17における「当該情報の内容、受領方法及び提出時期」は、次のとおりとする。

ただし、検査時に注意する事項がない又は基準の適用を受けない場合を除く。

(1) 当該情報の内容

- ① プレーキテスタによる検査時に注意する事項
- ② スピードメータテスタによる検査時に注意する事項
- ③ ヘッドライトテスタによる検査時に注意する事項
- ④ 排出ガステスタによる検査時に注意する事項
- ⑤ OBD 検査時に注意する事項
- ⑥ 消音器その他の騒音防止装置に係る説明
- ⑦ ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置に係る説明
- ⑧ 突入防止装置の構造等の説明
- ⑨ 前部潜り込み防止装置の構造等の説明
- ⑩ 速度抑制装置の確認方法
- ⑪ 最大安定傾斜角度測定時のエアサスペンション調整に係る説明（乗車定員10人以下の乗用自動車を除く。）
- ⑫ プレーキ適合カテゴリ（UN R13 が適用される自動車に限る。）
- ⑬ けん引自動車の仕様説明
- ⑭ 車両後退通報装置の認証情報（単品認証と車両認証の別）
- ⑮ 後退時車両直後確認装置の説明
- ⑯ 多軸を有する自動車の重量分布の計算式

(2) 受領方法及び提出時期

別途定める方法とする。

第3章 自動車の型式の指定等に係る審査結果の通知方法

3-1

審査結果の通知方法

法第75条の5、法第99条の3第8項及び第9項、自動車型式指定規則第11条、共通構造部型式指定規則第13条、装置型式指定規則第13条及び自動車の特定改造等の許可に関する省令第6条の規定その他国土交通大臣の定めによるほか、審査結果の通知は次の方法により行う。

- (1) 審査結果の通知は、審査内容に応じて様式1から様式8のいずれかの審査結果通知書を国土交通省自動車局審査・リコール課へ送付することにより行うものとする。
- (2) 審査が終了したときは、終了当日中に、審査・リコール課個別業務システムに審査結果の登録を行うものとする。

第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1

敷地等における秩序維持等

(1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者（1名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。
また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。

- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
 - ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
 - ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
 - ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
 - ⑱ 検査担当者の許可なく敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の撮影、録画又は録音をしないこと。
また、敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の画像、動画若しくは音声又は的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような情報を、公衆に提供（譲渡、頒布、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）への投稿等の公衆送信を含むがこれに限らない。）しないこと。
 - ⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
 - ⑳ その他、検査担当者等が的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような行為又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。
- (2) 受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
 - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
 - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
 - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
 - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
 - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
 - カ 窓ガラスが取外されていない状態
 - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
 - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
 - ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
 - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
 - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
 - シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
 - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
 - セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
 - ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（7-6-1 (1) ④に定める安定性の審査を除く。）
 - (7) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
 - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
 - (ウ) (7) 又は (イ) に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態
 - タ OBD 検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態
 - ② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。
 - ③ 受検中は自動車検査票を保持すること。
 - ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。
また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
 - ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。
 - ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
 - ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
 - ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
 - ⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
 - ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
 - ⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。
また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口に提出すること。
 - ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
 - ⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
 - ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。

- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- ⑰ 検査担当者がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。
- (3) 検査担当者等は、(1) ①から③までに掲げる事項を受検者等が遵守しないことを確認した場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、公務執行妨害行為等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。
- (4) 検査担当者は、(1) ④から⑳までに掲げる事項及び(2)に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、受検者等に対しこれらを遵守するよう口頭で指示すること。
- (5) (4)に基づき指示したにもかかわらず、(1) ④から⑳までに掲げる事項及び(2)に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止、当該事案の発生場所に駆けつけること。
- (6) (5)に基づき警報装置を作動させ、検査担当者等が集合してもなお、受検者等が遵守しない場合には、検査担当者及び警備員は受検者等に対し退去及び自動車の撤去を命じること。
また、退去や撤去の命令に従わない場合には、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。

4-2

自動車検査場における掲示等

- (1) 自動車検査上屋の入口附近の適当な箇所には、受検者等が見やすいように、次に掲げる事項を掲示するものとする。
 - ① 検査時間
 - ② 検査を行う日
 - ③ 検査コース毎のコース名
 - ④ 検査コース毎の入場できる自動車の種類
 - ⑤ 4-1 (1) に掲げる事項
- (2) 受検者等に対し、次に掲げる事項を周知するものとする。
 - ① 4-1 (2) に掲げる事項
 - ② その他必要な事項
- (3) (2) ②のその他必要な事項は、次に掲げる事項とする。
ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。
 - ① 各検査コース共通の受検時の注意事項
 - ア 受検車両の操作方法(特にトラクションコントロール装置、衝突被害軽減ブレーキ、コーナーセンサー、横滑り防止装置、坂道発進補助装置及び灯火器類)については、取扱説明書等により十分に理解しておくようしてください。
※二輪検査コースの場合には表示対象外
 - イ 自動車の構造・装置の変更を行っている場合には、あらかじめ担当検査官に申し出てください。
 - ウ 初めて受検する方及び受検に不安な方はあらかじめ検査担当者に申し出てください。
 - エ 最低地上高の低い車両、幅の広いタイヤ(扁平率50%以下)を装着した車両で受検する方は、検査担当者に申し出てください。
※二輪検査コースの場合には表示対象外
 - オ 平成18年12月31日以前に製作された車両は、「旧基準速度計」申告ボタンを押してください。
※申告ボタンがない場合には表示対象外
 - カ 車の中心をテストの中心に合わせ、まっすぐに進入してください。
 - キ テスタへの乗り入れ、脱出、その他の動作は表示器又は検査担当者の指示に従ってください。
 - ク テスタ上ではハンドルを切らないでください。
 - ケ ヘッドライト・テストの動きに注意して進行してください。
 - コ ディーゼル車はCO・HCテストを使用しないでください。
※二輪検査コースの場合には表示対象外
 - サ 降車するときは、シフトレバーを確実に「P」レンジ又はニュートラルの位置にして駐車ブレーキをかけてください。
※二輪検査コースの場合には表示対象外
 - シ 検査コース内において車両を後退させる場合は、表示器又は検査担当者の指示に従ってください。
 - ス サンドル、スリッパ等運転装置の誤操作のおそれのある履物での受検はご遠慮ください。
 - セ 検査担当者の指示に従わずに受検車両を操作し、車両が損傷しても、当方は一切責任を負いません。
 - ソ 必要な場合を除き、前後の受検車両との間に立たないでください。また、その間を通行しないでください。
 - タ 受検車両の走行距離計がマイル表示の場合には、その旨を検査担当者に申し出てください。
 - チ 運輸支局等より交付された自動車検査証の走行距離計表示値その他の記載内容又は記録内容が自動車と相違していないことを確認してください。相違している場合は、ただちに申し出てください。
 - ② マルチコースの受検時の注意事項

- ア 軸重 2,000kg 以上の車両、ホイールベースが 1.8m 未満又は 3.2m 超の車両、幅 2.1m 以上の車両、高さ 3.0m 以上の車両、二輪車、側車付二輪車及び三輪車は検査コースに乗り入れないでください。
※数値は当該機器の仕様に合わせて表示すること。
- イ 再入場車、フラットロー車、4WS 車、オフロード車、走行用ライト検査車は該当する申告ボタンを押してください。
※申告ボタンがない場合には表示対象外
- ウ 入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れてください。
※進入表示器の場合には「入場信号灯の「青色」を「進入表示器の「進入」表示」と変更する。
- ③ 大小兼用コース又は小型在来コースの受検時の注意事項
- ア 軸重 10,000kg 以上の車両は検査コースに乗り入れないでください。
※数値は当該機器の仕様に合わせて表示すること。
- イ 前輪駆動車（FF 車）は、検査選択ボタンを押してください。
※選択ボタンがない場合には表示対象外
- ウ 再入場車、走行用ライト検査車は該当する申告ボタンを押してください。
なお、ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホン等で申告してください。
※申告ボタンがない場合には前段表示対象外
- エ パートタイム 4WD 車は二輪駆動に切り替えて受検してください。
- オ 入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れてください。
- カ ヘッドライト検査の際は車両の停止位置案内線に沿って正しくテストに正対させてください。
- キ フルタイム 4WD 車、二輪車、側車付二輪車及び三輪車は検査担当者に申し出てください。
- ク トラクションコントロール装置を備えている車両は、当該装置の作動を解除して受検してください。
- ケ 前 2 軸車、後 2 軸車、4 軸車は、多軸車検査用選択ボタンを押してください。
※選択ボタンがない場合には表示対象外
- ④ 大型マルチコースの受検時の注意事項
- ア 軸重 10,000kg 以上の車両は検査コースに乗り入れないでください。
- イ 二輪車、側車付二輪車及び三輪車は検査担当者に申し出てください。
- ウ 入口の車種選択兼再入場申告モニターで検査種別及び車種等を選択してください。
- エ ヘッドライト検査時は、該当する H 用申告ボタンを押してください。
- オ ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホン等で申告してください。
- カ 入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れてください。
- キ ヘッドライト検査の際は車両の停止位置案内線に沿って正しくテストに正対させてください。
- ⑤ 二輪検査コースの受検時の注意事項
- ア 側車付二輪車及び三輪車は検査担当者に申し出てください。
- イ 最低地上高の低い車両、幅の広いタイヤ又は扁平率の低いタイヤを装着した車両で受検する方は、検査担当者に申し出てください。
- ウ すれ違い用ライト検査車は、検査担当者に申し出てください。
- エ 前輪でスピード検査を行う車両は、スピードメータ検出選択ボタンを押してください。
- オ スピード検査はローラをモーターで回転しますので、シフトを「N」で実施し、自走しないでください。また、スピード検査判定後、ローラが自動停止するまでブレーキをかけないでください。
- カ 再入場車、すれ違い用ライト検査車は該当する申告ボタンを押してください。
- キ 表示器の「前輪をテストに乗せる」表示を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れてください。
- ク テスタに設置されているクランプ装置は、車両を固定するものではありません。受検中は転倒防止を図ってください。
- ケ ヘッドライト検査の際は、車両の停止位置で正しくテストに正対させてください。
- コ ヘッドライト検査の際は、通常走行姿勢で受検してください。
- サ 排気ガス検査車で 2 サイクル車は、選択ボタンを押してください。
- シ 車両から離れる際は、スタンドを立てる等、転倒防止を図ってください。
- ス 検査コースを通過する場合は、車両に立ち上がって乗車した状態で通行しないでください。
- ⑥ 3次元測定・画像取得装置の使用時の注意事項
- ア 停止位置案内線に沿って、検査コースの中央に直進姿勢で停止してください。
- (4) 事務所等の窓口には行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定による審査基準等を備え付け、又は窓口において申請者の求めに応じて審査基準等を提示するものとする。

4-3

自動車検査場における審査業務を行う日及び審査時間並びに検査コースの閉鎖

(1) 自動車検査場における審査業務を行う日は、次に掲げる日を除く日とする。

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - ④ その他理事長が特に指定する日
- (2) 自動車検査場における審査は、1日を次表左欄に掲げる4つのラウンドに区分し、同表右欄の時間帯において実施するものとする。

ただし、事務所等の長は、繁忙期等においてラウンド内に審査業務が適正かつ確実に処理できないと判断した場合には、運輸支局等と調整し、4つの時間帯以外のラウンドを定めることができる。

また、検査の種別に応じて、審査を行うラウンドを限定することができる。

1ラウンド	9:00～10:15
2ラウンド	10:30～12:00
3ラウンド	13:00～14:15
4ラウンド	14:30～16:00

- (3) 事務所等の長は、必要な範囲において検査コースの一部又は全部を閉鎖することができるものとする。

4-4

不適切な補修等

- (1) 第6章から第9章までの規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

① 装置又は部品の取付け

ア 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による取付け

イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。）

ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け

エ 走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの

オ 灯火器（7-65（8-65）から7-95（8-95）までに規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）

カ 7-41（8-41）に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等と突っ張る仕組みのもの

② 装置又は部品の取外し

ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含み、教習用二輪車に備える教習用灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの

イ 不点灯状態にある灯火（7-65（8-65）から7-95（8-95）までに規定する灯火等（反射器を除く。）及びその他の灯火をいい、速度表示装置及びアの灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されていないもの

ウ タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの

③ 装置又は部品の補修

ア 粘着テープ類（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による補修

イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの

ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口部が延長又は変更されているもの

エ 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているもの

オ 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの

カ 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの

キ 前照灯の光度や照射光線の向きに適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの

④ 車体又は装置への表示

ア 貼り付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたステッカーを除く。）に記入されているもの

イ 表示された内容が容易に消えるもの

ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの（7-35-1（8-35-1）（2）の表示を除く。）

- (2) 灯火器、7-107（8-107）の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。

当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

4-5

製作年月日等

4-5-1 製作年月日

自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。

なお、並行輸入自動車において「保安基準適用年月日」と表現しているものは「製作年月日」として取扱うものとする。

- (1) 法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）には、次のいずれかの日とする。

ただし、令和6年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車並びに令和6年3月31日以前に「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日付け自技第239号）に基づき試作車・組立車審査結果通知書が交付された自動車であって、①又は②の規定により製作年月日が令和6年4月1日から令和6年10月31日までの日となる自動車（4-5-2の自動車を除く。）については、「令和6年3月31日に製作された自動車」とみなして取扱うものとする。

① 型式指定自動車については、完成検査終了証の発行日

② ①に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。

ただし、次のアからケまでのいずれかに該当する自動車にあつては、それぞれに掲げる年月日とすることができる。

ア 新型届出自動車と同一のもの（新型届出自動車と異なる荷台等の架装を行ったものを除く。）であつて、自動車製作者の証明により当該自動車の製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年月日

イ 在日外国政府大使館等が使用していた自動車であつて、日本国外務省が発行した登録証により当該自動車の登録年月日が明らかとなるものにあつては、当該登録証に係る登録年月日

ウ 輸入自動車にあつては、自動車通関証明書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）又は税関の押印がある輸入（納税）申告書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）に記載された輸入許可年月日（輸入許可年月日の記載がないものは発行年月日）

エ 輸入された小型二輪自動車（自動車の車台及び原動機のみを輸入したものを除く。）であつて、法第30条第1項に基づき輸入自動車等の打刻届出書が届け出された自動車にあつては、打刻届出書の受理年月日

オ 輸入自動車であつて、次に掲げる証明書により当該自動車の製作年、製作年月又は製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日

(ア) 輸出国の権限ある政府機関その他の公的機関（アメリカ合衆国において製作された自動車にあつては、日本国土交通省によりあらかじめ指定されたアメリカ合衆国の公証人を含む。）の自動車検査証、自動車登録証その他の証明書

(イ) 日本自動車輸入組合が発行した輸入自動車製作日証明書

(ウ) 自動車製作者による製作日証明書

(エ) COC ペーパー

カ 輸入自動車であつて、船荷証券又は航空貨物証券により当該自動車の輸出年月日が明らかとなるものにあつては、当該証明書等に係る輸出年月日

キ 輸入自動車であつて、FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルにより製作年月が表示されているものにあつては、当該表示に係る製作年月の末日

ク 輸入自動車であつて、自動車製作者が付与した車台番号又は車両識別番号（VIN）により当該製作年が明らかとなるものにあつては、その製作年の末日

ケ 昭和47年以前（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては平成10年以前）に製作されたことが外観及び自動車製作者が付与した製作番号等から明らかな輸入自動車であつて、自動車製作者等の資料により製作年を特定することができるものにあつては、その製作年の末日

- (2) (1) 以外の場合には、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（法第71条の2の規定により交付を受けた場合に限る。）の初度登録年月欄や備考欄に記載又は記録されている情報を基に判断するものとする。

ただし、自動車検査証等に記載又は記録されている情報だけでは各項における従前規定の適用の可否を判断することが困難な場合にあつては、(1) に準じて判断するものとする。

4-5-2 出荷検査証が発行された自動車の基準適用の特例

(1) 令和6年3月31日以前の多仕様自動車であって令和6年4月1日から令和6年10月31日までの間に出荷検査証が発行されたものの法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）には、「令和6年3月31日出荷検査証が発行された自動車」とみなして基準の適用を判断するものとする。

ただし、当該出荷検査証が審査当日において発行日から起算して11か月を経過しているか否かの判断にあたっては、当該出荷検査証の発行日を起算日とする。

(2) (1) 以外の場合であって、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（法第71条の2の規定により交付を受けた場合に限る。）の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和6年4月1日から令和6年10月31日までの日となっているものについては、令和6年3月31日以前の多仕様自動車であるかどうかを確認するものとし、これに該当するものは「自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和6年3月31日のもの」とみなして基準の適用を判断するものとする。

4-6

審査の開始

4-6-1 審査の依頼

自動車の審査は、原則として、同一敷地内の運輸支局等からの審査依頼により開始するものとする。

この場合において、「運輸支局等からの審査依頼」には、運輸支局等の長が別途認めた手続き又は自動車検査受付装置により検査の予約確認がなされたものを含むものとする。

また、審査依頼があった自動車に係る受理台帳の作成は要しないものとする。

4-6-2 審査手数料の納付

手数料令により審査手数料の納付が必要とされた自動車について、有効な自動車審査証紙を貼付した自動車検査票若しくは手数料納付書の提出があった場合又はクレジットカードの事前決済情報登録が確認できた場合には、審査手数料の納付があったものとして審査を行うものとする。

この場合において、4-6-4(3)の規定により運輸支局等が消印した自動車審査証紙は、有効な自動車審査証紙とみなすものとする。

4-6-3 審査依頼があった自動車の審査

自動車の審査は、審査当日に行うものとする。

ただし、天災その他の事由により審査が困難になった場合は、この限りでない。

4-6-4 自動車審査証紙等の消印

(1) 消印は、審査当日の検査コースへの初回の入場において、手数料令に規定する額の有効な自動車審査証紙が貼付されていることを確認し、消印部署及び日付を表示した検査官印又は消印機を用いて、貼付された自動車審査証紙の彩紋と自動車検査票又は手数料納付書の紙面にかけて印影の半分程度がそれぞれの自動車審査証紙にかかるように朱印、青インク又は黒インクにより明瞭に行うものとする。

この場合において、消印機を用いる場合にあっては印影がそれぞれの自動車審査証紙の半分以上にかかり、かつ、印影の一部が自動車検査票又は手数料納付書の紙面にかかっていればよいものとする。

なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色を使用することができる。

(2) 運輸支局等の長が別途認めた手続き又は自動車検査受付装置により検査の予約確認がなされた場合にあっては、自動車検査に係る自動車検査登録印紙についても(1)の方法に準じ、自動車審査証紙と同時に消印を行うものとする。

ただし、クレジットカードの事前決済情報登録が確認できた場合にあっては、この限りでない。

(3) 運輸支局等の窓口において検査の予約確認がなされた場合には、運輸支局等に対し、自動車審査証紙の消印について押印作業を要請することができるものとする。

この場合において、運輸支局等が使用する印は、自動車審査証紙の消印に限って有効とする。

4-7

審査の実施方法等

4-7-1 審査の実施方法

(1) 自動車の審査は、法、施行規則、保安基準、細目告示及び適用関係告示並びにこれらの法令等に基づく国の関係通達によるほか、この規程に基づき実施する。

この場合において、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、審査時車両状態とするとともに、審査を行う項目は4-7-1-1及び4-7-1-2並びに第6章から第11章までに規定する項目とし、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。

(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。（施行規則第36条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第36条第14項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」（平成19年国土交通省告示第857号）関係）

- ① 指定自動車等（④の自動車を除く。）
- ア 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る審査を行う場合には、4-12 及び 4-13 の規定によるものとする。
- イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。
- ② 試作車又は組立車（④の自動車を除く。）
- ア 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る審査を行う場合には、4-12-2（6）の規定によるものとする。
- イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。
- ③ 並行輸入自動車（使用の過程にある④の自動車を除く。）
- ア 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る審査を行う場合には、4-12 及び 4-14 の規定によるものとする。
- イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。
- ④ 使用の過程にある自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、牽引自動車及び被牽引自動車（別添 2 「新規検査等書面審査要領」 3.2. に該当する自動車に限る。）
- ア 新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る審査を行う場合には、4-12 及び 4-13 の規定によるものとする。
- イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12 及び 4-13 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。
- (3) 有効な限定自動車検査証の提示がある自動車については、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分を審査するものとする。
- (4) 視認等により審査を行う項目について、視認等による方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は特定整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認することができる。
- (5) テスタ等により審査を行う項目について、器具に故障等が生じた場合、当該事務所等において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。
- (6) 新たに運行の用に供しようとする初めての検査を行う並行輸入自動車については、専用の諸元測定コースにおいて審査を実施するものとする。（専用の諸元測定コースを有する事務所に限る。）
- ただし、検査担当者がこれ以外の場所での実施が適当と判断する場合は、この限りでない。
- (7) 自動車の審査に際して、受検車両が審査時車両状態にない場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。

4-7-1-1 新規検査、予備検査又は構造等変更検査

(1) 自動車の種別、自動車の用途及び車体の形状の判定

- ① 自動車の種別は、自動車の構造及び原動機並びに自動車の長さ、幅及び高さに応じ、「小型自動車」、「普通自動車」又は「大型特殊自動車」の別を判定するものとする。
- なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、当該装置等を取付け、又は取替えた状態のうち、長さ、幅及び高さが最大となる場合の種別とするものとする。
- ② 自動車の用途の分類は、用途区分通達により区分し判定するものとする。
- なお、次に掲げるような自動車は公共用応急作業自動車として取扱うものとする。
- ア 電気事業、ガス事業において危険防止のための応急作業に使用する自動車
- イ 「移動無線車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和 34 年自車第 165 号）による移動無線自動車
- ウ 「水防用自動車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和 35 年自車第 523 号）による水防用自動車
- エ 「鉄道事業または軌道事業において使用する自動車を緊急自動車として指定することについて」（昭和 40 年鉄総第 413 号の 3）により指定を受けた自動車
- オ 「高速自動車国道等における日本自動車連盟作業車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和 48 年 3 月 22 日付け自車第 188 号）における応急作業に使用する自動車
- ③ 車体の形状は、次表左欄の自動車の分類に応じた同表右欄のいずれかのうちから判定するものとする。

自動車の分類	車体の形状
乗用自動車	「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」

	「オートバイ」「側車付オートバイ」 「三輪箱型」「三輪幌型」
乗合自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「リヤエンジン」「アンダーフロア」
貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「コンテナ専用車」「荷台昇降車」「脱着装置付コンテナ専用車」
特種用途自動車 (注1)	「トラクタ」「ボンネット (トラクタ)」「キャブオーバ (トラクタ)」「バン (トラクタ)」「ダンプ (トラクタ)」「コンテナ専用車 (トラクタ)」
(注2)	「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」 「三輪トラクタ」「三輪トラック (トラクタ)」「三輪バン (トラクタ)」 「セミトレーラ」「バンセミトレーラ」「ダンプセミトレーラ」「コンテナセミトレーラ」 「フルトレーラ」「バンフルトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナフルトレーラ」 「ドリー付トレーラ」「ドリー付バントレーラ」
	【用途区分通達4-1-1 専ら緊急の用に供するための自動車】 「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛省車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」
	【用途区分通達4-1-2 法令等で特定される事業を遂行するための自動車】 「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」
	【用途区分通達4-1-3 (1) 特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自動車】 「粉粒体運搬車」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「粉粒体運搬車 (トラクタ)」「冷蔵冷凍車 (トラクタ)」
	【用途区分通達4-1-3 (2) 患者、車いす利用者等を輸送するための特種な乗車設備を有する自動車】 「患者輸送車」「車いす移動車」
	【用途区分通達4-1-3 (3) 特種な作業を行うための特種な設備を有する自動車】 「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」「検査測定車」「穴掘建柱車」「ウインチ車」「クレーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」
	【用途区分通達4-1-3 (4) キャンプ又は宣伝活動を行うための特種な設備を有する自動車】 「キャンピング車」「放送宣伝車」「キャンピングトレーラ」
大型特殊自動車 (注1)	【用途が「一」となるもの】 「タイヤ・ローラ」(車両重量が8t未満のもの)「ロード・ローラ」(車両重量が8t未満のもの)「グレーダ」(車両重量が5t未満のもの)「スクレーパ」(積載容量が3m ³ 未満のもの)「ロータリ除雪自動車」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」(積載容量(能力)が15t未満のもの)「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリア」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」(車両重量が3t未満のもの)「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリア」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「農耕作業用トレーラ」「ボール・トレーラ」
	【用途が「建設機械」となるもの】 「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」(車両重量が8t以上のもの)「ロード・ローラ」(車両重量が8t以上のもの)「グレーダ」(車両重量が5t以上のもの)「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」(積載容量が3m ³ 以上のもの)「アスファルト・フィニッシャ」「ダンパ」(積載容量(能力)が15t以上のもの)「ブルドーザ」(車両重量が3t以上のもの)

注1. 特種用途自動車及び大型特殊自動車で二輪又は三輪のものにあつては、その旨を付記した形状とする。

なお、側車付二輪自動車にあつては、△△二輪とし、5-3-15 (1) 22. に基づき自動車検査証の備考欄へ側車付オートバイである旨記載すること。

〈例〉

「警察車」→警察車二輪、警察車三輪

注2. 特種用途自動車でセミトレーラ、フルトレーラ又はドリー付トレーラのものにあつては、その旨を付記した形状とする。(最後尾の「車」を除く。)

〈例〉

「粉粒体運搬車」→粉粒体運搬セミトレーラ、粉粒体運搬フルトレーラ、ドリー付粉粒体運搬トレーラ

(2) 構造に関する審査

① 次に掲げる事項について、3次元測定・画像取得装置、車高測定機、重量計、傾斜角度測定機、巻尺等を用いて審査するものとする。

ただし、ア、ウ（車両重量に限る。）及びエに掲げる事項以外の事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。

また、完成検査終了証の発行後9か月を経過した型式指定自動車、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書
の提示がある自動車については、ア、ウ（車両重量に限る。）及びエに掲げる事項についても、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができるものとする。

- ア 長さ、幅及び高さ
- イ 最低地上高
- ウ 車両重量及び車両総重量
- エ 車輪にかかる荷重
- オ かじ取車輪にかかる荷重の車両重量及び車両総重量に対する割合
- カ 最大安定傾斜角度
- キ 最小回転半径
- ク 接地部及び接地圧

② ①ウ（車両重量に限る。）に掲げる事項について、事務所等に設置されている重量計で測定することが困難な場合には、計量法（平成4年法律第51号）第110条の2の規定に基づく証明書により審査するものとする。

なお、当該証明書は、審査依頼があった自動車と同一の状態での測定したものであること。

③ 法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合には、①ア又はウに掲げる事項について、「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和7年12月12日付け国自整第181号）を踏まえて審査するものとする。

なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。

(3) 装置に関する審査（その1）

次表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。

この場合において、①、②及び⑩に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、③、⑥、⑧及び⑨に掲げる事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。

審査事項	器具
①かじ取車輪の整列状態	サイドスリップ・テスト
②制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスト
③自動車が発する騒音の大きさ	騒音計等
④自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器
⑤自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器
⑥自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度	黒煙測定器
⑦自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ
⑧前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機
⑨警音器の音の大きさ	騒音計等
⑩速度計の指度の誤差	速度計試験機
⑪車載式故障診断装置の診断結果の読み出し	検査用スキャンツール

(4) 装置に関する審査（その2）

次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用い、また、必要に応じ手指で揺らす等して審査するものとする。

この場合において、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。

- ① 動力伝達装置
- ② 走行装置
- ③ 操縦装置
- ④ 制動装置
- ⑤ 緩衝装置
- ⑥ 燃料装置
- ⑦ 車枠及び車体
- ⑧ 連結装置
- ⑨ 物品積載装置

⑩ 内圧容器及びその附属装置

(5) 装置に関する審査（その3）

次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により審査するものとする。

- ① 原動機
- ② 電気装置
- ③ 乗車装置
- ④ 前面ガラスその他の窓ガラス
- ⑤ 騒音防止装置
- ⑥ ばい煙等の発散防止装置
- ⑦ 灯火装置及び反射器
- ⑧ 警報装置
- ⑨ 指示装置
- ⑩ 視野を確保する装置
- ⑪ 走行距離計その他の計器
- ⑫ 防火装置
- ⑬ 運行記録計
- ⑭ 速度表示装置
- ⑮ 自動運行装置

(6) 乗車定員又は最大積載量の算定

次に掲げる構造に関する事項及び装置についての審査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。

- ① 構造に関する事項
 - (2) ①のイからカまで及びクに掲げる事項
- ② 装置
 - (4) ①から⑤まで及び⑦から⑨までに掲げる装置並びに (5) ①及び③に掲げる装置

(7) 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査

型式指定自動車及び多仕様自動車であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、(3)（多仕様自動車にあっては、(3) ①から⑩までに掲げる事項について当該器具を用いて審査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。）、(4)（多仕様自動車は (4) ⑨を除く。）、(5) ⑤及び⑥の審査を書面審査に代えるものとする。

ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。

① 型式指定自動車

- ア 完成検査終了証（審査当日において発行後9か月を経過していないものに限る。）があること
- イ 当該自動車に係る構造・装置について変更がないこと（諸元表に記載される事項に変更のない軽微な装置の変更を除く。）
- ウ 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること（被牽引自動車を除く。）

② 多仕様自動車

- ア 出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）があること
- イ 当該自動車の別記様式の表中に記載されている項目のうち、「16 かじ取装置」、「21 制動装置（貨物）」、「22 制動装置（乗用）」、「75 騒音」、「77 排出ガス」、「78 排出ガス」、「85 前照灯」、「87 前照灯」、「118 警音器の音圧」及び「130 速度計」に○印が付されている装置に変更がないこと
- ウ 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること（被牽引自動車を除く。）

4-7-1-2 継続検査

(1) 構造に関する審査（その1）

次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。

この場合において、①又は②については、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成7年11月16日付け自技第234号自整第262号）及び「「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」の細部取扱いについて」（平成7年11月16日付け自技第235号）を踏まえて審査するものとする。

なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。

- ① 長さ、幅及び高さ
- ② 車両重量及び車両総重量
- ③ 乗車定員
- ④ 用途及び車体の形状

(2) 構造に関する審査（その2）

次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により審査するものとする。

- ① 最低地上高
- ② 最大安定傾斜角度
- ③ 最小回転半径

(3) 装置に関する審査

4-7-1-1 (3) から (5) までの規定に準じて審査するものとする。

4-7-2 総合判定

(1) 適合

審査した結果、自動車の構造及び装置が保安基準の規定に適合すると認められ、かつ、4-7-3 に該当しないときは、「適合」と判定するものとする。

(2) 不適合

審査した結果、自動車の構造及び装置が保安基準の規定に適合すると認められないときは、「不適合」と判定するものとする。

この場合において、当該自動車が次に掲げる事例のように明らかに危険な状態で運行されると認められるときは、法第71条の2第1項に規定する当該自動車の使用を停止する必要があると認める場合として、「不適合（使用停止）」と判定するものとする。

- ① かじ取装置の著しい損傷（例：ロッド及びアーム類の脱落）
- ② 制動能力の著しい不足（例：ブレーキ系統の失陥）
- ③ 燃料装置からの著しい燃料漏れ（例：燃料ホース・燃料パイプの切損、燃料タンクの亀裂）

(3) 審査中断

① 審査途中において、4-1 (3) 又は4-1 (6) の措置を講じた場合並びに4-7-1 (7)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ④、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (5)、4-14 (5)、4-15 (5)、4-21-4 又は4-23 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。

② 受検者による審査中断事由の補正が行われ、運輸支局等から再び審査依頼があった場合には、審査を再開するものとする。
なお、審査を中断する前に審査済みの装置等については、審査を省略することができる。

4-7-3 審査継続

(1) 次に掲げるいずれかの事由により審査当日中に4-7-2に掲げる総合判定を行うことができない場合には、4-6-3の規定にかかわらず、審査当日から起算して15日（証明書等について真正性の照会を行っている期間は除く。）までを限度として審査を継続することができる。

- ① 自動車の種別、用途、車体の形状、乗車定員、最大積載量、車両重量、車両総重量、長さ、幅又は高さが自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一と判断できないもの
- ② 自動車の申請された用途又は車体の形状が用途区分通達で定められた要件を満足しないもの
- ③ 4-12に規定する書面の提出又は提示がないもの
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、審査内容に疑義等が生じたもの

(2) (1) の処理をする場合には、受検者に対しその旨を通告するとともに、自動車検査票の備考欄に、審査を継続する旨及びその理由を明確に記入するものとする。

(3) 証明書等について真正なものであるか疑義がある場合には、本部に照会のうえ判断するものとする。

なお、受検者に対し「証明書等の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。

(4) 自動車の審査を行った事務所等の検査担当者は、(1) に掲げる事由のうち自動車機構に起因するものにあつては、可及的速やかに総合判定を行うことができるよう努めるものとする。

なお、いずれの事由であるかにかかわらず、総合判定を行うことができるようになった際には、自動車検査票の備考欄に記入した理由を抹消することなく、当該箇所検査官印の押印を行うものとする。

(5) 受検者に対し求めた書面の提出若しくは提示又は自動車の提示が審査当日から起算して15日を超えても行われないう場合には、総合判定を「審査中断」とするものとする。

4-8

審査状況等の電磁的な記録

4-8-1 審査状況の記録

(1) この章の規定に基づく受検車両の審査状況については、別途理事長が定める方法により自動車審査高度化施設を用いて審査の経過と同時に記録するものとする。

(2) 障害により自動車審査高度化施設を使用できない場合は、自動車検査票1及び自動車検査票2に記録を行い、障害の復旧後速やかに自動車審査高度化施設への入力を行うものとする。

4-8-2 画像の取得及び保存

(1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後9か月を経過した型式指定自動車、法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であつて、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下4-8-2において「新規検査等」という。）の受検車両にあつては、3次元測定・画像取

得装置を用いて画像の取得及び自動車審査高度化施設への保存を行うこと。

ただし、3次元測定・画像取得装置を用いて画像の取得を行うことが困難な場合又は3次元測定・画像取得装置に障害が発生した場合にあっては、自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラにより当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設へ保存すればよい。

この場合において、自動車審査高度化施設への画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。

(2) 次回審査時に活用するための記録として、審査した次に掲げる部位を自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラを用いて撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。

① 座席の変更にかかる書面審査（座席、座席ベルト、座席ベルト取付装置、内装材料）を実施した自動車の座席まわり

② 7-107(8-107)に規定する鏡その他の装置を備えている自動車(ア又はイの自動車を除く。)の当該装置の取付状況(新規検査等の受検車両に限る。)

ア 7-107-1(2)及び(3)が適用される自動車

イ 指定自動車等であって7-107(8-107)に規定する鏡その他の装置に変更がないもの

③ その他撮影記録が必要と判断した部位

(例) 改造自動車の改造部位、特種用途自動車の特種な設備、乗用から貨物へ改造した自動車の座席及び物品積載設備

(3) (1)及び(2)において取得する画像は、保安基準に適合している状態のものとする。

なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。

(4) (1)及び(2)において取得した画像は、電磁的方法により国土交通省へ提供するものとする。

(5) 画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。

4-8-3 諸元の測定

(1) 次に掲げる自動車を除き、受検車両の長さ、幅及び軸距の測定は3次元測定・画像取得装置を用いて行うこと。

なお、その他の諸元項目であって、3次元測定・画像取得装置により測定可能なものは3次元測定・画像取得装置による測定を行ってもよい。

① 自動車検査上屋に入場できない自動車

② 3次元測定・画像取得装置の測定限度を超える自動車

③ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車

④ 牽引車と連結した状態で4-8-2の画像の取得を行う被牽引自動車

⑤ 自動車の構造等により3次元測定・画像取得装置を用いて諸元の測定を行うことが困難な自動車

⑥ 同一の審査日に複数台受検される自動車のうち2台目以降のものであって、新規検査等届出書により同一諸元であることが確認できる自動車

(2) 次に該当する場合には、(1)にかかわらず、巻尺等による諸元の測定を行い、測定結果を自動車審査高度化施設へ入力するものとする。

① (1)①から⑥までの自動車の諸元の測定をする場合

② 3次元測定・画像取得装置の障害により諸元の測定を行うことができない場合

③ 天候その他の理由により事務所等の長(地方検査部にあっては検査課の長)が3次元測定・画像取得装置を用いて諸元の測定を行うことが困難と判断した場合

4-9

受検車両と書面の同一性確認

(1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載又は記録されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

この場合において、容易に確認できる位置に原動機(電動機に限る。)の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあっては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって審査依頼があった自動車に打刻されている原動機(電動機に限る。)の型式を確認したものとみなす。

なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、改造自動車審査結果通知書等又は審査済みの別添2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

また、輸入自動車特別取扱自動車であって、提示された自動車の原動機の型式と輸入自動車特別取扱届出済書に記載されている原動機の型式が異なる場合には、提示された自動車の原動機の型式と当該自動車の類別区分番号に応じて諸元表に記載されている原動機の型式が同一であればよい。

① 新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)の場合

ア 指定自動車等

完成検査終了証、出荷検査証、排出ガス検査終了証、輸入自動車特別取扱届出済書、譲渡証明書又は自動車製作者による証明書及び自動車検査票

イ 並行輸入自動車

審査済みの別添3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書(別添3「並行輸入自動車審査要領」2.(13)の複数台数届出が行われた自動車にあっては打刻届出書)及び自動車検査票

ウ 試作車又は組立車

試作車・組立車審査結果通知書等(写しをもって代えることができる。)及び自動車検査票

- ② 新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。)の場合

自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証(法第71条の2の規定により交付を受けた場合に限る。)及び自動車検査票

- ③ 構造等変更検査の場合

自動車検査証及び自動車検査票

- ④ 継続検査の場合

自動車検査証又は限定自動車検査証及び自動車検査票

- (2) 審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、(1)の書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と相違する場合又は相違するおそれがある場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。

この場合において、容易に確認できる位置に原動機(電動機に限る。)の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車(型式の異なる電動機に変更した自動車を除く。)であって、当該ラベルの標示が確認できないもの等は相違するおそれがあるものとする。

- (3) 検査コース移動後の入場時及び再入場時には、その都度、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号について、自動車検査票に記載されている車台番号と同一であることを確認するものとする。
- (4) 並行輸入自動車、試作車又は組立車であって車台番号が特定されていないものについては、(1)から(3)までにおいて、「打刻されている車台番号」を「表示されているシリアル番号又は製造番号」に、「記載されている車台番号」を「記載されているシリアル番号又は製造番号」に読み替えるものとする。

4-10

車載式故障診断装置を活用した検査(OBD検査)

- (1) 細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」4の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法」とは、次の①から⑥までの手順による方法とする。

- ① 自動車検査証等の備考欄にOBD検査の対象である旨が記載又は記録された自動車について、OBD検査が必要かどうかを、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバに照会する。
- ② 照会の結果、OBD検査が必要と判定された場合は、原動機が停止し、かつ、電源がオフの状態、OBD検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続する。
- ③ 原動機を始動する。(電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し走行可能状態(READYの状態)にする。)
- ④ OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバに照会する。
なお、照会中、原動機は停止せず、アイドル状態(電気自動車又はハイブリッド自動車にあっては走行可能状態(READYの状態))を維持する。
- ⑤ OBD検査用サーバが分析及び照会した検査結果の応答を待ち、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定DTC照会アプリで確認する。
- ⑥ 原動機を停止し、かつ、電源がオフの状態、データリンクコネクタから検査用スキャンツールを取外す。

- (2) OBD検査を実施する際、次表の左欄に掲げるいずれかの事象が発生したことにより、OBD検査用サーバに接続できない場合には、右欄に掲げる期間に限り、(1)の方法に代えて、OBD検査対象装置の異常を示すテール表示状況を確認する方法でもよい。(「OBD検査用サーバに接続できない場合の特例措置の実施要領について」(令和6年3月28日付け国自基第221号国自整第270号)関係)

事象	適用する期間
① OBD検査用サーバの障害の発生を原因としてOBD検査用サーバに接続できない事象(OBD検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。)	・自動車機構がサーバ障害の発生を認定した時点から、自動車機構がサーバ障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで
② 通信障害又は電力障害の発生を原因としてOBD検査用サーバに接続できない事象(当該事象が発生している又は発生した地域に限る。)	・自動車機構が通信障害又は電力障害の発生を認定した時点から、自動車機構が通信障害又は電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで

<p>③ OBD 検査用サーバのアップデートなど指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由により OBD 検査用サーバに接続できないと自動車機構が認める事象 (OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。)</p>	<p>次のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車機構が OBD 検査ポータルに掲載した期間の開始時点から、自動車機構が定める期間の終了日時まで ・自動車機構が OBD 検査を実施することができない事象の発生を認定した時点から、自動車機構が事象の終了を認定した時点まで
--	--

(3) 次に掲げる事象は (2) に該当しないものとする。

- ① 指定自動車整備事業者が保有する機器の障害を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象
- ② OBD 確認を実施しようとして OBD 検査用サーバに接続できない事象
- ③ 検査用スキャンツール又は自動車の車載式故障診断装置の不具合により OBD 検査を実施できない事象

4 - 11

再入場

審査当日の審査において、自動車の構造又は装置が保安基準の規定に適合しないと認められ、かつ、4-7-2 (2) 後段に掲げる事例に該当しない場合には、当該自動車の審査を行った事務所等において、審査当日の審査時間内に限り、再入場について、次に掲げる検査の種別毎に定める回数を限度として認めるものとする。

この場合において、自動車検査票 1 又は審査結果通知書 1 に適合しない旨の記載がある項目以外の項目については、審査を省略することができる。

また、再入場回数は、自動車検査票の再入場確認印欄の検査官印の押印により確認するものとする。

なお、審査当日に新たな審査依頼により審査する場合にあっては、改めて回数を数えるものとする。

- (1) 新規検査、予備検査及び構造等変更検査にあっては、保安検査コース及び諸元測定コースについて、それぞれ 2 回まで
- (2) 継続検査にあっては、保安検査コース及び諸元測定コースについて 2 回まで (同一性の審査を受けるため、諸元測定コースに入場した回数を除く。)

4 - 12

書面の提出又は提示

4 - 12 - 1 保安基準への適合性を証する書面

(1) 技術基準等への適合性を証する書面

次のいずれかの書面とする。

- ① 当該自動車又は当該装置の試験成績書 (写しをもって代えることができる。)
- ② 同一構造を有する自動車の試験成績書 (写しをもって代えることができる。)
- ③ 当該自動車を製作した者が発行した適合証明書
- ④ 協定期則に基づく認定証 (写しをもって代えることができる。)
- ⑤ 当該自動車と変更前の自動車の比較による適合説明書
- ⑥ 当該自動車と他の自動車の比較による適合説明書
- ⑦ 計算による適合説明書
- ⑧ 基準適合性について判断できるその他適切な書面

(2) 速度抑制装置の試験成績書又は装着証明書

保安基準第 8 条第 4 項の規定により速度抑制装置を装着した自動車であって、平成 15 年 8 月 31 日以前に製作されたものについては、次の資料を参考として審査するものとする。

- ① 技術基準通達附則別紙「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に基づき速度抑制装置を装着したものについては、公的試験機関が発行した様式 14 による試験成績書
- ② 自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載又は記録がないものであって、装着要領書に基づき速度抑制装置を装着した自動車にあっては、装着証明書

(3) 自主防犯活動用自動車の証明書

- ① 自主防犯活動用自動車の証明書の提示があった自動車について、新規検査又は構造等変更検査を行う場合には、当該証明書により自主防犯活動用自動車であることの確認を行うものとする。
- ② 青色防犯灯を備えた自主防犯活動用自動車について、継続検査を行う場合には、当該自動車の自動車検査証備考欄の記載事項又は記録事項により自主防犯活動用自動車であることの確認を行うものとする。

この場合において、自主防犯活動用自動車であって、保安基準第 55 条の規定により青色防犯灯に係る基準緩和の認定を受け、自動車検査証備考欄にその旨の記載又は記録があるものは、5-3-15 (1) 28. の記載があるものとして取扱う。

(4) タンク証明書

爆発性液体を運送するタンク自動車にあっては、そのタンクについてタンク証明書を参考として審査するものとする。

(5) 乗車定員を定めた旨を証する書面

保安基準第 54 条の規定により臨時乗車定員が定められたことを事由とする新規検査の申請がある場合には、「自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の施行について (依命通達)」(昭和 36 年 4 月 10 日付け自総第 246 号) により地方運輸局長が交付した「臨時乗車定員を定めた旨を証する書面」又はその写

しを参考として審査するものとする。

4 - 12 - 2 審査に必要な書面

(1) 登録識別情報等通知書

- ① 法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、登録識別情報等通知書の提示を求め審査するものとする。

この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された登録識別情報等通知書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、4 - 7 - 1 - 1 (3) から (6) までの規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。

- ② 法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に際しては、自動車検査証返納証明書の提示を求め審査するものとする。

この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、4 - 7 - 1 - 1 (3) から (6) までの規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。

(2) 完成検査終了証

- ① 完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車については、期間が満了した完成検査終了証を確認のうえ、諸元表を参考として審査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

- ② ①の場合において、法第 59 条第 4 項又は施行規則第 42 条第 2 項の規定により、完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、完成検査終了証の提出に替えるときは、運輸支局等から完成検査終了証に記載すべき事項が記載された書面の提示を受け、当該書面により確認するものとする。

(3) 出荷検査証

- ① 多仕様自動車の新規検査又は予備検査は、当該自動車の出荷検査証の提出がある場合は確認のうえ、諸元表を参考として審査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

- ② ①の場合において、出荷検査証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、出荷検査証の提出に代えられたときは、運輸支局等から出荷検査証に記載すべき事項が記載された書面の提示を受け、当該書面により確認するものとする。

(4) 新型届出資料

- ① 新型届出自動車の新規検査及び予備検査は、諸元表を参考として審査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

- ② 提示された自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、当該自動車の構造・装置と技術基準等に適合している新型届出自動車（諸元表に記載されている新型届出年月日（変更届出年月日）が、当該新型届出自動車に適用される技術基準等の適用年月日以降のものをいう。）の構造・装置が同一である場合には、当該技術基準等に適合しているものとして取扱うものとする。

(5) 輸入自動車特別取扱届出済書

- ① 輸入自動車特別取扱自動車の新規検査及び予備検査は、提示された自動車と輸入自動車特別取扱届出済書に記載されている型式の自動車との同一性を確認のうえ、諸元表を参考として審査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

- ② 提示された自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、当該自動車の構造・装置と技術基準等に適合している輸入自動車特別取扱自動車（輸入自動車特別取扱届出済書又は諸元表に記載されている届出年月日（変更届出年月日）が、当該輸入自動車特別取扱自動車に適用される技術基準等の適用年月日以降のものをいう。）の構造・装置が同一である場合には、当該技術基準等に適合しているものとして取扱うものとする。

- ③ 輸入自動車特別取扱届出済書の裏面の内容は次の点に注意すること。

ア 「取扱要領第 9 第 2 項の確認結果」欄

当該自動車の構造・装置の仕様（自動車製作者が製作工場から出荷した状態をいい、検査コースに持ち込まれた状態ではない。）と諸元表に記載されている仕様に相違があるときには、記載されていること。

イ 「車台番号拓本の貼付位置」欄

当該自動車の車台番号の拓本が貼付されていること。

ただし、当該自動車に係る車台番号の全ての字体が、車台番号の打刻届出書等に貼付等された拓本等によって確認できる場合には、当該自動車の車台番号をインク等により記載することにより、車台番号の拓本の貼付を省略することができる。

- ④ 輸入自動車特別取扱届出済書の記載内容に疑義が生じた場合には、審査依頼のあった運輸支局等に当該届出済書で審査を実施してよいかを確認すること。
- (6) 試作車・組立車審査結果通知書等
- ① 試作車及び組立車の新規検査等に係る審査は、受検者から試作車・組立車審査結果通知書等の提示があったものに限り実施するものとする。
- ② 試作車及び組立車の審査は、提示された自動車と試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認の上、試作車・組立車審査結果通知書等を参考として審査するものとする。
この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、試作車・組立車審査結果通知書等と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。
- ③ 提示された自動車と試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認する際に許容される製作誤差は、別添4「改造自動車審査要領」別表第4に定める範囲内とする。
この場合において、提示された自動車の長手方向、横手方向及び高さ方向の各寸法並びに重量に係る製作誤差は、それぞれ「長さ」、「幅」及び「高さ」並びに「車両重量」の範囲を準用する。
ただし、この寸法及び重量に係る製作誤差の範囲を超えるものであっても、試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている内容（装置の概要欄に記載されている項目）に変更がなく、長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量（試作車・組立車審査結果通知書等の最大積載量を超えない範囲に限る。）並びに車両総重量については、提示された自動車を確認することにより保安基準への適合性の判定が可能なものにあつては、この限りでない。
- ④ 提示された自動車と試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている内容（長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量並びに車両総重量を除く。）を確認した結果、同一でない認められるときは、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。
- (7) 基準緩和認定書
保安基準第55条の規定により基準緩和の認定を受けた自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査は、基準緩和認定書（写しをもって代えることができる。）及びその他必要となる資料を参考として審査するものとする。
- (8) 試験自動車の認定書等
保安基準第56条第4項の規定による試験自動車の認定書の提示があった自動車については、提示された資料を参考に次により審査するものとする。
- ① 保安基準第56条第4項の規定により基準が適用されない項目については、提示された資料と同一であることを確認する。
確認した結果、同一でない認められるときは、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。
- ② 基準が適用される項目のうち書面等その他適切な方法により審査する項目については、提示された資料と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。
- ③ 基準が適用される項目のうち、②以外の項目については、提示された資料を参考に審査を行う。
この場合において、最大積載量については、これらの資料に記載された最大積載量並びに車両総重量及び軸重の許容限度を超えない範囲内で指定するものとする。
- (9) 製作年月日の判定資料
初めての検査に係る申請書の提出年月日を製作年月日とする場合を除き、4-5-1の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できる資料の提出（4-5-1（1）①は提示）を求め審査するものとする。
この場合において、4-5-1（1）②のうち、イからカまでに掲げるものについては、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。
- (10) 適用する基準の判断資料
自動車に適用される基準が提示された自動車及び書面等により判断できない場合にあつては、受検者から当該自動車に適用される基準が判断できる資料（写しをもって代えることができる。）の提出又は提示があつた場合に限り、当該基準を適用し審査するものとする。

4 - 13

新規検査等の書面審査

4 - 13 - 1 当日書面審査

- (1) 別添2「新規検査等書面審査要領」3.1.に該当する自動車の新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下4-13-1において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添2「新規検査等書面審査要領」により実施するものとする。
- (2) 別添2「新規検査等書面審査要領」3.1.に該当する自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、別添2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び添付資料を提出することを求めるものとする。
ただし、添付資料のうち自動車を特定する書面については、「提出」を「提示」に代えることができる。
- (3) 新規検査等届出書及び添付資料に不備があつた場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。

4 - 13 - 2 事前書面審査

- (1) 別添2「新規検査等書面審査要領」3.2.に該当する自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証

記録事項の変更（以下4-13-2において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添2「新規検査等書面審査要領」により実施するものとする。

- (2) 別添2「新規検査等書面審査要領」3.2.に該当する自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（別添2「新規検査等書面審査要領」2.（3）の代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）に提出することを求めるものとする。
- (3) 新規検査等届出書及び添付資料を提出した者から、届出書等を取下げ旨の申告があった場合には、別添2「新規検査等書面審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。
- (4) 別添2「新規検査等書面審査要領」3.2.に該当する自動車の新規検査等に係る審査は、新規検査等届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施するものとする。
- (5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない別添2「新規検査等書面審査要領」3.2.に該当する自動車の新規検査等の審査依頼があった場合又は書面審査が終了した新規検査等届出書及び添付資料の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、審査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。
- (6) (2)の規定による届出書等を提出される事務所等と4-15(2)の規定による改造自動車届出書等を提出される事務所等が同一であり、別添2「新規検査等書面審査要領」に基づく届出の添付資料として改造自動車に関する書面が提出された場合は、(1)から(5)までによるほか、別添4「改造自動車審査要領」別表第3により審査を実施するものとする。

4 - 14

並行輸入自動車の事前書面審査

- (1) 並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下4-14において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添3「並行輸入自動車審査要領」により実施するものとする。
- (2) 並行輸入自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（別添3「並行輸入自動車審査要領」2.（13）の複数台数届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）に提出することを求めるものとする。
- (3) 並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出した者から、届出書等を取下げ旨の申告があった場合には、別添3「並行輸入自動車審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。
- (4) 並行輸入自動車の新規検査等に係る審査は、並行輸入自動車届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施するものとする。
- (5) 次に掲げる場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。
 - ① 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない並行輸入自動車の新規検査等の審査依頼があった場合
 - ② 書面審査が終了した並行輸入自動車届出書及び添付資料の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、審査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合
 - ③ 別添3「並行輸入自動車審査要領」2.（13）の複数台数届出が行われた自動車の審査に際し、受検者から同別添に定める「並行輸入自動車事前審査管理番号のお知らせ」（第12号様式）の提示がない場合

4 - 15

改造自動車の事前書面審査

- (1) 改造自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更（以下4-15において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添4「改造自動車審査要領」により実施するものとする。
- (2) 改造自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を、同別添に定める事務所等に提出することを求めるものとする。
- (3) 改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を提出した者から、届出書等を取下げ旨の申告があった場合には、別添4「改造自動車審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。
- (4) 改造自動車の新規検査等に係る審査は、改造自動車届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了し、受検者から改造自動車審査結果通知書等の提示があったものに限り実施するものとする。
- (5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない改造自動車の新規検査等の審査依頼があった場合又は改造自動車審査結果通知書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、審査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。
- (6) 改造自動車に係る審査を4-13-2(6)により実施する場合にあっては、(1)から(5)までの規定にかかわらず、4-13-2により取扱うものとする。

4 - 16

特種用途自動車の審査

4 - 16 - 1 規定の適用

- (1) 特種用途自動車に適用する規定については、それぞれの規定において、受検車両の受検時における各々の要素（例：自動車の種別、乗車定員、車両総重量等）を基に判断するものとする。
- この場合において、次のいずれかに該当する特種用途自動車については「貨物の運送の用に供する自動車」とみなして取扱うものとし、それ以外の特種用途自動車については「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものとする。
- ① 用途区分通達 4 - 1 - 3 (1) 「特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自動車」に規定する特種用途自動車
- 車体の形状：「粉粒体運搬車」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「粉粒体運搬車（トラクタ）」「冷蔵冷凍車（トラクタ）」
- ※セミトレーラ、フルトレーラ又はドリー付トレーラにあつては、車体の形状を次例のとおり読み替える。
- 例：「粉粒体運搬車」→粉粒体運搬セミトレーラ、粉粒体運搬フルトレーラ、ドリー付粉粒体運搬トレーラ
- ② 最大積載量が 500kg 超の特種用途自動車（乗車定員が 10 人以下の消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車を除く。）
- ③ 指定自動車等を架装した特種用途自動車（①及び②の自動車を除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
- ア 受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する用途が「乗用」、「乗合」、「幼児専用」又は「特種」以外のもの
- イ 受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する用途が「特種」であつて、型式の頭部に付与されている排出ガス規制の識別記号が「乗用車」又は「二輪車」以外のもの
- ④ 指定自動車等以外の自動車を架装した特種用途自動車（①及び②の自動車を除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
- ア 車両型式認可を受けた時点のカテゴリが「M₁」、「M₂」、「M₃」、「L₃」、「L₄」又は「L₅」以外のもの
- イ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルに表示された TYPE が「Passenger Vehicle」、「Multipurpose Passenger Vehicle」又は「BUS」以外のもの
- ウ ア又はイにより判断できない自動車にあつては、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における貨物自動車等に分類されるもの
- (2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1) の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。
- ① 対象となる特種用途自動車
- ア 用途区分通達 4 - 1 - 3 (1) に規定する特種用途自動車以外の特種用途自動車であつて、最大積載量が 500kg 以下のもの
- イ 消防車
- ウ 職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車
- ② 対象となる規定
- ア 4 - 24 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認
- イ 6 - 10, 7 - 10, 8 - 10 速度抑制装置
- ウ 6 - 20, 7 - 20, 8 - 20 衝突被害軽減制動制御装置のうち 7 - 20 - 1 (1) の規定又は「従前規定の適用」においてこの規定に代えて適用する規定
- エ 6 - 36, 7 - 36, 8 - 36 巻込防止装置
- オ 6 - 37, 7 - 37, 8 - 37 突入防止装置
- カ 6 - 38, 7 - 38, 8 - 38 前部潜り込み防止装置
- キ 6 - 86, 7 - 86, 8 - 86 大型後部反射器
- ク 6 - 90, 7 - 90, 8 - 90 後退灯
- ケ 6 - 114, 7 - 114, 8 - 114 運行記録計
- (3) 指定自動車等を架装した乗車定員 10 人以下の特種用途自動車であつて、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する乗車定員が 10 人以上であり、かつ、(1) により「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものについては、受検車両の受検時における乗車定員にかかわらず、「専ら乗用の用に供する自動車」であつて諸元表に記載された類別区分番号に対応する乗車定員のもの」として第 6 章から第 8 章までの規定（7 - 42 - 1 - 1 (1) ③、7 - 44 - 1 (1) 表③及び「従前規定の適用」においてこれらの規定に代えて適用する規定を除く。）の適用を判断することができる。

4 - 16 - 2 車体の形状の判定

用途区分通達及び用途区分細部取扱い通達によるほか、次により取扱うものとする。

- (1) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車であつて、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における乗用自動車等に分類されるものについては、用途区分通達 4 - 1 (3) ①における「型式認証等を受けた自動車の用途が乗用自動車」とみなすものとし、同項中の「車体の形状」の判断については、別添 3 「並行輸入自動車審査要領」6.2.10. を準用するものとする。
- (2) 用途区分細部取扱い通達に規定する車いす移動車は、車いす利用者の安全な乗車を確保できるものとして乗降口及び

車いす固定装置に至るまでの通路は、有効幅 440mm 以上、有効高さ 1130mm 以上、車いすを固定する場所は、有効長さ 700mm 以上、有効幅 440mm 以上、有効高さ 1130mm 以上であること。

ただし、新規検査又は構造等変更検査において、当該自動車の車いす利用者の安全な乗車を確保することが確認できる写真の提出又は当該自動車による車いす利用者の乗車が確認できる場合にあっては、この限りでない。

4 - 17

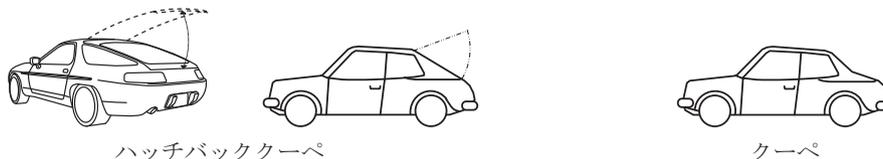
貨物自動車の審査

4 - 17 - 1 用途の判定

用途区分通達によるほか、次により取扱うものとする。

- (1) ハッチバッククーペ（同様の構造をもつ自動車を含む。）は、用途区分通達における物品積載設備の上方が開放される構造の自動車とは判断しない。

（参考図）



- (2) 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。

ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの（ステーションワゴン以外の自動車であるが別添 3 「並行輸入自動車審査要領」 6.2.10. を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近まであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証を受けたものについて、後部座席等の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする

なお、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。

- ① 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車
 - ② 運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車
 - ③ 運転者席より後方に備えられた乗車を補助する装置が昇降することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車
- (3) 用途区分通達 3 - 1 - 1 (1) の「自動車の乗車設備を最大に利用した場合」については、次に掲げる要件を適用し審査するものとする。

ただし、貨物自動車として認証を受けた指定自動車等であって、物品積載設備等の基本構造に変更がないものにあつては、諸元表に記載された荷台の内側寸法を参考として審査することができる。

- ① 運転者席及びこれと並列の座席にあっては、次に掲げる状態とする。
 - ア 前後又は上下に調節できるものにあつては、最も前方の位置に調節した状態
 - イ 背あて部分の角度を調節できるものにあつては、最も前方に傾けた位置に調節した状態
 - ウ 高さを調節できる頭部後傾抑止装置が装着されているものにあつては、最も下方の位置に調節した状態
- ② 運転者席及びこれと並列の座席の後方にある座席にあっては、次に掲げる状態とする。

ただし、隔壁又は保護仕切によりその作動が遮られるものにあつては、次に掲げる状態に最も近い状態とする。

 - ア 前後又は上下に調節できるものにあつては、最も後方の位置に調節した状態
 - イ 背あて部分の角度を調節できるものにあつては、最も後方に傾けた位置に調節した状態
- ③ 「乗車設備の床面積」の測定位置は、次に掲げる位置とする。（運転者席及びこれと並列の座席の後方に設けられた座席の前方又は側方に物品が積載される構造の自動車を除く。）
 - ア 乗車設備の床面積の前方の測定位置は、次のいずれかの位置
 - (ア) 運転者席及びこれと並列の座席の直後に隔壁又は保護用の仕切を有する場合にあっては、隔壁又は保護用の仕切の最後端の位置
 - (イ) (ア) 以外の場合にあっては、運転者席及びこれと並列の座席の背あて部分（装備義務がある頭部後傾抑止装置を含む。）及び当該座席の座面部分のうち最後端の位置
 - イ 乗車設備の床面積の後方の測定位置は、最後部座席の背あて部分（取外すことができる頭部後傾抑止装置は含まない。）及び当該座席の座面部分のうち最後端の位置
- (4) 車体側に保護仕切又は保護用の仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等と突っ張る仕組みのものにあつては、保護仕切及び保護用の仕切には該当しないものとする。
- (5) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車については、(1)、(3)、(4) 及び用途区分通達により審査するものとする。

4 - 17 - 2 制動装置の規定の適用

乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車

等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車（乗車定員 10 人未満（平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車にあっては、乗車定員 11 人未満）のものに限る。）の用途を貨物自動車（車両総重量 3.5t 以下のものに限る。）に変更する場合の制動装置の規定については、7 - 15 の規定にかかわらず、7 - 16 の規定を適用することができる。

ただし、次に掲げる自動車については、7 - 16 - 5 の規定は適用できないものとする。

- ① 平成 14 年 9 月 30 日以前に製作された輸入自動車であって、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するもの
- ② 平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）であって、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するもの

第 1 条の 3 破壊試験

- 1 この省令に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術基準が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、第 11 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 17 条第 3 項、第 17 条の 2 第 6 項及び第 18 条第 2 項から第 7 項までに規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難であると国土交通大臣が認める装置に適用する場合にあっては、この限りでない。

4 - 18 破壊試験

この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。

ただし、7 - 13 - 1 - 2 (3)、7 - 23 - 1 - 2 (3)、7 - 25 - 1 - 2 (2)、7 - 26 - 1 - 2 - 2 (1) ①から⑥まで及び⑨、7 - 29 - 1 (1)、7 - 30 - 1 (1)、7 - 31 - 1 (1)、7 - 32 - 1 (1) 及び 7 - 33 - 1 (2) ②に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。

(1) 次に掲げる装置以外の装置

- ① 指定自動車等に備える装置
- ② 法第 75 条の 2 の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部に備えられている装置
- ③ 法第 75 条の 3 の規定によりその型式について指定を受けた装置
- ④ 原動機用蓄電池

(2) (1) ①から③までに掲げる装置（原動機用蓄電池を除く。）であって改造が行われたもの

4 - 19 自動車検査証記録事項の変更等に係る保安基準適合性の審査

- (1) 牽引自動車と被牽引自動車の組合せの変更、車両重量の変更等の自動車検査証記録事項の変更及び警察からの依頼に基づく車両鑑定等に係る保安基準適合性について審査依頼があった場合には、書面等適切な方法により審査を実施するものとする。

なお、審査の実施方法等については、4 - 7 に準ずるものとする。

- (2) 自動車検査証記録事項の変更に係る保安基準適合性の審査依頼の場合であって、自動車の提示がなく審査に必要となる測定ができないとき及び審査に必要となる値が不明なときは、申請者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。
- (3) 自動車審査高度化施設への入力等については、4 - 8 に準じて行うものとする。

4 - 20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査

- (1) 次の①及び②のいずれにも該当する乗用自動車の 7 - 16 - 2 - 2 (1) 又は 7 - 15 - 2 - 2 (2) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等への適合性審査については、4 - 12 - 1 (1) に規定する書面により当該技術基準等に適合することが確認できる場合を除き、第 6 章及び第 7 章によるほか、(2) 及び (3) により取扱うものとする。

- ① 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等（諸元表において許容限度が不明なものに限る。）
 - ② 架装等により車両重量が増加した自動車であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がないもの
- (2) 受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きい場合には、当該技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。
 - (3) 提出された書面により次の①から③までのいずれかに該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するも

のとする。

- ① 制動装置について同一構造を有する自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの
- ② 特種用途自動車、緊急自動車又は道路維持作業用自動車であって、アからエまでのいずれかを満たすもの

ア $6.43 \text{ (m/s}^2\text{)} \leq \text{平均飽和減速度 (m/s}^2\text{)} \times \frac{\text{諸元表に記載された車両総重量 (kg)}}{\text{受検車両の車両総重量 (kg)}}$

イ $70 \text{ (m)} \geq \text{制動停止距離 (m)} \times \frac{\text{受検車両の車両総重量 (kg)}}{\text{諸元表に記載された車両総重量 (kg)}}$

ウ $5.0 \text{ (m/s}^2\text{)} \leq \text{平均飽和減速度 (m/s}^2\text{)} \times \frac{\text{諸元表に記載された車両総重量 (kg)}}{\text{受検車両の車両総重量 (kg)}}$

エ $36.72 \text{ (m)} \geq \text{制動停止距離 (m)} \times \frac{\text{受検車両の車両総重量 (kg)}}{\text{諸元表に記載された車両総重量 (kg)}}$

注 1 「平均飽和減速度」「制動停止距離」「諸元表に記載された車両総重量」は、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する数値を用いること。

注 2 霊柩車の場合には、「受検車両の車両総重量」に 100kg を加算して計算すること。

注 3 ア及びイの計算式は、諸元表に記載された制動初速度が 100km/h の自動車に適用する。

注 4 ウ及びエの計算式は、諸元表に記載された制動初速度が 60km/h の自動車に適用する。

- ③ UN R13H-01 附則 3 又は UN R13-13 附則 4 の「タイプ O 試験 (原動機切り離し) [常温時制動試験] の積載状態」及び「タイプ I 試験 [フェード試験]」の基準に適合することが、ア又はイにより確認できるもの (試験成績書中の試験時重量が、受検車両の車両総重量と同一又は重いものに限る。)

ア 当該自動車の試験成績書 (写しをもって代えることができる。)

イ 制動装置について同一構造を有する自動車の試験成績書 (写しをもって代えることができる。)

4 - 21

自動運行装置を備える自動車の審査

自動運行装置を備える自動車の審査については、次により取扱うものとする。

4 - 21 - 1 走行環境条件付与書の適用

走行環境条件付与書は、記載されている車台番号又はシリアル番号が、自動運行装置を備える自動車の車台番号又はシリアル番号と同一である場合にあっては、4 - 21 - 2 の規定に係る書面として取扱うとともに、4 - 12 - 1 (1) ⑧に基づく自動運行装置に係る 7 - 113 - 2 (1) の規定の適合性を証する書面として取扱うものとする。

なお、4 - 21 の規定において「走行環境条件付与書の提示」とあるのは、原本の提示及びその写しの提出を求め、事務所等において写しに原本と照合済みであることを表示することをいう。

4 - 21 - 2 自動運行装置を備える自動車の判断

- (1) 新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。) に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。

① 指定自動車等

別添 2 「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1)) の「その他」欄に自動運行装置を備える旨の記載があるもの

② 並行輸入自動車

別添 3 「並行輸入自動車審査要領」に定める車両諸元概要表の「自動運行装置」欄の「有」に○印が付されており、かつ、走行環境条件付与書の提示があるもの

③ 試作車又は組立車

走行環境条件付与書の提示があるもの

- (2) 新規検査若しくは予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。)、構造等変更検査又は継続検査に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。

① 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証 (法第 71 条の 2 の規定により交付を受けた場合に限る。) の提示がある自動車

当該書面の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記載又は記録があるもの

② 新たに自動運行装置を取付けた旨の申告がなされた自動車

走行環境条件付与書の提示があるもの

4 - 21 - 3 走行環境条件付与書の提示等

- (1) 4-21-2 (1) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあっては、新たに運行の用に供しようとする初めての検査の際、走行環境条件付与書の提示について、次のとおり取扱うものとする。
- ① 自動運行装置を備えるものとして認証を受けた指定自動車等であって、当該装置の機能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がない自動車に備える自動運行装置については、7-113-2 (2) ①に規定する装置として取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。
 - ② 自動運行装置を備えないものとして認証を受けた指定自動車等であって、新たに当該装置を備えた旨の申告があった自動車又は自動運行装置の性能に影響のある装置の変更等（自動運行装置の取外しを除く。）を行った旨の申告があった自動車若しくは指定自動車等以外の自動車については、走行環境条件付与書の提示を求めるものとする。
- (2) 4-21-2 (2) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあっては、走行環境条件付与書の提示について、次のとおり取扱うものとする。
- ① 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（法第71条の2の規定により交付を受けた場合に限る。）の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記載又は記録がある自動車であって、自動運行装置の性能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がないものは、自動運行装置に係る変更等がないものとして取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。
 - ② 新たに自動運行装置を備えた旨の申告があった自動車又は自動運行装置の性能に影響のある装置の変更等（自動運行装置の取外しを除く。）を行った旨の申告があった自動車については、走行環境条件付与書の提示を求めるものとする。

4-21-4 自動運行装置を備える自動車の審査中断

4-21-3 に規定する走行環境条件付与書の提示の求めに応じない場合又は自動運行装置を取外した旨の申告があった自動車であって、当該自動車の自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（法第71条の2の規定により交付を受けた場合に限る。）の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記載又は記録がある場合は、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。

4-22

作業用附属装置等を備えた自動車の審査

作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車に適用される基準であって、当該装置等の脱着に伴い「自動車の種別」が脱着の前後で異なることにより、当該自動車への適用が異なるものについては、それぞれの状態で適合性を判定するものとする。

4-23

軌陸車等の架装の仕様の確認

- (1) 軌陸車等にあっては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下4-23において「仕様書等」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。
- この場合において、仕様書等の提示のないとき及び仕様書等に記載されている内容と審査依頼に係る自動車の装置が相違するときは、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。
- (2) 架装の仕様の確認は、①から⑦までに掲げる装置について、仕様書等に記載されている内容と審査依頼のあった自動車に相違があるかどうかにより行うものとする。
- なお、特に必要と認められる場合は、①から⑦までに掲げる装置以外の装置について、仕様の確認を行うことができるものとする。
- ① 軌道用車輪及びガイド車輪
 - ② 軌道用車輪の駆動装置（駆動用のエンジンを含む。）
 - ③ アウトリガー
 - ④ 転車台
 - ⑤ 物品積載装置
 - ⑥ 作業台
 - ⑦ 工具箱
- (3) 新規検査及び予備検査後初めての継続検査の審査依頼があった軌陸車等にあっては、重量計等を用いて車両重量を測定し、当該自動車検査証に記載又は記録されている車両重量と相違があるかどうかを確認するものとする。
- ただし、画像表示端末又は画像照合端末により照合した結果、架装の仕様が当該自動車と同一であることが目視等により判断できる場合にあってはこの限りでない。

4-24

貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認

- (1) 貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量7t以上のもの（高圧ガスのみを燃料とする自動車を除く。）について、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を行う場合には、燃料タンクの個数を確認するとともに、燃料タンクの容量を次に掲げる方法により算定するものとする。
- ただし、燃料タンクの個数及びそれぞれの容量が視認その他適切な方法により自動車検査証又は登録識別情報等通知書の記載事項又は記録事項と同一であると判断できる場合にあっては、この限りでない。

- ① 卷尺等により測定して算出した容量が 200 ℓ未満の燃料タンク
 - ア 燃料タンクに容量が表示されている場合であって、表示された容量と卷尺等により測定して算出した容量との相違が 30 ℓ以内のときは、表示された容量
 - イ 燃料タンクに容量が表示されていない場合であって、提示された燃料タンク計算書等に記載された容量と卷尺等により測定して算出した容量との相違が 30 ℓ以内のときは、提示された燃料タンク計算書等に記載された容量
 - ウ ア及びイに該当しない場合は、卷尺等により測定して算出した容量の 10 ℓ未満を切り捨てた値
 - ② 卷尺等により測定して算出した容量が 200 ℓ以上の燃料タンク
 - ア 燃料タンクに容量が表示されている場合であって、表示された容量と卷尺等により測定して算出した容量との相違が 40 ℓ以内のときは、表示された容量
 - イ 燃料タンクに容量が表示されていない場合であって、提示された燃料タンク計算書等に記載された容量と卷尺等により測定して算出した容量との相違が 40 ℓ以内のときは、提示された燃料タンク計算書等に記載された容量
 - ウ ア及びイに該当しない場合は、卷尺等により測定して算出した容量を 50 ℓ単位とし、端数を切り捨てた値
- (2) 貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量 7t 以上のもの（高圧ガスのみを燃料とする自動車を除く。）について、継続検査を行う場合には、燃料タンクの個数及びそれぞれの容量が当該自動車の自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により確認するものとする。
- ただし、自動車検査証に燃料タンクの個数及びそれぞれの容量が記載又は記録されていない場合にあっては、この限りでない。

4 - 25

圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験

- (1) 7 - 25 又は 8 - 25 に規定するガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準への適合性について、次に掲げる試験機関が発行した様式 16 によるガス容器等再試験結果証明書の提出を求め審査するものとする。（道路運送車両法施行規則第 36 条第 14 項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準（平成 19 年国土交通省告示第 857 号）関係）
 - ① 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 49 条第 1 項及び第 49 条の 4 第 1 項に規定されている試験機関
 - ② ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる試験機関
- (2) 次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱うものとする。
 - ① 審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の 1 年 2 か月後の日とする。）を経過していないこと。
この場合において、令和 7 年 3 月 13 日付け規程第 29 号による改正前の様式 16 「ガス容器等再試験結果証明書」によりガス容器等再試験を実施した日の 1 年 1 か月後の日が記載されている場合には、記載された有効期限に 1 か月を加算した日に読み替えて判断するものとする。
 - ② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること。
 - ③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと。
- (3) 型式指定自動車又は多仕様自動車について法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）であって、次に掲げる自動車の種類に応じてそれぞれに定める全ての要件を満たすものについては、有効なガス容器等再試験結果証明書の提出に代えることができる。
 - ① 型式指定自動車
 - ア 完成検査終了証（審査当日において発行後 9 か月を経過していないものに限る。）の提示があること
 - イ 型式の指定を受けた状態から、ガス容器及びガス容器附属品に変更がないこと
 - ② 多仕様自動車
 - ア 出荷検査証（備考欄に「ガス容器等再試験実施済」と記載があり、かつ、審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の提示があること
 - イ 型式の指定を受けた状態から、ガス容器及びガス容器附属品に変更がないこと

4 - 26

基準適合性審査時におけるその他確認事項

次表左欄に掲げる自動車については、同表中央欄の内容を確認し、同表右欄の処理を行うものとする。

確認対象自動車	確認事項	対応
① 自動車登録番号標又は車両番号標を取付けている自動車	ア 番号の識別に支障が生じないように見やすい位置に表示されていること イ ナンバープレートカバーが装着されていないこと ウ フレーム、ステッカー等で被覆されていないこと エ 回転して表示されていないこと	不適切表示を確認した場合には、自動車検査票1の「番号標板」を○で囲み、不適切表示である旨を記入
② 自動車登録番号標を取付けている自動車	自動車の後面に取付けた自動車登録番号標の左側の取付箇所	封印がない場合には、自動車検査票1の「封印」を○で囲み、ない旨を記入
③ 自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けている自動車	取付けの有無	取付けがない場合には、自動車検査票1の「番号標板」を○で囲み、ない旨を記入
④ 土砂等運搬大型自動車	自重計の取付けの有無	自重計がない場合には、自動車検査票1の「自重計」を○で囲み、ない旨を記入
⑤ 保安基準第55条の規定により基準緩和の認定を受けた自動車であって、制限事項が付されているもの	施行規則第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）の有無	標識がない場合には、自動車検査票1の「制限車両」を○で囲み、標識がない旨を記入
⑥ 保安基準第55条の規定により基準緩和の認定を受けた自動車であって、基準緩和項目の一部又は全部の諸元及び制限事項を表示するよう制限を付されたもの	表示の有無	表示がない場合には、自動車検査票1の「制限車両」を○で囲み、表示がない旨を記入
⑦ 7-110-1(2)の規定により走行距離計を備えなければならない普通自動車及び小型自動車であって、次の検査に係るもの ア 新規検査及び予備検査（法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査及び予備検査に限る。） イ 継続検査 ウ 構造等変更検査	走行距離計（オドメータ）の表示値	審査当日の初回の入場において、同一性確認を開始した際の走行距離計の表示値（100の位未満は切り捨てる。）及び表示単位を自動車審査高度化施設へ入力 通信系統、MOTAS又は自動車審査高度化施設の障害により電磁的方法によることができない場合は、自動車検査票1へ記入

4 - 27

車台番号等の打刻作業等

- 審査等の際、法第32条の各号に該当する自動車については、その旨を運輸支局等へ通知するものとする。
- 運輸支局等から職権による打刻作業の依頼があった場合は、その依頼事項に基づき適切な場所に打刻し、その結果を運輸支局等へ通知するものとする。

4 - 28

出張検査場における審査

出張検査場における審査にあつては、本則によるほか、別添5「出張検査実施要領」により実施するものとする。

第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5 - 1

審査結果の通知方法

- 審査依頼のあった運輸支局等への審査結果の通知は審査当日に行うものとし、4-7-2に掲げるいずれかの総合判定の内容及び5-3に掲げる審査結果通知情報（必要と認められるものに限る。）を通知するものとする。
ただし、4-7-3の「審査継続」として処理した場合には、審査依頼のあった運輸支局等へその旨を口頭で通知することにより、審査結果の通知を猶予することができる。
- 審査結果（(3)に規定するものを除く。）の通知方法は、次表のとおり、電磁的方法又は書面による方法とする。
ただし、出張検査場における審査にあつては、当分の間、自動車審査高度化施設の障害欄の方法に準じて行うものとする。

審査結果	検査の種類	通知方法		
		正常時	障害発生時	
			通信系統又は MOTAS の障害	自動車審査高度化施設の障害
適合又は 審査中断	・新規検査（※1） ・予備検査（※1） ・継続検査	電磁的方法	自動車検査票 1	自動車検査票 1
	・新規検査（※2） ・予備検査（※2） ・構造等変更検査		自動車検査票 1、審査結果通知書 2 及び備考欄記入事項連絡票（※3）	自動車検査票 1 及び自動車検査票 2
不適合	・全ての検査	電磁的方法及び審査結果通知書 1	審査結果通知書 1	自動車検査票 1

備考

- ※1 完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものに限る。
 - ※2 ※1 以外のものに限る。
 - ※3 備考欄にかかる通知が必要な場合に限る。
- (3) 4 - 19 の規定による自動車検査証記録事項の変更等に係る保安基準適合性の審査結果の通知方法は、電磁的方法又は書面による方法とする。

5 - 2

審査結果通知情報の自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票への記載

5 - 2 - 1 自動車審査高度化施設への入力

電磁的方法、審査結果通知書 1、審査結果通知書 2 又は備考欄記入事項連絡票により審査結果の通知を行う場合は、5 - 3 に掲げる情報を別途理事長が定める方法により自動車審査高度化施設へ入力するものとする。

5 - 2 - 2 自動車検査票への記載

- (1) 自動車検査票 1 及び自動車検査票 2 により審査結果の通知を行う場合は、5 - 3 に掲げる情報を次により記載するものとする。
- ① ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載する。
 - ② 記載を行おうとする欄に文字等の記載されているものについては、該当する事項について「○」で囲むことにより記載する。
 - ③ 記載事項を変更、訂正又は抹消するときは、不用の記載事項を「-」をもって抹消し、検査官印の押印を行う。
 - ④ 自動車検査票 1 及び自動車検査票 2 を表裏で用いる場合は、重複する事項は自動車検査票 1 のみ記載することとする。
- (2) 総合判定が「適合」の場合には、自動車検査票 1 の審査結果通知欄の「適合」箇所に検査官印を押印するものとする。
なお、再入場による審査を行った場合において、保安基準に適合すると認めるときは、該当する構造又は装置を審査した検査担当者が適合しない旨の記載を抹消することなく、当該箇所に検査官印の押印を行うものとする。
- (3) 総合判定が「不適合」又は「不適合（使用停止）」の場合には、自動車検査票 1 の保安基準に適合しない部分欄の当該項目を「○」で囲む等により不適合箇所及び不適合内容が容易に分かるように記載するものとする。
なお、「不適合（使用停止）」の場合には、自動車検査票 1 の備考欄にその旨を記載するものとする。
- (4) 総合判定が「審査中断」の場合には、自動車検査票 1 の審査中断欄に検査官印を押印するとともに備考欄にその理由を記載するものとする。
なお、審査中断欄がない場合は、審査結果通知欄附近に審査中断と記載し、その附近に検査官印の押印を行うものとする。

5 - 3

審査結果通知情報

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。

5 - 3 - 1 車台番号

4 - 9 により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、自動車検査票の所定の欄に検査官印の押印を行うとともに、自動車審査高度化施設へ確認した旨の入力を行うものとする。

また、自動車検査票に直接ボールペンにより車台番号が記入されている場合には、自動車検査票に検査担当者が車台番号の下三桁をボールペン等で記載する。

ただし、自動車検査受付装置により車台番号が印字された自動車検査票、カーボン紙等を用いた複写により車台番号が記載された自動車検査票又は運輸支局等において予約確認時に車台番号の下三桁がボールペン等で記載されている場合は、記

載しなくてもよい。

5-3-2 初度登録年月

初度登録年月は、必要に応じて、自動車検査票2に次により記載するものとする。

- ① 登録の対象である自動車にあっては、自動車が初めて登録された日の属する年及び月の数を初度登録年月とし、不明のものは「-」とする。
ただし、自動車が初めて登録された日の属する年及び月の数のうち月の数の不明のものは年のみとする。
また、未登録車にあっては、当該欄に「/」を記入する。
- ② 二輪自動車にあっては、初度検査年（初めて自動車検査証の交付された日の属する年及び月の数）を初度登録年月欄に記載し、不明のものは「-」とする。
ただし、初めて自動車検査証の交付された日の属する年及び月の数のうち月の数の不明のものは年のみとする。
また、初めて検査を受けるものには、当該欄に「/」を記入する。

5-3-3 車名及び型式

車名及び型式は、次によるものとする。

なお、MOTASにおいてコード設定されている車名については、その表記とすること。

- ① 多仕様自動車及び新型届出自動車にあっては、諸元表に記載された車名及び型式
- ② 試作車にあっては、当該自動車製作者の定める車名及び型式
ただし、車名又は型式を定めていないときは、該当欄に「試作」
- ③ 組立車にあっては、「組立」
- ④ 別添4「改造自動車審査要領」別表第1に規定する範囲の改造を行った自動車（②、③、⑥及び⑦ただし書の自動車並びに「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成10年3月23日付け自技第60号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあっては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとする）。
- ⑤ 輸入自動車特別取扱自動車にあっては、当該自動車の輸入自動車特別取扱届出済書に記載された車名及び型式
- ⑥ 並行輸入自動車にあっては、別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.3.及び6.2.4.により判定した車名及び型式
- ⑦ ①から⑥まで以外の自動車にあっては、現に存する車名及び型式。
ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」

5-3-4 原動機の型式

原動機の型式は、次によるものとする。

なお、4-9により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、自動車検査票の所定の欄に検査官印の押印を行うとともに、自動車審査高度化施設へ確認した旨の入力を行うものとする。

- ① 原動機に表示された打刻等（鋳造浮出しを含む。）により原動機の型式が判明するものには、その型式
- ② 職権により原動機の型式の打刻をしたものには、その型式
- ③ 並行輸入自動車にあっては、別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.6.により判定した原動機の型式
- ④ ハイブリッド自動車等複数の原動機により駆動する自動車にあっては、①から③までによるほか、それぞれの原動機の型式を「-」でつなぐものとする。

5-3-5 自動車の種別

自動車の種別は、4-7-1-1（1）①により判定した種別に応じ、次のいずれかとするものとする。

- ① 普通自動車にあっては「普通」
- ② 小型自動車にあっては「小型」
- ③ 大型特殊自動車にあっては「大型特殊」

5-3-6 用途

用途は、4-7-1-1（1）②により判定した区分に応じ、次のいずれかとするものとする。

- ① 乗用自動車等にあっては「乗用」
- ② 乗合自動車等にあっては「乗合」
- ③ 貨物自動車等にあっては「貨物」
- ④ 特種用途自動車等にあっては「特種」
- ⑤ 大型特殊自動車にあっては「-」
- ⑥ 貸渡乗用自動車、貸渡乗合自動車、貸渡貨物自動車及び貸渡特種用途自動車にあっては①から④まで及び「貸渡」
- ⑦ 幼児専用乗用自動車及び幼児専用乗合自動車にあっては①又は②及び「幼児専用」
- ⑧ 建設機械にあっては「建設機械」

5-3-7 自家用・事業用の別

「自家用」又は「事業用」のいずれかとするものとする。

なお、予備検査においては、7-119の規定に適合している自動車は「適」、適合していない自動車は「否」として通知するものとする。

5-3-8 車体の形状

車体の形状は、4-7-1-1（1）③により判定したものとする。

なお、自動車審査高度化施設において該当する車体の形状が選択肢にない場合にあつては、「その他」を選択し、自由入力欄に入力するものとする。

また、車両運搬用トラクタ（いわゆる亀の子トラクタ）に牽引されるセミトレーラにあつては、「セミトレーラ（課税対象）」を選択すること。

5-3-9 乗車定員、最大積載量及び車両総重量

- (1) 乗車定員、最大積載量及び車両総重量は、(2) から (12) までによるものとする。
- (2) 折畳式座席又は脱着式座席を有する乗用自動車にあつては、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び車両総重量とする。
- (3) 折畳式座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあつては、当該座席を折り畳み又は取外し物品積載装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量とするほか、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を括弧書で通知する。
- (4) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の UN R14 又は UN R145 に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、UN R44-04 の 4、6 から 8、まで及び 15 に適合する UN R44-04 の 2.1.2.4.2 に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車にあつては、乗車定員は「大人定員+小人定員/1.5」の例によることとし、車両総重量は車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量（大人定員×55kg+小人定員×55kg÷1.5により得た重量。1kg未満は切り捨てる。）の総和とする。
- (5) 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（立席に係る乗車定員の算出について保安基準第 55 条に基づく基準緩和の認定を受けた自動車を除く。）にあつては、乗車定員は立席を除いた乗車定員数を括弧書で通知するとともに、その説明を備考欄記録事項として次の例により通知する。

(例)

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
80 [40] 人	-kg	4810kg	9210 [7010] kg

備考
乗車定員及び車両総重量欄の括弧外は高速道路等を運行しない際の立席を含めた全ての乗車装置を最大に利用した状態を、括弧内は立席を除く乗車装置を最大に利用した状態を示す。

- (6) 牽引自動車であつて第五輪荷重を有する自動車（(7) に規定する自動車を除く。）については、次によるものとし、それぞれ次の例により通知する。
 - ① 最大積載量は 7-124 (11) により算出した牽引重量（連結部移動装置付牽引自動車にあつては、最大の第五輪荷重が算出される位置における牽引重量のうち最大となるものとする。）とするとともに、7-124 (3) により算出した第五輪荷重（連結部移動装置付牽引自動車にあつては、最大の第五輪荷重とする。）を括弧書で通知する。
 - ② 車両総重量は車両重量、牽引重量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和とするとともに、車両重量、第五輪荷重及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を括弧書で通知する。

(例 1) 連結部移動装置付牽引自動車以外の牽引自動車

			車体の形状	
			トラクタ	
乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量
3 [3] 人	33650 [8500] kg		4810kg	38625 [13475] kg
長さ	幅	高さ		
553cm	244cm	282cm		

備考
最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(例 2) 7-5-2 に該当する牽引自動車であつて連結部移動装置付牽引自動車以外のもの

			車体の形状	
			トラクタ	
乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量
3 [3] 人	38620 [11300] kg		7110kg	45895 [18575] kg
長さ	幅	高さ		
553cm	244cm	282cm		

備考
保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合
最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(例 3) 7-5-2 に該当する牽引自動車が基準緩和認定を受けた場合

			車体の形状	
			トラクタ	
乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量
3 [3] 人	40800 [11300] kg		7110kg	48075 [18575] kg
長さ	幅	高さ		
582cm	249cm	291cm		

備考

保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

なお、保安基準の緩和認定による単体物品輸送時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ 11,600kg 及び 18,875kg とする。

(例 4) 連結部移動装置付牽引自動車

			車体の形状	
			トラクタ	
乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量
3 [3] 人	33300 [9000] kg		4810kg	38275 [13975] kg
長さ	幅	高さ		
553cm	244cm	282cm		

備考

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

連結部移動量 (0 ~ 418mm) に応じて第五輪荷重の範囲は 9000kg ~ 7700kg、けん引重量の範囲は、33300kg ~ 33110kg となる。

(7) 牽引自動車であって第五輪荷重のほかに積載量を有する自動車については、最大積載量は 7-124 (3) により算出した第五輪荷重と積載量の合計とし、その内訳及び 7-124 (11) により算出した牽引重量を備考欄記録事項としてそれぞれ次の例により通知する。

(例)

			車体の形状	
			トラクタ	
乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量
3 人	8000kg		6990kg	15155kg
長さ	幅	高さ		
553cm	244cm	282cm		

備考

最大積載量内訳、第五輪荷重 6750kg、積載量 1250kg、けん引重量 36680kg

(8) 脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、必要本数のスタンションを装着した状態において定めた最大積載量及び車両総重量を通知する。

(9) 単体物品基準緩和認定を受けた被牽引自動車であつて、緩和項目が保安基準第 4 条 (車両総重量) 又は同第 4 条及び第 4 条の 2 (軸重等) に限られるものについては、①から③までによるものとし、それぞれ次の例により通知する。

① 最大積載量は基準最大積載量を通知するとともに、単体物品基準緩和最大積載量を括弧書で通知する。

② 車両総重量は基準車両総重量を通知するとともに、単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で通知する。

③ 備考欄記録事項として括弧の趣旨の説明を通知する。

(例 1) 単体物品基準緩和認定を受けた場合

			車体の形状	
			セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量
一人	18000 [40000] kg		9990kg	27990 [49990] kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(例2) 7-4-2に該当するセミトレーラが単体物品基準緩和認定を受けた場合

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	26000 [40000] kg	9990kg	35990 [49990] kg

備考

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（船底型）

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(10) 保安基準第2条（幅）及び単体物品基準緩和認定を受けた被牽引自動車であって、基準緩和認定要領に規定する幅広貨物（以下「幅広貨物」という。）を輸送することに関する基準緩和認定（以下「幅広貨物基準緩和認定」という。）を受けたものについては、次の①から②までによるものとし、それぞれ次の例により通知する。

① 最大積載量及び車両総重量欄には、分割不可能な単体物品輸送時の事項を通知する。

② 備考欄に幅広貨物輸送時の最大積載量及び車両総重量を通知する。

(例)

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	40000kg	9850kg	49850kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(11) 保安基準第2条（幅）及び単体物品基準緩和認定を受けた被牽引自動車であって、脱着式スタンションを装着して幅広貨物基準緩和認定を受けたものについては、次の①から③までによるものとし、それぞれ次の例により通知する。

① 最大積載量及び車両総重量欄の括弧外には、スタンションを装着した幅広貨物輸送時の事項を、括弧内には分割不可能な単体物品輸送時の事項をそれぞれ通知する。

② 備考欄にスタンションを外した幅広貨物輸送時の最大積載量及び車両総重量を通知する。

③ 備考欄記録事項として括弧の趣旨の説明を通知する。

(例)

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	26000 [40000] kg	9990kg	35990 [49990] kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の、括弧外はスタンションを装着した幅広貨物を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(12) 国際海上コンテナ基準緩和認定を受けた被牽引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び第4条の2（軸重等）に限られるものについては、①から③までによるものとし、それぞれ次の例により通知する。

① 最大積載量は基準最大積載量又は分割可能貨物基準緩和最大積載量を通知するとともに、国際海上コンテナ基準緩和最大積載量を括弧書で通知する。

② 車両総重量は基準車両総重量又は分割可能貨物基準緩和車両総重量を通知するとともに、国際海上コンテナ基準緩和車両総重量を括弧書で通知する。

③ 備考欄記録事項として括弧の趣旨の説明を通知する。

(例) 7-4-2に該当するセミトレーラが国際海上コンテナ基準緩和認定を受けた場合

		車体の形状	
		コンテナセミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	30400 [30480] kg	5580kg	35980 [36060] kg

備考

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（コンテナ型）

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(13) 特区基準緩和認定を受けた被牽引自動車については、①から③までによるものとし、それぞれ次の例により通知する。

- ① 最大積載量は基準最大積載量を通知するとともに、特区基準緩和最大積載量を括弧書で通知する。
- ② 車両総重量は基準車両総重量を通知するとともに、特区基準緩和車両総重量を括弧書で通知する。
- ③ 備考欄記録事項として括弧の趣旨の説明を通知する。

(例1) 7-4-2に該当するセミトレーラが特区基準緩和認定を受けた場合

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	26000 [30000] kg	9990kg	35990 [39990] kg

備考

特区基準緩和車

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（煽型）

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(例2) (9) と特区基準緩和認定を併せて受けた場合

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	[30000] 26000 [40000] kg	9990kg	[39990] 35990 [49990] kg

備考

特区基準緩和車

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（船底型）

最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

最大積載量欄及び車両総重量欄中下段括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(14) セミトレーラを牽引するための連結装置を有するセミトレーラであって当該連結装置を格納することができる構造のものについては、次の①から③までによるものとし、それぞれ次の例により通知する。

- ① 附属装置名コード「09：その他」を入力し、「けん引用連結装置」と通知する。
- ② 最大積載量欄は、セミトレーラを牽引するための連結装置を格納した状態における最大積載量を通知するとともに、当該連結装置を展開した状態の最大積載量を括弧書で通知する。
- ③ 備考欄記録事項として括弧の趣旨の説明とともにセミトレーラを牽引するための連結装置を展開した状態における次の内容を通知する。
 - ア 第五輪荷重
 - イ 最大積載量のうち牽引用連結装置が分担する荷重
 - ウ 軸重
 - エ セミトレーラを牽引して運行する場合における、牽引自動車の車名及び型式並びに当該セミトレーラが牽引する被牽引自動車の車名及び型式

(例)

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
— [—] 人	19,700 [20,800] kg	9,400 [9,400] kg	29,100 [30,200] kg
長さ	幅	高さ	
[1330] 1072cm	[249] 249cm	[379] 379cm	
		前前軸重	前後軸重
		— kg	— kg
		後前軸重	後後軸重
		3320kg	3310kg

備考
第五輪荷重 11,470kg 以上のものとする。 *けん引用連結装置*後軸移動装置付車、括弧内は車両伸長時を示す。 車両伸長時 第五輪荷重 10,550kg 以上、最大積載量のうちけん引用連結装置が分担する荷重 7,900kg 以下、後前軸重 2,760kg、後後軸重 2,820kg とする。 3 両による連結は、けん引車【車名】【型式】、被けん引車【車名】【型式】とする。

(15)セミトレーラを牽引するための連結装置を有するフルトレーラ（いわゆるドリー）については、次の①及び②によるものとし、それぞれ次の例により通知する。

- ① 最大積載量は牽引重量とするとともに、第五輪荷重を括弧書で通知する。
牽引重量は、当該フルトレーラを製作した者が示す牽引可能重量と牽引自動車の牽引重量を比較し小さい値とする。
- ② 備考欄記録事項として括弧の趣旨の説明とともに次の内容を通知する。
ア 自動車重量税は牽引自動車として課税する旨
イ セミトレーラを牽引して運行する場合における、牽引自動車の車名及び型式並びに当該フルトレーラが牽引する被牽引自動車の車名及び型式

(例)

			車体の形状	
			フルトレーラ	
乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量
－ [－] 人	22,000 [9,900] kg		3,000kg	25,000 [12,900] kg
長さ	幅	高さ		
500cm	249cm	150cm		

備考
自動車重量税はけん引車として課税 最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。 3 両による連結は、けん引車【車名】【型式】、被けん引車【車名】【型式】とする。

(16)自動車の最大積載量は、7-124（7-124（5）から（9）までを除く。）により算定した値を次の数値により通知する。
ただし、国際海上コンテナを輸送する被牽引自動車であって、かつ、最大積載量が 30,480kg のものに限り、これによらず 30,480kg として通知する。

- ① 100 未満の場合は 10 毎（二輪自動車で牽引される被牽引軽自動車又は超小型モビリティに限る。）（単位は kg）
- ② 100 から 5,000 までは 50 毎、5,000 を超える場合は 100 毎（単位は kg）
- ③ 自動車検査証、自動車予備検査証又は登録識別情報等通知書に記載又は記録されている最大積載量が 100、150、200、250、300、350、400、500、600、750、850、1,000、20,320、1,000 を超える場合は 250 刻み（単位は kg）となっている使用の過程にある自動車であって、当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、①又は②にかかわらず、その最大積載量の数値とすることができる。

5-3-10 車両重量

車両重量は、空車状態における自動車の重量とするものとする。

なお、燃料について全量を搭載していない場合には、計算により算出した不足相当分の重量を各軸に配分して加算すること。

5-3-11 長さ、幅及び高さ

(1) 長さ、幅及び高さは、7-2-1（2）により計測した数値（脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態で計測した数値とする。）とするものとする。

ただし、セミトレーラの長さにあつては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について7-2-1（2）①の規定に基づき測定した数値とするものとする。

また、7-2-1（2）①の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で7-2-1（2）①の規定に基づき測定した数値とするものとする。

(2) 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、次の例によるものとし、附属装置名についても備考欄記録事項として通知するものとする。

(例)

			車体の形状	
			ショベル・ローダ	
乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量
1 [1] 人	－ kg		5700 [7460] kg	5755 [7515] kg

長さ	幅	高さ
[590]	[249]	[315]
518cm	213cm	274cm

備考

*附属装置 *バックホー

5-3-12 燃料の種類

燃料の種類は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン LPG」、「ガソリン 灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかとするものとする。
この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「 」(1字空白) でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。

また、「その他」とは、当該自動車に用いている燃料の種類が上記に掲げられていない場合に選択するものとし、その際には5-3-15(1)の規定により自動車検査証の備考欄に記録するよう通知するものとする。

5-3-13 総排気量又は定格出力

総排気量又は定格出力は、次によるものとする。

① 総排気量は、単位をℓとし、小数第2位(小数第3位切り捨て)まで通知するものとする。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車でその総排気量が0.251ℓから0.259ℓまでのもの及び二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車で総排気量が0.661ℓから0.669ℓまでのものにあつては、それぞれ0.26ℓ及び0.67ℓとする。

この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程については、単位をmmとし、小数第1位(小数第2位切り捨て)までの値とする。

なお、総排気量が増加する構造を有する原動機にあつては、最大のものとする。

② 定格出力は、単位をkWとし、小数第2位(小数第3位切り捨て)まで通知するものとする。

ただし、小数第2位が不明なものにあつては、小数第2位に「0」を通知する。

5-3-14 軸重

(1) 軸重は、7-5-1(5)により計測した数値を通知するものとする。

この場合において、車軸間距離にかかわらず、2以上の車軸を有している場合(車両中心線に直交する直線上に独立した軸を有している場合は、1軸とする。)にあつては、現に有している車軸毎に通知するものとする。

(2) 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車にあつては、次の例により当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い車両重量のときの数値とする。

(例) 附属装置を装着した自動車

		車体の形状	
		ショベル・ローダ	
車両重量		車両総重量	
5700 [7460] kg		5755 [7515] kg	
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
3,870kg	- kg	- kg	3,590kg

備考

*附属装置 *バックホー

(3) 車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても次の例により備考欄記録事項として通知するものとする。

(例) 車軸自動昇降装置付き自動車(3軸セミトレーラ)

前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
- kg	- kg	- kg	5,250kg

備考

第五輪荷重 7690kg以上

車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 後前軸重 2,030kg、後中軸重 2,020 kg、後後軸重 2,020kg

(4) 4軸を超える自動車にあつては、次の例により第5軸以降の軸重は備考欄記録事項として通知するものとする。

(例) 4軸を超える自動車(6軸の場合)

(軸の配置)

←車両前方

① ② ③ ④ ⑤ ⑥
(前前軸) (前後軸) (第5軸) (第6軸) (後前軸) (後後軸)

前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
8,560kg	8,610kg	8,240kg	8,230kg

備考
第5軸重 8,450kg
第6軸重 8,450kg

(5) 側車付二輪自動車のうち、サイドカー型にあっては、次の例により側車輪を後前軸重として通知するものとする。

(例) 側車付二輪自動車 (サイドカー型)

(軸の配置)

←車両前方

①	②	③
(前前軸)	(側車輪)	(後後軸)

前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
120kg	— kg	30kg	140kg

5 - 3 - 15 備考欄

(1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。

また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例
1. 施行規則第52条各号の一に掲げる処分を受ける自動車	処分年月日	認定年月日 平成13年7月1日 北海道運輸局第123号
	処分の内容	緩和事項「長さ」
	附した制限	緩和制限「自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。」
2. 7-65-2-1 (細目告示第42条第2項、第3項、第120条第2項)、7-65-3 (細目告示第42条第2項、第3項、第120条第3項)、7-66-2-1 (細目告示第42条第6項、第120条第6項)、7-66-3 (細目告示第42条第6項、第120条第7項)、7-70-3 (細目告示第121条第3項)の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車	指定内容	前照灯の取付位置
	指定年月日	関整車第123号 平成13年7月1日
3. 保安基準第56条第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた自動車	認定内容	大臣認定 メタノール自動車
	認定年月日	国自審第234号 平成13年1月15日
4. 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量5tを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させて運行することとされているもの(被牽引自動車を除く。)	ワンマンバスの構造要件が適用されない旨	車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準に適合
4-1. ワンマンバスの構造要件の適用緩和を受けた自動車	緩和内容	ワンマンバス構造要件の適用緩和 近運事第345号 平成13年10月1日乗降口
5. タンク自動車	積載物品名	品名 第一石油類
	最大積載容積	容積 5000L
	比重又は定数	比重 0.75
5-1. 荷台に危険物のタンクを固定し、かつ、タンク以外に積載量を有する自動車	タンクに積載する物品名及び積載量の内訳	品名 灯油 容積 250L 比重 0.80 積載量内訳 タンク 200kg 荷台 300kg

[5 - 3 審査結果通知情報]

5-2. 危険物運搬用タンク車であって、積載の組合せが多数あり、備考欄に記録することができない自動車	積載の組合せが備考欄以外にある旨	積載の組合せは、設置許可書等による
5-3. セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積載物品とするコンクリートミキサー車	積載物品名	品名 流動化処理土
	最大積載容積	容積 5.78m ³
	比重	比重 1.65
6. 被牽引自動車（牽引自動車の車名及び型式について記録の申し出があったものに限る。）	牽引自動車の車名及び型式	
	① ②以外の場合	牽引車 日野 P-AA
	② 型式が「不明」の場合（型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記）	牽引車 フォード不明 (ABDE1234)
6-1. 被牽引自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 第五輪荷重を有する牽引自動車で牽引されるもの (2) 基準緩和を受けている自動車であって、速度制限装置が装着されている牽引自動車で牽引されるもの	第五輪荷重が分担する荷重	第五輪荷重 7690kg 以上
	牽引自動車に速度制限装置が装着されている旨	牽引車の全型式に速度制限装置付又は運輸 W-AA、運輸 W-AB には速度制限装置付
	保安基準適合性の検討条件	
	① 運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下の 場合	運行時の最高速度は 60km/h 以下で検討
	② 運行時の最高速度 50km/h 以下の場合	運行時の最高速度は 50km/h 以下で検討
7. 牽引自動車（被牽引自動車の車名及び型式について記録の申し出があったものに限る。）	被牽引自動車の車名及び型式	
	① ②及び③以外の場合	被牽引車 フルハーフ ABCD
	② 型式が「不明」の場合（型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記）	被牽引車 パーストナー 不明 (ABDE1234)
	③ 型式が「組立」及び「試作」の場合（型式に車台番号を付記）	被牽引車 組立 (東 41567 東)
7-1. 基準緩和を受けている牽引自動車であって、次に掲げるもの (1) 解除機能を有していない速度制限装置を備えたもの (2) 解除機能を有する速度制限装置を備えたもの (3) 速度制限装置を備えていないもの	速度制限装置を備えている旨及びその設定速度	速度制限装置付 最高速度 60km/h 以下
	速度制限装置を備えている旨及びその設定速度並びに解除機能を有する旨	速度制限装置付（解除機能付） 最高速度 60km/h 以下
	速度制限装置を備えていない旨	速度制限装置なし
8. 4軸を超える自動車	軸重	第5軸重 8500kg
9. 燃料の種類を「その他」と通知する自動車	燃料の種類	燃料 水素
9-1. メタノールを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) メタノールとガソリン等を混合したものを燃料とするもの (2) 補助燃料としてガソリン又は軽油を使用するもの (3) ガソリン併用式のもの	速度制限装置を備えている旨及びその設定速度並びに解除機能を有する旨	速度制限装置付（解除機能付） 最高速度 60km/h 以下
	メタノールとガソリン等を 85：15 の比率で混合したものの（M85）を燃料とする旨	燃料 メタノール（M85）
	メタノール（M100 又は M85）を主燃料とし、補助燃料としてガソリン又は軽油を使用する旨	燃料 主 メタノール （M100 又は M85） 補助 ガソリン又は軽油
	ガソリンを併用することが可能である旨	燃料 メタノール・ガソリン併用

[5 - 3 審査結果通知情報]

(4) 通常はメタノールとガソリンの混合物を使用し、ガソリンのみも使用可能なもの	通常はメタノールとガソリンを併用し、ガソリンのみも使用することができる旨	燃料 メタノール・ガソリン混合物 (混合率可変)
9-2. CNGを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの		
(1) ガソリン併用式のもの	ガソリンを併用することが可能である旨	燃料 CNG・ガソリン併用
(2) 軽油を着火燃料とするもの	CNGを燃料とし、軽油を着火燃料とする旨	燃料 主 CNG 補助 軽油
9-3. 軽油を燃料とする自動車であって、バイオディーゼル100%燃料を使用するもの	バイオディーゼル100%燃料を併用使用している旨	燃料 バイオディーゼル100%燃料併用
9-4. ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げるもの		
(1) 電気式又は蓄圧式のもの ((2)を除く。)	ハイブリッド自動車である旨	ハイブリッド自動車
(2) 蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えるもの	プラグインハイブリッド自動車である旨	プラグインハイブリッド自動車
9-5. 軽油を燃料とする自動車であって、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を使用するもの	揮発油品確法の特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を併用使用している旨	燃料 品確法特例措置高濃度バイオディーゼル燃料併用
9-6. 圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えたもの	燃料電池自動車である旨	燃料電池自動車
10. 臨時乗車定員が定められた自動車	臨時乗車定員	臨時乗車定員 108 名
11. 使用者の名義が複数の自動車	共同使用者の氏名又は名称及び住所	共同使用者の氏名、住所 運輸太郎、東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
12. 緊急自動車であって、次の各号に掲げるもの		
(1) 用途区分通達 4-1-1 以外の自動車 ((2)を除く。)	緊急自動車である旨	緊急自動車
(2) 在宅傷病者緊急往診用自動車	在宅傷病者緊急往診用自動車である旨	緊急自動車 (在宅傷病者緊急往診用)
13. 道路維持作業用自動車	道路維持作業用自動車である旨	道路維持作業用自動車
14. 改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 (改造審査番号) 改造通知年月日 (改造審査年月日)	改造内容 操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日
14-1. 走行装置としてゴム履帯を有する自動車	ゴム履帯装着時の諸元を示す旨	括弧内はゴム履帯装着時を示す
15. 並行輸入自動車	適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日 原動機型式打刻位置 原動機の最高出力時の回転数	保安基準適用年月日又は製作年月日 平成 12 年 4 月 1 日 原動機型式打刻位置 シリンダブロック 上面左側前部 原動機最高出力時回転数 9,000rpm
15-1 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの		
(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に適用される排出ガス規制に適合したもの	規制の対象となる排出ガス規制の適合年	12 年排出ガス規制適合
(2) 二輪自動車又は側車付二輪自動車に適用される排出ガス規制に適合したもの	規制の対象となる排出ガス規制の適合年	11 年排ガス適合

(3) 別添4「改造自動車審査要領」別表第1に規定する範囲の改造により、装置が変更されているもの	変更された装置名	変更内容 緩衝装置
(4) 二輪自動車又は側車付二輪自動車であって、後輪にばねその他の緩衝装置を備えていないもの	後輪にばねその他の緩衝装置を備えていない旨	後輪 緩衝装置なし
(5) 新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に、消音器の加速走行騒音性能規制への適合性を、消音器自体の表示以外の方法により確認したもの（平成26年騒音規制以前の規制を適用する自動車に限る。）	消音器の加速走行騒音性能規制への適合性確認に用いた書面又は表示	初回検査時確認書面等 （騒音試験成績表） （WVTA） （車両データプレート） （COC） （外国登録証） （認可書）
(6) 軽油を燃料とする大型特殊自動車であって黒煙汚染度規制が適用されるもの	黒煙汚染度規制対象車である旨及び適合規制値	黒煙汚染度規制値 25%
(7) 二輪自動車であって ABS 装着義務付け対象外の車体構造のもの（令和3年9月30日以前に製作された自動車を除く。）	ABS 装着義務付け対象外の車体の構造である旨	「エンデューロ二輪自動車」（又は「トライアル二輪自動車」）として保安基準に適合
16. 職権打刻をした自動車	車台番号打刻位置（打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。）	車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面
	シリアル番号を有する場合のシリアル番号	シリアル番号 ABCDEFGHI123456789
	塗まつた車台番号（塗まつた車台番号が職権打刻である場合を除く。）	シリアル番号 ABCDEFGHI123456789
	原動機型式打刻位置（打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。）	原動機型式打刻位置 シリンダブロック上面左側前部
17. 土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車	土砂等を運搬しない旨	積載物品は土砂等以外のものとする。
17-1. 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等の装置を随時取外し、又は取替えて使用するダンプ車であって、当該装置等の装着時は17.に掲げる自動車となるもの	附属装置等装着時は土砂等を運搬しない旨	附属装置等装着時の積載物品は土砂等以外のものとする。
18. 熱害対策装置等を有する自動車であって、次の各号に掲げるもの（並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。）	(1) 断続器の形式が接点式のため熱害対策装置等の装着が必要なもの	断続器の形式が接点式である旨 接点式
	(2) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により OBD II システムを備えていることが確認されたもの	OBD II システムを備えている旨 接点式、OBD II
	(3) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により失火検知システムを備えていることが確認されたもの	失火検知システムを備えている旨 接点式、失火警報
	(4) 公的試験機関の試験結果により7-59-1-2 (1) ②ただし書中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの	燃料カット方式の異常温度上昇防止装置を備えている旨 接点式、異常温度上昇防止システム搭載車（燃料カット方式）
19. 低減装置評価実施要領の規定に基づき優良低減装置として評価・公表された装置（第2種粒子状物質低減装置を除く。）を装着することにより NOx・PM 特例告示第4条（軽油を燃料とする自動車にあつては第4条及び第5条）の基準に適合することが確認された自動車	優良低減装置が装着されている旨	優良低減装置付
	優良低減装置の優良評価番号	評価番号 MLIT-NPR-1

<p>19 - 1. 原動機等の変更が行われた自動車であって、次の各号により NOx・PM 特例告示第 4 条（軽油を燃料とする自動車にあっては第 4 条及び第 5 条）の基準に適合することが確認された自動車</p> <p>(1) 公的試験機関の試験結果</p> <p>(2) 諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた場合であって、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の諸元値</p>	<p>原動機等の変更により NOx・PM 特例告示第 4 条（軽油を燃料とする自動車にあっては第 4 条及び第 5 条）の基準に適合することを確認した旨、</p> <p>平均値規制と基準値（上限値）規制の別、試験モード及び NOx・PM 排出量</p>	<p>NOx・PM 法対応変更有、平均値規制、10/10・15 モード、NOx0.48g/km、PM0.055g/km</p>
<p>19 - 2. 原動機等の変更が行われた自動車であって、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) 公的試験機関の試験結果により NOx・PM 特例告示第 2 条の基準に適合することが確認された自動車であって第 4 条の基準（軽油を燃料とする自動車にあっては第 4 条又は第 5 条）に適合していないもの</p> <p>(2) 平成 14 年 9 月 30 日以前に公的試験機関の試験結果により「道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成 14 年国土交通省令第 24 号）の施行前の保安基準第 31 条の 2 の基準に適合することが確認された自動車であって NOx・PM 特例告示第 4 条（軽油を燃料とする自動車にあっては第 4 条又は第 5 条）の基準に適合していないもの</p>	<p>NOx 処理装置が装着されている旨</p>	<p>NOx 処理装置付</p>
<p>19 - 3. 低減改造認定実施要領の規定に基づき優良低減改造として認定・公表がされた改造を行うことにより NOx・PM 特例告示第 4 条（軽油を燃料とする自動車にあっては第 4 条及び第 5 条）の基準に適合することが確認された自動車</p>	<p>優良低減改造が行われている旨</p> <p>優良低減改造の優良認定番号及び交付番号</p>	<p>優良低減改造有</p> <p>認定番号 MLIT-RR-1 交付番号 ABCD1234</p>
<p>20. 平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車（20 - 1. に掲げる自動車を除く。）</p>	<p>騒音規制に適合している旨、近接排気騒音規制値及び全輪駆動である旨</p>	<p>平成 10 年騒音規制車、近接排気騒音規制値 99dB</p> <p>平成 13 年騒音規制車、近接排気騒音規制値 98dB、全輪駆動</p>
<p>20 - 1. 平成 28 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車</p> <p>※ 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制に適合している旨 ・騒音カテゴリ ・UN R41 又は UN R51 に基づき測定された近接排気騒音値 ※ 2 ・相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 ※ 3 ・絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数（過回転防止装置を備えていない二輪自動車の場合には不要） ※ 4 ・消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A / 近接排気騒音値 85dB / 測定回転数 3,750rpm（旧基準適用時測定回転数 4,500rpm） ・マフラー加速騒音規制適用車
<p>21. 車いすを車体に固定することができる装置を有する自動車（車いす専用のスペースを有するものに限る。）</p>	<p>車いすを固定するための装置を有する旨</p>	<p>車いす固定装置付（1 基）</p>
<p>22. 特種用途自動車である側車付二輪自動車</p>	<p>側車付オートバイである旨</p>	<p>側車付オートバイ</p>
<p>23. 用途区分通達 4 - 1 - 1 及び 4 - 1 - 2 に掲げる自動車</p>	<p>使用者を変更した場合において、変更後の使用者の事業等が変更前の使用者の事業等と異なる場合には、当該自動車の用途及び車体の形状が変更となる場合がある旨</p>	<p>この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当</p>

[5 - 3 審査結果通知情報]

24. 用途区分通達 4-1-3 (3) 及び(4)に掲げる自動車(25. に掲げる場合を除く。)	平成 13 年から施行される構造要件が適用される旨	平成 13 年特種構造要件適用車
25. 用途区分通達 4-1-3 (4) に掲げる自動車のうちのキャンピング車	平成 15 年から施行される構造要件が適用される旨	平成 15 年特種構造要件適用車
26. 大型貨物自動車であって速度抑制装置を装着した自動車(7-1.(2)の自動車を除く。)	速度抑制装置を装着している旨	速度抑制装置付
27. 普通自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上のもの	燃料タンクの個数及びそれぞれの容量	燃料タンク 2 個 300L 300L
28. 自主防犯活動用自動車	自主防犯活動に使用する自動車である旨	自主防犯活動用自動車
29. 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人(平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車にあつては 11 人)以上の自動車であつて、高速道路等を運行しない自動車(昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。)	高速道路等を運行しない旨	高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合
29-1. 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車を除く。)	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする旨	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする自動車として保安基準に適合
30. 「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領」(平成 19 年国土交通省告示第 131 号)第 3 条の規定により、認定を受けた改造を行った自動車	排出ガス低減性能向上改造が行われている旨	排ガス低減性能向上改造有
	排出ガス低減性能向上改造の認定番号	認定番号 MLIT-RLEV-1
	低減性能向上改造証明書の交付番号	交付番号 123
31. 平成 17 年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数を測定するもの及び平成 26 年規制以降の規制が適用されるディーゼル大型特殊自動車で排出ガス規制の識別記号のないもの	オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定する旨	オパシメータ測定
32. 1-4 の規定により、二輪自動車の保安基準を適用する自動車	二輪自動車の基準を適用する旨	二輪自動車の保安基準を適用
33. 算定燃費値取得済証の交付を受けて、類型を特定した特定改造自動車	燃費値の算定を受けた特定改造自動車である旨及び算定燃費値取得済証記載の改造車等燃費算定番号・区分番号	90001・0001(算定燃費値取得済特定改造自動車)
34. 排出ガス値及び燃費値に影響を与える原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置又は燃料の種類に変更が行われたことを、新規検査若しくは予備検査又は構造等変更検査時に公的試験機関の試験結果又は現車により確認した型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車〔自動車排出ガス規制の識別記号が 3 桁以上の自動車(大型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)に限る。〕	排ガス燃費影響装置等に変更がある旨	排ガス燃費影響装置等変更
35. 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車及び大型特殊自動車を除く。)	消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨	マフラー加速騒音規制適用車
36. 7-5-2 に該当する牽引自動車	保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示	保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合

[5 - 3 審査結果通知情報]

37. 7-2-2及び7-4-2に該当するセミトレーラ（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	保安基準第2条第1項の括弧書きの告示で定めるもの及び第4条表中第3号の告示で定めるものに適合している旨及びその構造（スタンション型にあつては荷台の両側端に沿って備えられるスタンション（荷台の前端に沿って備えられるものを除く。）の合計本数を含む。）	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（バン型） （タンク型） （幌枠型） （コンテナ型） （自動車運搬型） （煽型） （スタンション（○本）型） （船底型）
38. 7-2-2及び7-4-2に該当するセミトレーラ（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	トラクタとセミトレーラの組合せによっては特殊車両通行許可を受けられない旨	連結車の組合せによっては本車両に指定された最大積載量で特殊車両通行許可を受けることができない場合があります。
39. 多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行日から起算して11か月を経過しないものに限る。）	適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）※5	保安基準適用年月日 平成28年11月1日
40. 自動運行装置を備えた自動車		
(1) 指定自動車等であつて、自動運行装置（走行環境条件を含む。）に係る変更がないもの	自動運行装置搭載車である旨	自動運行装置搭載車
(2) (1) 以外のもの	自動運行装置搭載車である旨 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日	自動運行装置搭載車 近運技技第123号 令和2年4月1日
41. 施行規則第35条の3第1項第29号の規定に基づく自動車	施行規則第35条の3第1項第29号の規定に基づく自動車である旨	この自動車の装置の一部は、長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない軽自動車であつて、最高速度60km毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものとして基準への適合性の判定を行っています。
42. 令和3年10月1日（輸入自動車にあつては令和4年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入自動車にあつては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）	OBD検査の対象である旨及びOBD検査が開始となる年月日	OBD検査対象車 検査開始年月日 令和6年10月1日
43. OBD検査対象車であつたが、構造装置の改造等により、OBD検査対象外となった自動車	OBD検査の対象外である旨	OBD検査対象外車
44. 立席を有する乗車定員10人以下の自動車	立席を有する旨及び立席の乗車定員	立席有（1名）

備考

※1 20-1.の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを通知する。

※2 近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。
なお、複数の近接排気騒音値が記載されている場合にあつては、最大値とする。

① 二輪自動車

ア 騒音ラベル

イ 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表

ウ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示がある場合には、当該表示

② 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）

ア 指定自動車等

(7) 諸元表

(イ) 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表

(ウ) 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示がある場合には、当該表示

イ 指定自動車等以外の自動車

(7) 認定証

(イ) COC ペーパー（車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく®マーク（UN R51-03 以降のものに限る。）が確認できる場合に限る。）

(ウ) 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表

(エ) 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示がある場合には、当該表示

(オ) 当該自動車を製作した者が発行した適合証明書

※3 相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に応じた整数位（小数第1位切り上げ）までの値を通知する。

区分	通知する回転数
① 原動機の最高出力時の回転数が毎分 7500 回転以上の自動車	最高出力時の回転数の 50% の回転数
② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超えるもの	
③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超え 7500 回転未満のもの	3750 回転
④ ①から③まで以外の自動車	最高出力時の回転数の 75% の回転数
⑤ 過回転防止装置を備えた自動車であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①から④までに定める回転数に達しないもの	過回転防止装置が作動する回転数の 95% の回転数
⑥ ⑤の自動車であって、アイドル時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができないもの	過回転防止装置が作動する回転数

※4 絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に応じた整数位（小数第1位切り上げ）までの値を通知する。

区分	通知する回転数
① 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超えるもの	最高出力時の回転数の 50% の回転数
② ①以外の自動車	最高出力時の回転数の 75% の回転数
③ 過回転防止装置を備えた自動車であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①又は②に定める回転数に達しないもの	過回転防止装置が作動する回転数

※5 4-5-2 (1) の規定を適用したものにあつては、保安基準の判定年月日を「令和6年3月31日」とする。

(2) 下表の装置の性能等欄に掲げる内容に関し、4-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、適用した規定欄に掲げる規定により判断を行った場合は、備考欄の記録内容欄の例により通知するものとする。

装置の性能等	適用した規定	備考欄の記録内容	備考欄コード
衝突時のかじ取装置の乗員保護に係る性能等	7-13-1-2 (5)	この自動車に備えるかじ取装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝撃吸収式かじ取装置の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	504
衝突時等における燃料漏れ防止に係る性能等	7-23-1-2 (6)	この自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	500
衝突時等における圧縮水素ガスの燃料漏れ防止に係る性能等	7-25-1-2 (5)	この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	505

衝突時における高電圧による乗員保護に係る性能等	7-26-1-2-2 (4)	この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	-
フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る性能等	7-29-1 (4)	この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	501
オフセット前面衝突時の乗員保護に係る性能等	7-30-1 (3)	この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、オフセット衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	506
自動車との側面衝突時の乗員保護に係る性能等	7-31-1 (3)	この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	502
ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る性能等	7-32-1 (3)	この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、ポールとの側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	507
歩行者保護に係る性能等	7-33-6-1 (5)	(頭部保護のみの場合) この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、歩行者頭部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	503
	7-33-1 (4)	(頭部及び脚部保護の場合) この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、歩行者頭部及び脚部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	508

(3) 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量を算出するよう運輸支局等から依頼があった場合は、次の例により通知するものとする。

この場合において、7-17の規定に基づき、駐車ブレーキを備えることを必要としない二輪自動車及び側車付二輪自動車については、①アを除いた各号及び②アを除いた各号で算出された重量とするものとする。

なお、各記号の意味は次のとおりとする。

- m : 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量 (kg)
- M : 牽引自動車の車両総重量 (kg)
- M' : 牽引自動車の車両重量 (kg)
- Wd : 牽引自動車の駆動軸重 (kg)
- KW : 牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力 (kW)
- V : 牽引自動車の諸元表等に記載された制動初速度 (km/h)
- Sv : 牽引自動車の諸元表等に記載された V km/h からの制動距離 (m)
- a : 牽引自動車の諸元表等に記載された減速度 (m/s²)。

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、制動距離及び減速度が不明なものは、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

FS : 牽引自動車の諸元表等に記載された駐車ブレーキ力 (N)。

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力（電動式駐車ブレーキの操作力を除く。）が細目告示に規定された値よりも小さいもの場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とする。

なお、駐車ブレーキ力が不明なものは、測定した値を用いるものとする。

(例)

備考
牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、主ブレーキありの場合及び主ブレーキなしの場合、それぞれ 1,000kg 及び 500kg とする。

① 主ブレーキを備えた牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、次のアからオまでで算出された重量以下の申請された値 (10kg 未満は切捨て) とする。

ア $0.85FS - M = m$

$$\text{イ} \quad 7.36 \left[\frac{V^2}{147 (Sv - 0.1V)} - 1 \right] M = m$$

ただし、制動距離が諸元表等に記載されていない自動車にあつては、次式により算出する。

$$7.36 \left[\frac{a}{5.67} - 1 \right] M = m$$

$$\text{ウ} \quad 164.51 \times KW - 1900 - M = m$$

$$\text{エ} \quad 4 \times Wd - M = m$$

$$\text{オ} \quad 1,990 = m$$

- ② 主ブレーキを省略した牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、次のアからカまでで算出された重量以下の申請された値（10kg 未満は切捨て）とする。

$$\text{ア} \quad 0.85FS - M = m$$

$$\text{イ} \quad \left[\frac{V^2}{147 (Sv - 0.1V)} - 1 \right] M = m$$

ただし、制動距離が諸元表等に記載されていない自動車にあつては、次式により算出する。

$$\left[\frac{a}{5.67} - 1 \right] M = m$$

$$\text{ウ} \quad M' / 2 = m$$

$$\text{エ} \quad 164.51 \times KW - 1900 - M = m$$

$$\text{オ} \quad 4 \times Wd - M = m$$

$$\text{カ} \quad 750 = m$$

- (4) 自動車 NOx・PM 総量削減法第 13 条第 1 項の指定自動車（自動車 NOx・PM 総量削減法施行令第 4 条第 5 号の乗用自動車にあつては軽油を燃料とする自動車に限る。）について、保安基準第 31 条の 2 の規定に係る適合性等について判断したときは、「NOx・PM 適合」、「NOx・PM 不適合」、又は「NOx・PM 対象外自動車」（特種自動車であつて軽油以外を燃料とする自動車 NOx・PM 総量削減法施行令第 4 条第 5 号の乗用自動車を基本としたものにあつては、「NOx・PM 対象外特種自動車」）のいずれかを通知するものとする。

- (5) 燃料タンクの容量は、4-24 (1) に規定する方法により算定した値を (1) 27. に示す例により通知するものとする。

なお、自動車審査高度化施設の障害のため自動車検査票 2 により審査結果の通知を行う場合であつて、算定した値が自動車検査業務等実施要領 3-3-2 の規定に基づき、あらかじめ自動車検査票 2 の備考欄に記載された数値と同一であるときは、記載された数値に検査官印の押印を行い、算定した値と自動車検査票 2 の備考欄に記載された数値が同一でないときは、記載された数値をボールペン等で算定した値に訂正のうえ、訂正部分に重なるように検査官印の押印を行うものとする。

5-3-16 許容荷重

許容荷重は、指定自動車等にあつては諸元表に記載された許容限度とし、指定自動車等以外の自動車にあつては、自動車製作者等が定めた値とする。

また、改造等により当該諸元表の構造及び装置と受検車両の構造及び装置が相違することにより許容限度に影響を与えるおそれがある場合には、提示のあつた書面等を審査し、相当と認められる許容限度とすることができる。

5-3-17 ドリリー付トレーラの取扱い

被牽引自動車であつて、車体の形状を「ドリリー付〇〇トレーラ」としたものは、附属装置名コード「50：脱着装置」を入力し次の例により通知する。

(例 1)

		車体の形状				
		ドリリー付〇〇トレーラ				
乗車定員	最大積載量		車両重量		車両総重量	
一人	[12700] 12700kg		[7200] 9300kg		[19900] 22000kg	
長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
[1045] 1196cm	[249] 249cm	[321] 321cm	3,680kg	— kg	2,810kg	2,810kg

備考

脱着装置

第五輪荷重 4980kg 以上

括弧内はセミトレーラ時を示す。セミトレーラ時の軸重は後前軸重 2850kg、後後軸重 2850kg

(例 2) 車軸自動昇降装置付き自動車

			車体の形状			
			ドリー付〇〇トレーラ			
乗車定員	最大積載量		車両重量		車両総重量	
一人	〔12700〕 12700kg		〔7200〕 9300kg		〔19900〕 22000kg	
長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
〔1045〕 1196cm	〔249〕 249cm	〔321〕 321cm	3,680kg	— kg	2,810kg	2,810kg

備考

脱着装置

第五輪荷重 4980kg 以上

括弧内はセミトレーラ時を示す。セミトレーラ時の軸重は後軸重 5150kg

車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時後前軸重 2850kg、後後軸重 2850kg

5-3-18 保安基準に適合しない箇所及びその内容

審査した結果、自動車の構造及び装置が保安基準の規定に適合すると認められないときは、不適合箇所及び不適合内容を通知するものとする。

5-4

審査結果以外の通知

4-26 の規定による基準適合性審査時におけるその他確認事項を確認し、4-26 表中の対応欄の処理をした場合には、5-1 の審査結果通知と同時に自動車検査票 1 により審査依頼のあった運輸支局等へ通知するものとする。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

7-1

適用

(1) この章の規定は、次に掲げるいずれかの場合に適用する。

- ① 指定自動車等以外の自動車について、法第 59 条第 1 項の規定による新規検査又は法第 71 条第 1 項の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）
- ② 法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車について、法第 59 条第 1 項の規定による新規検査又は法第 71 条第 1 項の規定による予備検査に係る審査を行う場合
- ③ 法第 62 条第 1 項の規定による継続検査に係る審査を行う場合
- ④ 法第 67 条第 3 項の規定による構造等変更検査に係る審査を行う場合

(2) (1) ②、③又は④の場合において、次に掲げる全てを満たすと認められる部分については、(1) の規定にかかわらず、第 8 章の規定を適用するものとする。

- ① 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、構造、装置又は性能に係る変更が行われていない部分
- ② 構造又は取付に関する定量要件に影響を及ぼす損傷等が生じていない部分
- ③ 用途、車体の形状又は使用方法等の変更があった自動車においては、その前後で適用される基準に相違がない部分

(3) 次に掲げる部分については、(2) の規定は適用しない。

- ① 保安基準第 56 条第 4 項の規定により認定を受けた自動車について、当該認定が効力を失った後の初めての (1) ② の審査を行う場合には、当該認定の対象となっていた構造、装置又は性能に関する部分
- ② 自動車 NOx・PM 総量削減法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車について、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準の特定検査を行う場合には、窒素酸化物排出自動車等の特例に関する部分

8-1

適用

(1) この章の規定は、7-1 (2) の規定を適用して審査を行う場合に適用する。

第2条

長さ、幅及び高さ

1 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、13m）、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

別添 12 乗用車の制動装置の技術基準

編注：本別添 12 は、平成 26 年 2 月 13 日に削除されたものであるが、道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第 9 条の規定により、平成 26 年 2 月 13 日国土交通省告示第 126 号における改正以前の規定を適用する自動車に適用される。

1. 適用範囲等

この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 25km/h 以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える制動装置に適用する。（保安基準第 12 条関係）また、第 15 条第 2 項第 2 号ロ及び第 93 条第 2 項第 2 号ロの適用を受ける自動車に備える制動装置について適用する。

なお、本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）第 13H 号と調和したものである。

2. 定義

- 2.1. 「制動装置」とは、走行中の自動車を減速若しくは停止させ、又は自動車が既に停止している時は停止状態を維持させるための機能をもつ部品の組み合わせをいう。当該装置は、操作装置、伝達装置及び制動装置本体から構成される。
- 2.2. 「操作装置」とは、制動又は制動の制御に必要なエネルギーを伝達装置へ供給するために運転者が直接操作する部品をいう。このエネルギーは、運転者の筋力、運転者が操作する他のエネルギーソース又はそれらの組合せである。
- 2.3. 「伝達装置」とは、操作装置と制動装置本体を機能的に連結する構成部品の組み合わせをいう。伝達装置は、機械式、液圧式、空気圧式、電気式又はそれらの組合せである。制動力が、運転者が操作する運転者以外のエネルギーソースによって得られる場合又はそれにより補助される場合には、システム内のエネルギー蓄積装置も伝達装置の一部である。
伝達装置は制御伝達装置及びエネルギー伝達装置という 2 つの独立した機能に分割される。
本技術基準で単に「伝達装置」という用語が用いられる場合は、「制御伝達装置」と「エネルギー伝達装置」の両方を意味する。
- 2.3.1. 「制御伝達装置」とは、制動装置本体の作動を制御する伝達装置の構成部品の組合せをいい、制御機能及びそれに必要なエネルギー蓄積装置を含む。
- 2.3.2. 「エネルギー伝達装置」とは、制動に必要なエネルギーを制動装置に供給する構成部品の組合せをいい、制動に必要なエネルギー蓄積装置を含む。
- 2.4. 「制動装置本体」とは、制動力を発生する部品をいう。それは、摩擦式制動装置本体（自動車の 2 つの部品の相対的運動により生じる摩擦力による場合）、電気式制動装置本体（自動車の互いに接触することのない 2 つの部品の相対的運動により生じる電磁力による場合）、流体式制動装置本体（自動車の 2 つの部品の相対的運動により生じる流体の作用による場合）、又はエンジンプレーキ（原動機の制動作用が車輪に伝達される場合）である。
- 2.5. 「制動装置の構成部品」とは、組み立てられた制動装置を構成する個々の部品の 1 つをいう。
- 2.6. 「漸進的及び累進的制動」とは、装置の通常の作動範囲内で、かつ制動装置の作動中に 2.6.1. ～ 2.6.3. の機能を有する制動をいう（2.13. 参照）。
 - 2.6.1. 運転者が制動装置を操作することによって制動力をいつでも増大又は減少できる。
 - 2.6.2. 制動力が制動装置の操作力に応じて比例的に変化する（単調機能）。
 - 2.6.3. 十分な精度で制動力が容易に調整できる。
- 2.7. 「積載状態」とは、別に定義されている場合を除き、その最大重量となるように積載された状態をいう。
- 2.8. 「最大重量」とは、自動車の製作を業とする者（以下「自動車製作者」という。）が指定した重量をいう。
- 2.9. 「車軸間の重量配分」とは、自動車の質量に働く重力の影響の配分及びその車軸間の配分をいう。
- 2.10. 「輪荷重」又は「軸荷重」とは、車軸について 1 個又は全ての車輪の接触面での路面からの垂直な静的反作用（力）をいう。
- 2.11. 「最大静的輪荷重又は軸荷重」とは、積載状態で静止時に働く輪荷重又は軸荷重をいう。
- 2.12. 「蓄積エネルギーをもつ液圧式制動装置」とは、その最大圧力を制限する装置を備えた圧力ポンプからの供給によって蓄圧された蓄積装置内の液圧によってエネルギーが供給される制動装置をいう。この最大圧力は自動車製作者が指定するものとする。
- 2.13. 「操作」とは、制動の実施及び解除をいう。
- 2.14. 「電気式回生制動装置」とは、減速時に、自動車の運動エネルギーから電気エネルギーに変換するために備える制動装置をいう。
 - 2.14.1. 「電気式回生制動制御装置」とは、電気式回生制動装置の作動を制御する装置をいう。
 - 2.14.2. 「A 種の電気式回生制動装置」とは、主制動装置の一部でない電気式回生制動装置をいう。
 - 2.14.3. 「B 種の電気式回生制動装置」とは、主制動装置の一部である電気式回生制動装置をいう。
 - 2.14.4. 「充電率」とは、原動機用蓄電池に蓄積可能な電気エネルギーの最大量に対する当該蓄電池に貯蔵されている電気エネルギー量の比をいう。
 - 2.14.5. 「原動機用蓄電池」とは、自動車の駆動用電動機に動力を与えるために用いられるエネルギー蓄積装置をいう。
- 2.15. 「同調制動」とは、単一の操作装置により 2 つ以上のブレーキの制動力が作動するものであって、1 つの制動力に対し、それ以外の制動力を同調させることによって、制動力が作動する前に制御を向上させるために用いられる手段をいう。

告示

- 2.16. 制動性能に対する「公称値」を定めることは、制動のための入力に対する出力に係る制動装置の伝達関数の値を設定するために必要である。
- 2.16.1. 「公称値」は型式指定時に確認することができ、かつ、制動入力変数の大きさに対する自動車自体の制動率に関する特性として定義される。
- 2.17. 「自動指令制動」とは、運転者の直接操作の有無にかかわらず、搭載した機器により検出した情報を自動的に判断し、車両を減速させるために制動装置又は特定の軸の制動装置本体を作動させる複合電子制御システム内の機能をいう。
- 2.18. 「選択制動」とは、減速よりも車両の挙動修正を優先する自動制御装置により、個々の制動装置本体を作動させる複合電子制御システム内の機能をいう。
- 2.19. 「制動灯点灯用制動信号」とは、3.2.22.に規定される制動を行ったことを示す出力のことをいう。
- 2.20. 「緊急制動表示灯点灯用緊急制動信号」とは、3.2.23.に規定される緊急制動を行ったことを示す出力のことをいう。
- 2.21. 「アッカーステア角」とは、軸距を極低速時の旋回半径で割った値を正接とする角をいう。
- 2.22. 「横滑り防止装置 (ESC)」とは、2.22.1.～2.22.5.のすべてを満たすものをいう。
- 2.22.1. 運転者が求める車両挙動を決定し、その車両挙動と比較して実際の車両挙動を評価し、この評価に基づき修正ヨーモーメントを発生させるために、各車軸上（注）にある左右の車輪の制動トルクを個々に自動制御する能力を有することにより、車両の方向安定性を高めるもの。
（注）1つの車軸グループは1つの車軸として扱うものとし、複輪は1つの単輪として扱うものとする。
- 2.22.2. 運転者が求める車両挙動を決定し、その車両挙動と比較して実際の車両挙動を評価し、この評価に基づき車両のオーバーステアの制限及び車両のアンダーステアの制限を行うために、クローズドループのアルゴリズムを採用したコンピュータにより制御されているもの。
- 2.22.3. 車両のヨーレートを直接測定する手段や、その横滑りまたは横滑りの時間微分値を推定する手段を備えているもの。
- 2.22.4. 運転者の操舵入力を監視する手段を備えているもの。
- 2.22.5. 車両の制御を維持している運転者を支援する必要性を判断するアルゴリズム及び必要に応じて当該支援のための車両の推進にかかるトルクの修正を行う手段を備えているもの。
- 2.23. 「横加速度」とは、車両の内の1点における加速度ベクトルの、車両のX軸（前後方向）に対し垂直かつ路面に対し平行になる成分をいう。
- 2.24. 「オーバーステア」とは、車両のヨーレートが、当該車速でアッカーステア角の結果生じるヨーレート値を超える状態をいう。
- 2.25. 「横滑りまたは横滑り角」とは、車両の重心の縦速度に対する横速度の比の逆正接をいう。
- 2.26. 「アンダーステア」とは、車両のヨーレートが、当該車速でアッカーステア角の結果生じるヨーレート値未満の状態をいう。
- 2.27. 「ヨーレート」とは、車両の重心を通る垂直軸周りの旋回を度/秒で測定した、車両の回頭角速度をいう。
- 2.28. 「ピークブレーキ (PBC) 係数」とは、回転するタイヤの最大減速度に基づくタイヤの路面摩擦の尺度をいう。
- 2.29. 「共通スペース」とは、2つ以上の警告表示、インジケータ、識別シンボル又はその他のメッセージを表示することができるが、同時に表示してはならない領域をいう。
- 2.30. 「スタティックスタビリティファクター (SSF)」とは、輪距の1/2を車両の重心高さで割った値をいう。この場合において、輪距が2つ以上ある車両はその平均を輪距とし、複輪の車軸の輪距は外側の車輪の輪距とする。
- 2.31. 「ランニングオーダー質量」とは、非積載状態の車両質量と運転者相当質量 (75kg) の合計をいう。
- 2.32. 「ブレーキアシストシステム (BAS)」とは、運転者の制動要求特性から、緊急制動状態であると推定する制動装置の機能を指し、以下の (a) 又は (b) のいずれかのものをいう。
 (a) 運転者が最大限達成可能な制動率となることを補助するもの。
 (b) アンチロックブレーキシステムをフルサイクリングさせるのに十分であるもの。
- 2.32.1. 「カテゴリー「A」のブレーキアシストシステム」とは、主として自動車製作者が定めた運転者が加えるブレーキペダル踏力に基づいて、緊急制動状態であることを検知するシステムをいう。
- 2.32.2. 「カテゴリー「B」のブレーキアシストシステム」とは、主として自動車製作者が定めた運転者が加えるブレーキペダル速度に基づいて、緊急制動状態であることを検知するシステムをいう。

3. 要件

3.1. 一般規定

3.1.1. 制動装置

- 3.1.1.1. 制動装置は、通常の使用状態において受ける可能性のある振動に耐え、かつ、本技術基準の要件に適合できるように設計、製造され、自動車に取り付けられていること。
- 3.1.1.2. 制動装置は、腐食及び経時劣化に耐えられるように設計、製造され、自動車に取り付けられていること。
- 3.1.1.3. ブレーキライニングは、アスベストを含まないこと。
- 3.1.1.4. 制動装置は、磁界又は電界により悪影響を受けないものであること。（これは、別紙7への適合性によって確認するものとする。）
- 3.1.1.5. 制動装置の故障検出信号は、それにより制動性能が低下しない場合は、制御伝達装置の制御信号を瞬間的に（ただし10ms未満）中断させることができる。

告示

3.1.2. 制動装置の機能

2.1. に定義した制動装置は次の要件に適合すること。

3.1.2.1. 主制動装置

主制動装置は、いかなる速度及び負荷であっても、自動車の走行を制御し、安全、迅速、かつ、有効に自動車を停止させることができるものであること。この制動力は調整可能であり、かつ、運転者が運転席においてかじ取りハンドルから両手を離さずに行うことができるものであること。

3.1.2.2. 二次制動装置

二次制動装置は、主制動装置が故障したときに、主制動装置の操作装置を用いて自動車を適当な距離で停止させることができるものであること。この制動力は調整可能であり、かつ、運転者が運転席においてかじ取りハンドルから両手を離さずに行うことができるものであること。この要件に関しては、主制動装置には2つ以上の故障が同時に発生しないことを前提とする。

3.1.2.3. 駐車制動装置

駐車制動装置は、運転者が乗車していない場合であっても、坂路上で自動車を停止状態に維持させることができるものであり、かつ、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。制動操作は、運転者が運転席から行うことができるものであること。

3.1.3. 制動機能に制御伝達装置を有するもの及び制動機能の制御伝達装置の一部を構成するシステムを含め、自動指令制動又は選択制動のために制動装置を利用する全ての複合電子制御システムの安全性に関して、別紙6の要件を適用するものとする。

ただし、より高度の目的を達成する手段として制動装置を使用するシステムまたは機能が、制動装置に直接影響を及ぼす限り、当該システム又は機能に別紙7の要件が適用される。当該システムが装備される場合、制動装置の型式指定のための試験中に動作しないようにしてはならない。

3.1.4. 制動装置の定期技術検査規定

3.1.4.1. 摩耗ライニング及びドラム又はディスクなど、摩耗しやすい主制動装置構成部品は、3.2.11.2.の方法により摩耗状態を確認することが可能なものであること。

3.1.4.2. ブレーキの制御を行う複合電子システムは、正しい動作状態を日常のかつ簡単に検証することが可能なものであること。この場合において、専用の情報が必要な場合にあっては自由に入手することができるものであること。

3.1.4.2.1. 3.1.4.2.に規定する検証において、警告信号により動作状態を運転者に表示する場合にあっては、複合電子システムの電源投入時に警告信号を目視で確認することにより、正しい動作状態を検証することが可能なものであること。

3.1.4.2.2. 型式指定申請の際に、自動車製作者によって選択される当該検証手段に対して、動作の単純な不正改造を防止するための手段（警告信号など）は、機密扱いで概要説明されるものとする。その対案として、正しい動作状態を点検する二次的な手段が利用可能であれば、この保護要件は満たされるものとする。

3.1.4.3. 制動装置は、回転路面又はローラー式ブレーキテスト上での静的条件下で最大制動力が発生できるものであること。

3.2. 制動装置の特性

3.2.1. 自動車に備えられている制動装置は、主制動装置、二次制動装置及び駐車制動装置に規定されている要件に適合するものであること。

3.2.2. 次の要件に適合する場合は、主制動装置、二次制動装置及び駐車制動装置の構成部品は、共通のものとする事ができる。

3.2.2.1. 少なくとも2つの操作装置が独立し、運転者が通常の運転位置から容易に操作できるものでなければならない。駐車制動装置の操作装置が作動位置に機械的に固定される場合を除き、すべての制動装置の操作装置は、操作力が取り除かれたときに完全に解除の位置に戻るものであること。

3.2.2.2. 主制動装置の操作装置は、駐車制動装置の操作装置と独立していること。

3.2.2.3. 主制動装置の操作装置と伝達装置との間のリンク機構の効率は、使用により低下するものでないこと。

3.2.2.4. 駐車制動装置は、自動車が走行中に作動させることができるものであること。ただし、補助操作装置により部分的に主制動装置を作動させることによって、要件に適合するものであってもよい。

3.2.2.5. 制動装置が、3.1.2.3.の要件を損なわず、かつ、伝達装置故障時にあっても二次制動装置に係る要件に適合する場合に限り、主制動装置と駐車制動装置には、その伝達装置に共通の構成部品を使用することができる。

3.2.2.6. 2.4.で定義される制動装置本体以外の構成部品及び3.2.2.10.に規定された構成部品以外の構成部品の故障若しくは主制動装置のその他の故障（エネルギー蓄積機能の故障や制動装置以外の装置の故障による蓄積エネルギーの消費をいう。）が生じた場合、故障に影響されない主制動装置の残りの部分によって、二次制動装置として規定した要件で自動車を停止させることができるものであること。

3.2.2.7. 主制動装置が蓄積エネルギーによって補助される運転者の筋力の作用により要件に適合する場合、筋力の補助装置の故障時には、運転者の筋力又は故障に影響を受けないエネルギー蓄積装置によって補助される筋力により、主制動装置の要件として規定された最大値を超えない操作力で、二次制動装置の要件に適合すること。

3.2.2.8. 主制動装置が、運転者が操作する蓄積エネルギーの使用のみにより作動する場合、少なくとも2つの完全に独立した蓄積エネルギーを有すること。各蓄積エネルギーは独立して各伝達装置にそれぞれ伝えられること。各伝達装置は、制動によって自動車の安定性を損なうことなく、二次制動装置の要件に適合できるよう選定した2つ以上の制動装置本体を作動させることができるものであること。それぞれの蓄積エネルギーは3.2.14.に定義した警報装置を備えていること。

- 3.2.2.9. 主制動装置と伝達装置が専ら蓄積エネルギーの使用のみによって作動する構造を有する制動装置にあつては、二次制動装置が、運転者が専ら筋力を用いることにより主制動装置の操作装置を操作した場合に二次制動装置に係る要件に適合し、かつ、3.2.5. の要件に適合する場合に限り、1つの蓄積エネルギーによるものであつてもよい。
- 3.2.2.10. ペダル及びそのベアリング、マスターシリンダー及びそのピストン、コントロールバルブ、ペダルとマスターシリンダー又はコントロールバルブとの間のリンク機構、ブレーキシリンダー及びそのピストン並びにブレーキのレバーからカムまでを構成する部品に類する部品は、十分な大きさで、容易に整備することができ、かつ、かじ取り装置その他の重要な構成部品に規定された安全性と同等の安全性を有するものであれば、故障しにくいものとして取り扱う。故障した場合に二次制動装置の要件に適合できなくなるこれらの構成部品は、金属製又は金属と同等の材料で構成され、かつ、制動装置の通常の操作で著しい変形が生じないものであること。
- 3.2.3. 液圧式伝達装置の一部が故障した場合、マスターシリンダー出口で測定した液圧が1.55MPaの差圧になるまでに警報装置が点灯する構造であり、かつ、故障が継続し、始動スイッチが走行の位置にある間は点灯する赤色の灯火で運転者に警報するものであること。ただし、リザーバー中の液面が、自動車製作者が指定した一定の高さより低下した場合に点灯する赤色警報装置であればよい。警報装置は日中でも視認できるものであること。当該信号は運転者が運転席から容易に確認できるものであること。当該装置の構成部品の故障により、制動装置の制動効果をすべて失うことにならないこと。駐車制動が作動していることも運転者に表示しなければならない。この場合は、同じ警報信号を使用することができる。
- 3.2.4. 運転者の筋力以外のエネルギーにより作動する制動装置は、2つ以上のエネルギーソース（油圧ポンプ、空気コンプレッサー等）を有しなくてもよい。ただし、エネルギーソースを構成する装置を駆動する手段は実用上可能な範囲で安全であること。
- 3.2.4.1. 伝達装置に故障が発生したとき、二次制動装置の要件に適合させるために必要な場合は、その故障によって影響を受けない部分へのエネルギーソースからの蓄積エネルギーの供給は引き続き確保されるものであること。この要件は、自動車が静止しているときに容易に作動できる装置又は自動式手段によって満たされるものであること。
- 3.2.4.2. 故障した伝達装置よりも制動装置本体側に位置する蓄積装置は、エネルギー供給に故障が生じた場合、別紙2の1.2.に規定した条件で、主制動装置を4回フルストローク操作した後、5回目の操作で二次制動装置の要件に適合できるように構成されたものであること。
- 3.2.4.3. ただし、蓄積エネルギーをもつ液圧式制動装置は、別紙2の1.3.の要件に適合する場合は、3.2.4.1.及び3.2.4.2.の規定に適合するものとして取り扱うものとする。
- 3.2.5. 3.2.2.、3.2.3.及び3.2.4.の要件は、通常は作動しない部品が制動装置に故障が生じたときのみ作動することにより運転者が故障したことに気付かなくするような自動装置を使用せずに、満たされるものであること。
- 3.2.6. 主制動装置は、自動車の全ての車輪を制動するものであり、その制動力が車軸間に適切に配分されるものである。
- 3.2.7. B種電気式回生制動装置を備える自動車にあつては、他の制動力発生装置からの制動力の入力は、以下のすべての要件を満たす場合に限り、電気式回生制動装置が単独で用いられることができるように適切に同調されるものであつてもよい。
- 3.2.7.1. 電気式回生制動装置のトルク出力における固有の変化（駆動バッテリーの電位変化の結果によるものなど）が、以下に掲げる本規則別紙の規定を満たす限り、同調関係の適切な変化によって自動的に補償されるものであること。
別紙1の1.3.2.又は別紙4の5.3.（電気モーターが搭載されている場合を含む。）
- 3.2.7.2. さらに、制動率が運転者の制動の要求に対応するものであり、かつ、タイヤと路面との粘着係数に対応して、自動的に自動車の全ての車輪を制動するものであること。
- 3.2.8. 主制動装置の制動力は、1つの同じ車軸の車輪に、車両中心面に対して対称に配分されるものであること。ABSのように制動力を車両中心面に対して対称に配分しない場合の補償及び機能については申告すること。
- 3.2.8.1. 制動装置の劣化又は故障に対する、電気式制御伝達装置による不均衡は、3.2.21.2.に規定する黄色の警報信号によって運転者に警報するものであること。
この要件は、不均衡が次の限界値を超えた場合すべての負荷条件に対して適用されること。
- 3.2.8.1.1. 車軸の左右の制動圧力の差が：
(a) 2 m/sec^2 以上の車両減速度に対しては、高い方の制動圧力の25%、
(b) 2 m/sec^2 未満の減速度に対しては、 2 m/sec^2 における制動圧力の25%。
- 3.2.8.1.2. 車軸毎の個別不均衡値：
(a) 2 m/sec^2 以上の車両減速度に対しては、公称値の50%超、
(b) 2 m/sec^2 未満の減速度に対しては、 2 m/sec^2 における公称値の50%。
- 3.2.8.2. 10 km/h を超える自動車の速度から制動をかけたときのみ、3.2.8.1.の規定は適用されるものとする。
- 3.2.9. 電気式制御伝達装置は、故障した場合においても運転者の意図とは反対の制動がかかることのないこと。
- 3.2.10. 主制動装置、二次制動装置及び駐車制動装置は、適切な強度を有する構成部品を介して、車輪に結合されているブレーキ面に作用するものであること。特定の車軸及び複数の車軸へ供給される制動トルクが摩擦式制動装置とB種の電気式回生制動装置から供給される制動装置にあつては、摩擦式制動装置の制動力が常にブレーキ面に作用し、3.2.7.1.に規定する補償を行なう場合には、B種の電気式回生制動装置から供給される制動力は切り離してもよい。ただし、1秒間を超えない範囲であれば、切り離しの瞬間的な移行の際に不完全な補償があつてもよいものとし、補償は、最終値の少なくとも75%を達成していなければならない。しかしながら、あらゆる場合において、常に結合されている摩擦制動装置の制動力は、主制動装置及び二次制動装置について規定する効力を有し作用し続けるものであることを保証しなければならない。

〔別添 12 乗用車の制動装置の技術基準〕

- 駐車制動装置にあっては、漏れが生じたときに操作できなくなるシステムでは、その切り離しが運転者が運転者席から操作できるものであれば、ブレーキ面を車輪から切り離してもよい。
- 3.2.11. 制動装置本体の摩耗は手動又は自動の調節装置によって容易に調整できるものであること。操作装置並びに伝達装置及び制動装置本体の構成部品は、作動範囲に余裕があり、また、制動装置本体が加熱されたり又はブレーキライニングがある程度の摩耗に達したとき、即時の調整が必要となることなく効果的な制動力が確保されるように、適切な補償手段を備えることができる。
- 3.2.11.1. 主制動装置は、自動的に摩耗調整が行われるものであること。自動摩耗調節装置は、制動装置本体の加熱冷却後も、有効な制動力が確保されるものであること。自動車は、別紙1の1.5.により行う試験（タイプI試験）の後も正常な走行ができるものであること。
- 3.2.11.2. 主制動装置摩擦部品の摩耗点検
- 3.2.11.2.1. 主制動装置は、ブレーキライニングの摩耗を適切な点検孔又はその他の手段を備えることにより、ホイールを取り外すことなく、車両の外側又は下側から容易に確認できるものであること。この場合における確認は、作業場にある単純な標準工具又は一般的な車両点検器具を用いて行うものであってもよい。また、ライニングの交換が必要になったときに、運転席にいる運転者に警告する音響式又は光学式の装置を確認手段として備えることができ、当該装置は、各輪のブレーキに付き最低でも1つのライニング毎に警告するものであること。光学式警報の場合にあっては、光学警告信号として、3.2.21.1.2.で規定する黄色の警告信号を用いることができる。
- 3.2.11.2.2. 自動車製作者は、自動車のハンドブック又は電子データ記録など、自由に入手可能な方法によって、ブレーキディスク又はドラムの摩擦面の摩耗状態を確認するための部品の直接測定又はブレーキディスク又はドラムの磨耗インジケータで確認できるように必要な分解のため、型式指定申請の際に次の(a)及び(b)について定義するものとする。
- (a) 必要な分解方法とそれを行うのに必要となる工具及び手順を含む、ドラム及びディスクの摩擦面の摩耗を確認する方法
- (b) 交換が必要となる時点での最大摩耗許容限度を定義する情報
- 3.2.12. 液圧式伝達制動装置はリザーバタンクの充填口に容易に手が届くものであること。制動液を入れる容器は、容器を開けなくても制動液の液量が容易に確認でき、リザーバタンクの全容量は、少なくとも当該リザーバタンクから供給を受けるすべてのホイールシリンダーのピストンが、新品ブレーキライニングのときの位置から完全に摩耗した時の位置まで移動したときに生じる制動液の液量に等しい構造であること。後者の要件が満たされない場合は制動装置の故障を起こすおそれのある制動液のレベル低下に対し、3.2.21.1.1.に規定された赤色警報信号により、運転者に警報するものであること。
- 3.2.13. 液圧式伝達制動装置に使用される制動液のタイプは、規格ISO 9128-2006の図1又は図2及び適切なDOTマーク（例えばDOT3）によって識別すること。シンボル及びマークはリザーバタンクの充填口から100mm以内の視認できる位置に消えないように表示すること。付加情報を自動車製作者が提供してもよい。
- 3.2.14. 警報装置
- 3.2.14.1. 蓄積エネルギーを使用しなければ二次制動装置の要件に適合しない主制動装置を備えた自動車は、光学式又は音響式信号を発する警報装置を備えること。警報装置作動後、システム内の蓄積装置を再充填せずに、かつ、自動車の負荷条件にかかわらず、（主制動装置の伝達装置故障無しで、かつ、制動装置本体をできる限り正規に調節して）主制動装置を4回フルストロークした後に5回目の作動で規定された二次制動装置の要件を満足すること。警報装置は回路に直接、かつ、常時接続されていること。原動機が正常の作動状態で回転し、かつ、制動装置に故障がないときには、警報装置は、原動機を始動してからエネルギー蓄積装置を充填するまでに要する間を除き警報を発しないものであること。3.2.21.1.1.に規定する赤色警報信号を光学式警報信号として使用すること。
- 3.2.14.2. ただし、別紙2の1.3.の要件に適合することによって3.2.4.1.の要件に適合するとみなされる自動車の場合、警報装置は光学式信号に加えて音響式信号も備えること。ただし、それぞれが上記要件に適合し、かつ、光学式信号が先に作動する場合には音響式信号と光学式信号を同時に作動させる必要はない。3.2.21.1.1.に規定された赤色警報信号を光学式警報信号として使用すること。
- 3.2.14.3. 音響式警報装置は、駐車制動装置が作動している間若しくは自動変速機付車で変速機が「P」位置にあるときは非作動にすることができる。
- 3.2.15. 3.1.2.3.の要件に適合するほか、エネルギーソースが制動装置の機能に不可欠である場合、その蓄積エネルギーは、原動機が停止するか又はエネルギーソースを駆動する手段が故障しても、規定された要件で自動車を停止させるのに十分な制動性能を維持することができるものであること。運転者が駐車制動装置にかけた筋力が倍力装置によって補助される場合は、倍力装置が故障した場合であっても、駐車制動装置の作動が確保されるものであること。通常の倍力装置に供給される蓄積エネルギーとは別に独立した蓄積エネルギーを用いてもよい。この蓄積エネルギーは主制動装置用のものとしてすることができる。
- 3.2.16. 空圧式／液圧式外部装置は、その作動中に規定された減速度が得られ、かつ、エネルギーソースに故障が生じた場合であっても当該外部装置の作動により、制動装置に供給される蓄積エネルギーが3.2.14.に定めたレベルより低下しないことを確保した方法で、エネルギーが供給されなければならない。
- 3.2.17. 電気式主制動装置を持つ被牽引自動車を牽引する装置を有する自動車の場合、次の要件に適合しなければならない。
- 3.2.17.1. 自動車の電源（発電機及び蓄電池）は、電気式制動装置用の電流を供給するのに十分な容量があること。原動機を自動車製作者の指定するアイドル回転数で作動し、かつ、自動車製作者が当該車両の標準装備のすべての電装品を使用状態で、電気式制動装置に最大消費電流（15A）が供給された場合においても電気配線内の電圧が接続部分で測定して9.6V未

[別添 12 乗用車の制動装置の技術基準]

満に低下しないこと。また、電気配線は過負荷のときにも短絡しないこと。

3.2.17.2. 自動車の主制動装置に故障が生じた場合、当該装置が少なくとも二つの独立した部品から構成される場合は、故障の影響を受けない部品は被牽引自動車の制動装置本体を部分的に又は完全に作動できるものであること。

3.2.17.3. 電気式制動装置は、制動灯と並列接続されたときに制動灯のスイッチと回路が過剰負荷に耐えられる場合には、当該制動装置を作動するために制動灯のスイッチと回路を使用することができる。

3.2.18. 電気式回生制動装置を備える自動車の追加要件

3.2.18.1. A種の電気式回生制動装置を備える自動車

3.2.18.1.1. 電気式回生制動装置は、アクセル操作装置を解除し又は変速機を中立位置にすることによってのみ（同時に2つの状態とする場合も含む。）作動するものであること。

3.2.18.2. B種の電気式回生制動装置を備える自動車

3.2.18.2.1. 自動装置以外の方法で主制動装置の一部を部分的に又は完全に切り離すことが可能であってはならない。本規定の要件は、3.2.10.の規定から逸脱することと解してはならない。

3.2.18.2.2. 主制動装置は、操作装置が1つであること。

3.2.18.2.3. 主制動装置は、電動機の切り離し又は使用する変速機の変速位置によって悪影響を受けてはならない。

3.2.18.2.4. 制動装置の電気部品の作動が、主制動装置の操作装置からの情報と当該部品の作動により発生する車輪への制動力との関係によって行われるものにあつては、この関係が損なわれ、車軸間の制動力配分の規定（別紙3又は別紙4、いずれか該当する方）を満足しなくなった場合には、遅くとも操作装置を操作するとき光学式警報信号で運転者に警報し、かつ、接続スイッチが走行位置にある限り警報し続けなければならない。

3.2.18.3. 両種の電気式回生制動装置を装備した電気自動車に対しては、3.2.18.1.1.を除く全ての関連規定を適用するものとする。この場合、電気式回生制動装置は、アクセル操作装置の解除又は変速機を中立位置にすることによって（同時に2つの状態とする場合も含む。）作動することができる。また、主制動装置の作動により、アクセル操作装置の解除によって発生する上記の制動効果を減少させてはならない。

3.2.18.4. 電気式制動装置の作動は、磁界又は電界によって悪影響を受けてはならない。

3.2.18.5. ABSを備える自動車にあつては、ABSが電気式制動装置を制御するものであること。

3.2.18.6. 駆動バッテリーの充電状態は、本技術基準の別紙1、別添1に規定された方法により決定するものとする。（注）

（注）試験実施機関の同意により、充電状態の判定は、駆動バッテリーの充電用エネルギー源を搭載し、それらの充電状態を調整する手段を備えた自動車には要求されない。

3.2.19. 駐車制動装置の電気式伝達装置の追加要件

3.2.19.1. 電気式伝達装置が故障した場合においても、駐車制動装置の意図しない作動を防止するものであること。

3.2.19.2. 電気式制御伝達装置は、操作装置内に電気的故障が生じた場合、又は操作装置とそれに直結されているECU（電子制御装置）との間の、エネルギー供給を除く電気式制御伝達装置の配線において破損が生じた場合であっても、運転席から駐車制動装置を作動することができ、かつ積載状態の車両を8%の登坂路又は降坂路に静止させることができるものでなければならない。

この場合において、上記の性能を満足し、かつ、駐車制動装置が作動した際に、始動装置の操作装置の状態に係わらず駐車状態が維持される構造を有する駐車制動装置にあつては、車両の停止状態で自動的に作動するものであつてもよい。ただし、駐車制動装置は、運転者が車両を再び発進させようとした時に、ただちに自動的に解除されるものでなければならない。

原動機と手動変速機又は自動変速機（「P」位置）を上記性能を達成するために又は達成を補助するために使用することができるものとする。

3.2.19.2.1. 駐車制動装置の電気式伝達装置の配線の破損又は駐車制動装置の操作装置の電気的故障が生じた時に、3.2.21.1.2.に規定される黄色警報装置により運転者に警報するものであること。

当該黄色警報装置は、電気式伝達装置の故障が、駐車制動装置の電気式伝達装置の配線の破損により生じたものである時に、破損が生じた後速やかにその破損を警報するものであること。

さらに、操作装置の故障又はエネルギー供給の故障及び破損を除く電子制御装置の外部配線において破損が生じたときには、駐車制動装置の操作装置がON（作動）位置にあり、始動装置がON（走行）の位置にある間と（OFF（切）の位置にした）その後の少なくとも10秒の間は、故障又は破損が生じている旨を3.2.21.1.1.に規定した赤色警報装置の点滅により運転者に警報するものであること。

ただし、駐車制動装置の正確な作動を検知する場合、赤色警報装置の点滅を中止し、点灯により運転者に警報することができる。

通常、駐車制動装置の作動が、3.2.21.2.に定める要件を満たす独立の赤色警報装置により表示される場合にあつては、当該警報装置は、赤色警報装置に係る上記の要件を満たすものでなければならない。

3.2.19.3. 外部装置は、駐車制動装置の作動に十分なエネルギーを供給でき、かつ車両の電気負荷が正常状態に保たれる場合に限り、駐車制動装置の電気式伝達装置からエネルギーの供給を受けることができる。更に、蓄積エネルギーが主制動装置により使用される場合にあつては、3.2.20.6.の要件に適合するものでなければならない。

3.2.19.4. 制動装置の電気エネルギーを制御する始動スイッチが切られ、又は鍵が取り外された後においても、駐車制動装置を作動することができ、かつ、解除できないものであること。

3.2.20. 電気式制御伝達装置をもつ主制動装置の追加要件

[別添 12 乗用車の制動装置の技術基準]

- 3.2.20.1. 主制動装置は、駐車制動装置が解除された状態で、以下の要件を満たさなければならない。この場合において、主制動装置のエネルギー伝達装置内で十分なエネルギーが得られるものとする。
- (1) 始動スイッチを「オン」の位置に入れた状態で、主制動装置を作動させた場合において、別紙 1 の 2.1.1. に規定する主制動装置の原動機切り離しタイプー O 試験において求められる制動力と同等以上の静的総制動力を発生することができるものであること。
 - (2) 始動スイッチを「オン」の位置から「オフ」又は「ロック」の位置に入れてから、60 秒以内の間に主制動装置を 3 回作動させた場合において、当該作動ごとに別紙 1 の 2.1.1. に規定する主制動装置の原動機切り離しタイプー O 試験において求められる制動力と同等以上の静的総制動力を発生することができるものであること。
 - (3) (2) に規定するところにより主制動装置を 3 回作動させた後に、主制動装置を 1 回作動させた場合において、別紙 1 の 2.2.2. に規定する二次制動装置に求められる制動力と同等以上の静的総制動力を発生することができるものであること。
- 3.2.20.2. エネルギー供給装置を除く電気式制御伝達装置内の単一の瞬間的故障（40ms 未満）が発生した時（例えば、信号の不伝達又はデータのエラー）に、主制動性能に顕著な影響が生じるものであってはならない。
- 3.2.20.3. 本技術基準で扱われるシステムの機能や性能に影響を及ぼす、蓄積エネルギーを除く電気式制御伝達装置の故障が発生した時に、3.2.21.1.1. 及び 3.2.21.1.2. に規定される赤色又は黄色警報装置によって運転者に警報するものであること。また、断線、接続の分離等規定された主制動装置の要件が達成できない場合（赤色警報信号）は、直ちに運転者に警報するものであること。また、別紙 1 の 2.2. に基づき主制動装置を操作することにより規定された二次制動性能要件に適合するものであること。
- 3.2.20.4. 電気式制御伝達装置のエネルギーソースの故障が生じた場合であっても、エネルギーレベルの公称値から開始して、主制動装置の連続 20 回フルストローク操作を行った後も、主制動装置は全操作範囲にわたって保証するものであること。本試験は、制動操作は 20 秒間作動させ、そして各作動毎に 5 秒間解除することにより行うものとする。上記試験の間、主制動装置のフルストロークを確保するため、エネルギー伝達装置内で十分なエネルギーが得られるものとする。本要件は別紙 2 の要件と背反するものと解釈してはならない。
- 3.2.20.5. 蓄電池電圧が、規定された主制動性能がもはや保証できなくなる、又は、少なくとも 2 つの独立した制動装置が規定された二次制動性能要件を達成できなくなるなど、製作者が定めた電圧より低下した場合は、3.2.21.1.1. に規定された赤色の警報信号により警報するものであること。当該警報信号が作動した後、主制動装置を操作することによって少なくとも別紙 1 の 2.2. に規定された二次制動性能要件に適合すること。主制動装置のエネルギー伝達装置内で十分なエネルギーが得られるものとする。
- 3.2.20.6. 電気式制御伝達装置と同じ蓄積エネルギーからエネルギーを供給される外部装置は、全ての外部装置が作動しているときに蓄積エネルギーの放出を防止することができるエネルギー供給方法又は本技術基準の 3.2.20.5. に規定された限界電圧のときに、それ以上の蓄積エネルギーの放出を防ぐように外部装置の選定された部品を自動的に切断する方法により、エネルギー供給が、原動機を最大出力回転数の 80% 以下で作動させた状態において、定められた減速度を満たすために十分なものであることが確保されているものでなければならない。
- 本要件への適合性は計算又は実際に試験で証明してもよい。本規定は、電気的エネルギーを使用することなく定められた減速度要件を満たすことのできる自動車には、適用しない。
- 3.2.20.7. 外部装置に電気式制御伝達装置からエネルギーが供給される場合は、次の要件に適合すること。
- 3.2.20.7.1. 自動車が走行中に、エネルギーソースの故障が生じた場合、リザーバー中のエネルギーは、操作装置を操作した時に、制動装置を作動させるのに十分なものであること。
- 3.2.20.7.2. 自動車が停止し、駐車制動装置が作動中に、エネルギーソースに故障が生じた場合、リザーバー中のエネルギーは、制動装置を作動したときでも灯火器を点灯するのに十分なものであること。
- 3.2.21. 自動車の制動装置における特定の故障又は失陥を運転者に表示する機能を有する光学式警報装置に係る一般要件は、次のとおりとする。3.2.21.5. に定める警報装置以外の警報装置は、専ら本技術基準で定める目的のために用いるものでなければならない。
- 3.2.21.1. 自動車には次のような光学式の制動装置故障時警報装置を備えなければならない。
 - 3.2.21.1.1. 規定された主制動装置の要件に適合できなくなる、又は、2 つの独立した主制動装置システムのうち少なくとも 1 つの性能を失わせるような本技術基準において定める自動車の制動装置の故障を表示する場合は、赤色警報装置。
 - 3.2.21.1.2. 3.2.21.1.1. に規定された赤色警報装置で表示されない制動装置の故障であって、電気的に検出したものを表示する場合は、黄色警報装置。
 - 3.2.21.2. 警報装置は日中でも確認でき、運転席にいる運転者が容易に確認できるものでなければならない。また、警報装置の構成部品の故障は制動装置の性能低下をもたらしてはならない。
 - 3.2.21.3. 他の規定で定めのある場合を除き、次の要件に適合するものでなければならない。
 - 3.2.21.3.1. 故障時は、関連する制動装置の操作から遅れることなく、警報装置により運転者へ警報するものであること。
 - 3.2.21.3.2. 警報装置の警報信号は、当該故障が継続し、かつ、始動装置が「オン」（走行）位置にある限り表示されるものであること。
 - 3.2.21.3.3. 警報装置の警報信号は、点滅せずに一定であること。
 - 3.2.21.4. 警報信号は自動車の電装品及び制動装置が通電されたときに点灯しなければならない。自動車が停止しているとき、制動装置は、信号が消える前に指定された故障が無いことを証明しなければならない。上述の警報信号を作動すべきであるが、

[別添 12 乗用車の制動装置の技術基準]

静的な状態では検出されない指定の故障は、検出時に保存し、当該故障が継続する限り始動時及びイグニッション（始動）スイッチが「オン」（走行）位置にあるときに表示しなければならない。

3.2.21.5. 本技術基準に規定されていない自動車の制御装置又は走行装置に関する故障、失陥その他の情報は、次に掲げる要件のすべてを満たすものである場合に限り、3.2.21.1.2. に規定された黄色警報装置により表示してもよい。

3.2.21.5.1. 車両は停止状態であること。

3.2.21.5.2. 制動装置の最初に通电され、3.2.21.4. に限定する手順に従って特定の故障又は失陥がないことが表示された後に表示されるものであること。

3.2.21.5.3. 本技術基準において規定されていない故障その他の情報が、警報信号を点滅させることにより表示されるものであること。

ただし、警報信号は、最初に 10km/h を上回る前に消灯されるものであること。

3.2.22. 制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号の発生

3.2.22.1. 運転者が主制動装置を作動させた場合に、制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号を発生するものとする。

3.2.22.2. 自動指令制動により主制動装置が作動した場合に、制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号を発生するものとする。ただし、 0.7m/s^2 未満の減速度の場合にあつては、当該信号を発生しなくてもよい。

3.2.22.3. 選択制動により主制動装置の一部が作動した場合に、制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号を発生してはならない。ただし、選択制動により制動装置が作動している状態において、当該機能は自動指令制動に切り替えることができる。

3.2.22.4. アクセル操作装置の解除により制動効果を生じさせる電気式回生制動装置が作動した場合に、制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号は、次の表の左欄に掲げる車両の減速度に応じ、同表の右欄のとおりとする。

0.7m/s ² 以下の減速度	信号を発生しないこと。
0.7m/s ² を超え 1.3m/s ² 以下の減速度	信号を発生してもよい。
1.3m/s ² を超える減速度	信号を発生すること。

3.2.23. 緊急制動表示灯を備える自動車にあつては、緊急制動表示灯点灯用緊急制動信号（以下単に「緊急制動信号」という。）は、以下の基準に適合するものとする。

3.2.23.1. 緊急制動信号は、主制動装置により 6.0m/s^2 以上で減速することにより発生することができるものとする。この場合において、当該信号は遅くとも減速が 2.5m/s^2 に下がる前までに、当該信号の発生を停止させるものとする。

3.2.23.2. 緊急制動信号は、以下の条件により、発生するものであつてもよい。

(a) 6.0m/s^2 以上で減速させることのできる制動力を当該自動車に主制動装置により加えること。この場合において、当該信号は、遅くとも減速が 2.5m/s^2 まで下がる前に、当該信号の発生を停止させるものとする。

(b) 当該自動車のアンチロックブレーキシステムがフルサイクリング（アンチロックブレーキシステムが直接制御を行う車輪のロックを防止するため制動力を繰り返し調整している状態をいう。以下同じ。）となること。この場合において、アンチロックブレーキシステムがフルサイクリングではなくなった場合にあつては、当該信号の発生を停止させるものとする。

3.2.24. 自動車は、別紙 8A. の技術的な要件を満たす横滑り防止装置（ESC）を備えなければならない。

3.2.24.1. ランニングオーダー質量が $1,735\text{kg}$ を超える車両は、ロールオーバー制御及び方向安定性制御を含み、協定規則第 13 号附則 21 の技術的な要件を満たす車両安定装置を備えることができる。この場合において、当該車両安定装置を備えた車両は、別紙 8A. の技術的な要件を満たす横滑り防止装置（ESC）を備えた車両とみなす。

3.2.25. 応急用スペアユニットを装備した車両は、別紙 9 の技術的な要件を満たすものとする。

3.2.25.1. 応急用スペアユニットの使用上の制限に従わない場合は、危険である旨を取扱説明書に記載するものとする。

3.2.25.2. 応急用スペアユニットの使用が特定の車軸に限定されている場合は、その旨を取扱説明書に記載するものとする。

3.2.26. 自動車は、別紙 8B. の技術的な要件を満たすブレーキアシストシステム（BAS）を備えなければならない。

4. 試験

自動車を受けなければならない制動試験及び要求される制動性能は、別紙 1 に規定する。

別紙 略

別添 91 連節バスの構造要件

1. 適用範囲

この構造要件は、連節バス（連節部により結合された 2 つの堅ろうな車室で構成され、車体が屈折する特殊な構造を有し、前車室と後車室の連結及び切り離しが路上等作業設備のない場所で行えない構造の自動車であつて、旅客が前後の車室間を自由に移動できる構造のもの）であつて、車掌を乗務させないで運行される乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に適用する。

2. 用語の定義

2.1. 「連節部」とは、前車室と後車室をつなぐ幌、ターンテーブル、ターンテーブル下の連結装置等から構成される部分全体をいう。

2.2. 「連結部」とは、連節部のうち、ターンテーブル下の部分をいう。

2.3. 「ターンテーブル」とは、方向転換のために使用する回転台をいう。

2.4. 「ホイールベース」とは、最遠軸距をいう。

[別添 91 連節バスの構造要件]

2.5. 「フロント・オーバー・ハング」とは、最前部の車軸中心から車体前面までの部分をいう。

2.6. 「リア・オーバー・ハング」とは、最後部の車軸中心から車体後面までの部分をいう。

3. 連節バスの構造要件

3.1. 連節部

3.1.1. 旅客が連節部の幌やターンテーブル等に巻き込まれない構造であること。

3.1.2. 空車状態において、水平面上に停車している場合に、前後各車室の床面とターンテーブルとの間には、次の 3.1.2.1. 及び 3.1.2.2. の数値を超えるカバーがされていない隙間がないこと。

3.1.2.1. 車両の全車輪が同一平面上にある場合 10mm

3.1.2.2. 連節部に隣接した車軸の車輪を 150mm 上昇させた場合 20mm

3.1.3. 空車状態において、前後各車室の床面とターンテーブルとの間には、次の 3.1.3.1. 及び 3.1.3.2. の数値を超える段差がないこと。

3.1.3.1. 車両の全車輪が同一平面上にある場合 20mm

3.1.3.2. 連節部に隣接した車軸の車輪を 150mm 上昇させた場合 30mm

3.1.4. 前後各車室の床面とターンテーブルとの間は、運行中の前後各車室の動きにより著しい段差が生じないような構造であること。

3.1.5. 次の 3.1.5.1. 及び 3.1.5.2. に掲げる連節部の場所は、旅客が乗車することができないような構造であること。

3.1.5.1 床面以外の場所

3.1.5.2 運行中の前後各車室の動きにより、乗車空間が変化するような床面の場所

3.1.6. 連節部付近の見やすい位置に、旅客に対する注意事項を表示すること。

3.2. 連結部

3.2.1. 連結部の可動部分は、水平軸（幅方向）及び鉛直軸まわりの回転運動が可能であり、この両軸は、車両の中心軸に対して直角であること。

3.2.2. 前車室と後車室とのなす鉛直軸まわりの角度が安全な運行に支障をきたす状態にならないような装置を備えること。なお、安全な運行に支障をきたすおそれが生じた場合に、運転者にその旨を警告する装置を備えること。

3.3. 乗降口の数及び位置

3.3.1. 乗降口は、2 か所以上とし、次の 3.3.1.1. から 3.3.1.3. までの要件に適合するものであること。ただし、ホイールハウス部に備えることはできない。

3.3.1.1. 前扉は、フロント・オーバー・ハングに備えること。

3.3.1.2. 後扉を前車室に備える場合には、前車室のホイールベース間に備えること。

3.3.1.3. 後扉を後車室に備える場合には、連節部と車軸の間又はリア・オーバー・ハングの部分に備えること。

3.4. 乗降口扉

3.4.1. 前扉は、車外が見通せるように窓を備えること。

3.4.2. 前車室の後扉及び後車室の扉のうちホイールベース間に備えるものにあつては、有効幅 800mm 以上であること。

3.5. 扉の開閉（制御）方法

3.5.1. 扉の開閉は、運転者席で操作できる構造（以下「自動式」という。）とし、前車室の後扉及び後車室の扉付近には開閉の予告ブザーその他の装置を備えること。

3.6. 扉非常開放装置

自動式の扉付近には、車内外から手で開閉することができる扉非常開放装置を備え、かつ、非常の際に旅客が扉を開放するための方法を表示すること。

3.7. 前車室内の安全確認装置

3.7.1. 運転者が運転者席において前車室内の旅客の状況を確認することができる 3.7.1.1. 又は 3.7.1.2. に掲げる後写鏡を車室の前部窓上部付近に備え、又はモニター装置を運転者席付近に備えること。

3.7.1.1. 平面鏡にあつては、有効寸法 130mm 以上× 280mm 以上とする。

3.7.1.2. 凸面鏡にあつては、有効寸法 155mm 以上× 300mm 以上、曲率半径 1000mm 以上とする。

3.8. 座席等

3.8.1. 連節部には、立席及び補助座席が備えられていないこと。

3.8.2. 連節部に備える座席は、前向きであること。

3.8.3. 運行路線に高速自動車国道等（高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する道路及び道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 4 第 1 項に規定する自動車専用道路をいう。）を含む場合は、立席が備えられていないこと。

3.9. 非常口

前車室及び後車室には、非常口をそれぞれ 1 か所以上備えること。

3.10. 後車室内の安全確認装置等

3.10.1. 運転者席付近には、運転者が後車室内の旅客の状況を確認できるモニター装置を備えること。この場合において、運転者が直接又は車室内に備える後写鏡を用いて確認できる範囲は、当該モニター装置によって確認できなくてもよい。

3.10.2. 運転者席付近には、運転者が後車室の旅客に注意事項等を通報できるマイク等の装置を備えること。

3.10.3. 後車室には、旅客が運転者に非常事態等を通報できる装置（警報ブザー、ベルその他の通報装置）を使いやすい位置

[別添 91 連節バスの構造要件]

- に備え、かつ、当該装置の付近にその使用方法を表示すること。
- 3.11. 前車室の後扉付近の旅客を運転者が確認する装置
前車室の後扉付近の旅客を運転者が確認できるよう、次の直接確認方式の装置及び間接確認方式の装置を備えること。
- 3.11.1. 直接確認方式の装置
- 3.11.1.1. 前部左窓上部付近の車室内に後写鏡(有効寸法 130mm 以上× 280mm 以上の平面鏡)を、後扉上部の車室内に後写鏡(有効寸法約 280mm φ 以上、曲率半径 1000mm 以上の凸面鏡)をそれぞれ備えること。また、後写鏡に代えて後扉付近の旅客を確認することができるモニター装置を運転者席付近に備えることができる。
- 3.11.1.2. 前車室の後扉の乗降口の天井に 20W 以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。
- 3.11.2. 間接確認方式の装置
- 3.11.2.1. 前車室の後扉の乗降口の踏段(踏段を有しない場合であって、扉がスライド式(車枠若しくは車体に格納され又は車外に開放されるものに限る。)のものにあつては、閉扉時における扉の内側から少なくとも奥行 120mm における範囲の床面とし、扉が折り畳み式のものにあつては、乗降口の出入口付近から扉を折り畳んだ状態における奥行方向における扉の最外縁までの範囲の床面とする。)上に旅客がいるときは、扉が開閉できない構造であること。
- 3.11.2.2. 前車室の後扉は、速度が 5 km/h を超えた状態において開閉しないこと。
- 3.12. 後車室の扉付近の旅客を運転者が確認する装置
- 3.12.1. 後車室の扉付近の旅客を運転者が確認できるよう、次の 3.12.1.1. 及び 3.12.1.2. の装置を備えること。
- 3.12.1.1. 運転者席付近に備える、後車室の付近の旅客を確認できるモニター装置
- 3.12.1.2. 3.11.2. の規定に適合する間接確認方式の装置
- 3.12.1.3. 後車室の扉の乗降口の天井に 20W 以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。
- 3.13. 車外安全確認装置
- 3.13.1. 運転者席付近には、乗降口付近及び車両の左外側線上の状況を運転者が確認できるモニター装置を備えること。この場合において、運転者が直接又は後写鏡(有効寸法 300mm 以上× 143mm 以上、曲率半径 1000mm 以上の凸面鏡)を用いて確認できる範囲については、当該モニター装置によって確認できなくてもよい。
- 3.13.2. 前車室の後扉及び後車室の扉の乗降口の外側上部には、開扉と同時に点灯し、閉扉後 4 秒以上遅延して消灯する 20W 以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。
- 3.14. 車外用放送装置等
- 3.14.1. 次の 3.14.1.1. 及び 3.14.1.2. の放送装置を備えること。
- 3.14.1.1. 運転者が危険等を感じた際に、運転者の意志を車外の旅客等に容易に伝えることができる車外用放送装置
- 3.14.1.2. 後乗りバスにあつては、乗車口付近の旅客が運転者と通話できる装置(当該装置付近に使用方法を表示したもの)
- 3.14.2. 運転者が運転者席において乗降口その他室内の状況をモニター装置により確認する場合には、旅客が運転者と通話できる装置を当該客室内に備え付け、その付近に使用方法を表示すること。
- 3.15. 旅客降車合図用ブザー又は単打ベル
旅客が降車する際に容易にその旨を運転者に通報するための降車合図用ブザー又は単打ベルを備え、その押しボタンを旅客の手近な位置に備えること。
- 3.16. 後輪巻込防止装置
ホイールベース間に乗降口を備える場合には、後輪巻込防止装置を備えること。この場合において、空車状態における後輪巻込防止装置の下縁の取付高さが地上 300mm 以下となるように取り付けられていること。
- 3.17. 補助方向指示器
連節バスの両側面には補助方向指示器を備えること。
- 3.18. 消火器
前車室及び後車室には、保安基準第 47 条の規定に適合する消火器をそれぞれ備えること。
- 3.19. 火災感知器等
後部車両に空調用エンジンを備える場合には、当該エンジン付近に火災感知器を備えるとともに、当該火災感知器が作動した際に運転者に警報する装置を運転者席付近に備えること。

別添 92 2 階建バスの構造要件

項目	構造要件
1. 最大安定傾斜角度	空車状態の自動車に乗務員が定位置に乗車し、かつ、2 階の乗車定員の人員が 2 階客室のすべての座席に乗車した状態において、自動車を左側及び右側にそれぞれ 28° まで傾けた場合に転覆しないものでなければならない。
2. 階段 (1 階客室と 2 階客室の間に設けられた昇降用通路をいう。)	階段は、次の各号に適合するものでなければならない。 (1) 階段の踏段の有効幅は、600mm 以上であること。 (2) 階段の踏段上における有効高さは、1600mm 以上であること。 (3) 階段の 1 段の高さは、300mm 以下、有効奥行は、300mm 以上であり、踏込は、密閉式であること。 ただし、ら線状等の階段にあつては、階段の有効幅のうち 350mm 以上の部分について、その有効奥行が 300mm 以上あればよい。

[別添 92 2階建バスの構造要件]

	<p>(4) 階段の階段は、すべり止めを施したものであること。</p> <p>(5) 階段には、照明灯を備えることとし、その照明灯は、階段の階段を均等に照明し、その光源は、階段床面積 1 m^2 当たり 5 W (蛍光灯の場合にあつては、2 W) 以上であること。</p>
3. 安全確認装置等	<p>1. 乗務員席付近には、乗務員が乗務員席において、2階客室に通報できる装置を少なくとも1つ備えなければならない。</p> <p>2. 乗務員席付近には、乗務員が乗務員席において、2階客室の状況を確認できる装置(テレビ等)を少なくとも1つ備えなければならない。</p> <p>3. 2階客室には、旅客が乗務員席の乗務員に容易に通報できる装置を当該客室の前部及び後部の適当な位置にそれぞれ備え、かつ、当該装置の付近には、当該装置の使用方法等を表示しなければならない。</p>
4. 座席等	<p>1. 2階客室には、立席及び補助座席を設けてはならない。</p> <p>2. 2階客室の最前部に設けられた座席及び通路の前方には、衝突等により衝撃を受けた場合において旅客が車外に転落することを抑止することのできるように適当な保護棒等を備えなければならない。</p>
5. 非常口	<p>1. 道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という。)第26条の規定に適合する非常口を1階客室に備えるほか、次の各号に適合する非常口を2階客室に設けなければならない。</p> <p>(1) 2階客室の非常口は、1階客室の乗降口又は非常口の上部付近に設けられていないこと。</p> <p>(2) 2階客室の非常口は、有効幅 400 mm 以上、有効高さ 1200 mm 以上であること。</p> <p>(3) 2階客室の非常口には、はしご等容易に脱出できるための設備が備えられていること。</p> <p>(4) 2階客室の非常口は、本則第36条第6号から第8号まで並びに保安基準第26条第2項及び第3項の規定に適合するものであること。</p> <p>2. 2階客室における非常口と階段出入口の距離(それぞれの開口部の中心を含み車両中心線に直角な二鉛直面の距離をいう。)は、2階客室の長さの3分の1以上の長さでなければならない。ただし、6. に規定する非常脱出口又は2か所以上の階段が設けられている場合は、この限りでない。</p>
6. 非常脱出口 (非常時に2階客室から1階客室に脱出するための開口部をいう。)	<p>非常脱出口は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 非常脱出口は、階段及び非常口の位置を十分に考慮し、適切な場所に設けられていること。</p> <p>(2) 非常脱出口の開口部の有効寸法は、各辺がそれぞれ 400 mm 及び 600 mm 以上であること。</p> <p>(3) 非常脱出口には、はしご等容易に脱出できるための設備が備えられていること。</p> <p>(4) 非常脱出口は、通常時には旅客が安全に通行できるように踏板上に覆われており、非常時には1階又は2階から容易に開放できるものであること。また、当該脱出口の操作方法等が見易いように表示されていること。</p>
7. 窓ガラス	<p>2階客室に設けられた側面の窓ガラスは、座席の上面から高さ 800 mm 以下の部分が開口できない構造でなければならない。</p> <p>ただし、当該窓ガラスの開口部の有効寸法が 100 mm 以下である場合は、この限りではない。</p>
8. 消火器	<p>保安基準第47条の規定に適合する消火器を1階客室に備えるほか、次の各号に適合する消火器を2階客室に備えなければならない。</p> <p>(1) 消火器は、本則第71条第2項第2号イからホまでに掲げるものであり、かつ、同項第3号イからハまでの基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 消火器は、使用に便利な場所に備えられていること。</p> <p>(3) 消火器の備え付け場所付近には、当該消火器の使用方法等が見易いように表示されていること。</p>
9. 火災報知装置	<p>手荷物室等が客室以外の原動機付近の場所に設けられている場合には、手荷物室等に火災報知装置を備えるとともに、その表示装置等を運転者席に備えなければならない。</p>

[注] 最大安定傾斜角度は、次の方法により確認しても差し支えない。

- 1) 空車状態の最大安定傾斜角度を実測し、これにより空車状態の重心高を算出する。
- 2) 乗務員が定位置に乗車し、かつ、2階客室のすべての座席に旅客が乗車した状態(以下「2階客室等乗車状態」という。)の乗車人員の重心高を算出する。
- 3) 1) で算出した空車状態の重心高と2) で算出した2階客室等乗車状態の乗車人員の重心高から、2階客室等乗車状態の自動車の重心高を算出し、この重心高から2階客室等乗車状態の自動車の最大安定傾斜角度を算出する。

通達

通達 他

自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)

自技第234号

自整第262号

平成7年11月16日

最終改正 平成27年6月11日付国自技第67号、国自整第55号

[自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて (依命通達)]

平成7年8月に最終決着した自動車及び自動車部分野に関する日米包括経済協議において、構造・装置の軽微な変更の際の構造等変更検査要件を緩和することとされたこと、自動車ユーザーの使用形態が一層多様化していること等から、国民負担の一層の軽減を図るため、自動車部品を装着した自動車に対する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査の取扱いを保安上後退することがない範囲で見直し、平成7年11月22日以降は下記によることとしたので了知するとともに、関係者に周知徹底を図り、今後はこれにより遺漏なきよう取り扱われたい。

また、この取扱いの実施に伴い、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）別表第2に規定する継続検査及び臨時検査における構造に関する検査並びに指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号。以下「指定規則」という。）別表第2に規定する構造に関する検査において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が当該自動車検査証の記載事項と同一であるかどうかを視認により検査する場合にあっても、下記1に準じた取扱いとすることとしたので併せて了知されたい。

なお、本取扱い通達により自動車部品を装着した自動車の構造・装置に係る道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）への適合性の判断に当たっては、当該自動車部品が装着された状態において保安基準の各条項に適合していることが必要であること、及び、本取扱い通達に基づき自動車部品を装着したことにより自動車の構造・装置が保安基準に適合していない場合にあつては、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第54条第1項に基づく整備命令の対象となりうることを念のため申し添える。

記

1. 自動車検査証の記載事項の変更の取扱い

車両法第67条第1項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があったとき」に該当するかどうかの判断及び指定規則第7条第2項に規定する「当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第35条の3各号（第3号から第5号まで、第16号、第20号及び第21号を除く。）に掲げる事項について事実と相違がある」との判断のうち、施行規則第35条の3第8号（長さ、幅及び高さ）、第14号の2（けん引自動車にあつては、けん引重量）、第17号（最大積載量に限る。）、第18号（車両重量及び車両総重量）及び第19号（空車状態における軸量）に係るものについては、以下により行うものとする。

(1) 用語

記1に用いる用語の定義は次によるものとする。

- ① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付方法をいう。
- ② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。
- ③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。
- ④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障が少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（以下「指定部品」という。）をいう。
- ⑤ 「指定外部部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

(2) 次の各号の一に該当する場合には、車両法第67条第1項の適用については施行規則第35条の3第8号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第7条第2項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第35条の3第8号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅又は高さが自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

項目	範囲
長さ	± 3 cm
幅	± 2 cm
高さ	± 4 cm

(3) 次の各号の一に該当する場合には、車両法第67条第1項の適用については施行規則第35条の3第14号の2、第17号（最大積載量に限る。）、第18号及び第19号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第7条第2項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第35条の3第14号の2、第17号（最大積載量に限る。）、第18号及び第19号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

通達

[自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて (依命通達)]

種別	範囲
検査対象軽自動車、小型自動車	± 50kg
普通自動車、大型特殊自動車	± 100kg

2. 構造等変更検査の取扱い

車両法第 67 条第 3 項の規定により「第 1 項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるべきことを命じなければならない」と規定されているところであるが、次の各号の一に該当する場合には、施行規則第 38 条第 8 項第 6 号（自家用又は事業用）を事由とする「保安基準に適合しなくなるおそれがある」としないこととして取り扱うものとする。

- ① 事業用自動車を自家用自動車に変更する場合
- ② 自家用自動車を乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車（旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車）以外の事業用自動車に変更する場合

なお、上記②の場合による車両法第 67 条第 1 項に基づく自動車検査証の記載事項の変更申請において、自動車検査証の有効期間は従前の残存期間に応じ、以下により取り扱うものとする。

- ・有効期間の残存期間が車両法第 61 条 1 項又は 2 項で定める期間を超えている場合自動車検査証の記載事項の変更のあった日を起算日とし、有効期間を付すものとする。

なお、この場合においては、新たに付される有効期間の満了日と同一の検査標章を交付するものとする。

(例) 残存期間が 1 年超の自家用乗用自動車→有効期間：起算日から 1 年

残存期間が 2 年超の検査対象軽自動車→有効期間：起算日から 2 年

- ・有効期間の残存期間が車両法第 61 条 1 項又は 2 項で定める期間以下の場合従前の自動車検査証の有効期間満了日を付すものとする。

附則 [平成 27 年 6 月 11 日付け国自技第 67 号 国自整第 55 号]

本改正規定は、平成 27 年 6 月 12 日から適用する。

[自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて (依命通達)]
の細部取扱いについて

自技第 235 号

平成 7 年 11 月 16 日

最終改正 平成 15 年 4 月 8 日付け国自技第 6 号

平成 7 年 11 月 16 日付自技第 234 号、自整第 262 号「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて (依命通達)」により通達したところであるが、本通達記 1 中「エア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（指定部品）」とは、別紙に示す自動車部品をいうこととしたので、了知されたい。

別紙

「エア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（指定部品）」とは、以下の自動車部品をいう。

I アクセサリー等の自動車部品

1. 車体まわり関係

(1) 空気流を調整等するための部品

エア・スポイラ、エア・ダム、フード・ウインド・デフレクター、フード・スクープ、ルーバー、フェンダー・スカート、ピックアップ・トラック・ランニングボード、その他エアロパーツ類、二輪車のカウル類、二輪車のウインド・シールド

(2) 手荷物等を運搬するための部品

ルーフ・ラック、エンクロード・ラゲージ・キャリア、バイク/スキー・ラック、その他ラック類

注：道路交通法第 55 条第 2 項に定める積載の方法に抵触する蓋然性の高いものは、自動車の構造装置として記載事項の変更申請があった場合でも、これを認めないものとする。

(3) その他の部品

サンルーフ、コンバーチブル・トップ、キャンパー・シェル、窓フィルム（コーティングを含む）、キャンピングカー用日除け、ロール・バー、バンパー・ガード、フェンダー・カバー、その他カバー類、ヘッド・ライト/フォグライト・カバー、その他灯火器カバー類、グリル・ガード、バンパ/プッシュ・バー、ドア等プロテクター、アンダー・ガード、その他ガード類、ラダー、サン・バイザー、ルーフトップ・バイザー、その他バイザー類、ウインチ、けん引フック、トウバー、ロープ・フック、水/泥はねよけ、アンテナ、トラック・ベッド・ライナー、グラフィック・パッケージ/テープ・ストリップ・キット、ボディー・サイド・モールディング、デフレクター/スクリーン（グリル）、コーナー・ポール、コーナー等のセンサー、後方監視用カメラ、車間距離警報装置、二輪車：グラブ・バー、バック・レスト、ステップ、クラッチ/ブレーキ・レバー

「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」の細部取扱いについて

注：車体まわり関係の自動車部品を装着することにより、歩行者、自転車等乗員に接触するおそれのある車体外側表面部位は、外側に向けて先端が尖った又は鋭い部分があってはならない。

2. 原動機、排気系統関係の部品

リモコン・エンジン・スターター、エキゾースト・パイプ・チップ／エクステンション

3. 車室内に設置する部品

空気清浄器、エア・コンディショナー、ナビゲーション、無線機、自動車電話、オーディオ、その他音響機器類、盗難警報システム、エア・バック

4. その他

ナンバー取付けステー、任意灯火器類

II 運行に当たり機能する自動車部品

1. 走行装置関係の部品

- (1) タイヤ
- (2) ホイール

2. 操縦装置関係の部品

- (1) ステアリング・ホイール（二輪車のステアリング・ハンドルは除く。）
- (2) パワーステアリング（ギヤ・ボックスと一体のものを除く。）
- (3) 変速レバー、シフトノブ
- (4) 身体障害者用操作装置の部品（次の変更内容に係る部品に限る。）
 - ① ステアリング・ホイールへの旋回ノブの取り付け
 - ② アクセル、クラッチ、ブレーキ等への手動操作部品の取り付け
 - ③ 方向指示器レバーの移設又は足踏み方式部品の取り付け
 - ④ 足踏み式駐車ブレーキへの手押しレバーの取り付け
 - ⑤ ペダル類にペダルを延長するための部品の取り付け
 - ⑥ 助手席への補助ブレーキ・ペダルの一時的な取り付け
 - ⑦ アクセル・ペダル又はブレーキ・ペダルの移設又は増設取り付け

3. 緩衝装置関係の部品

- (1) コイル・スプリング
- (2) ショック・アブソーバ
- (3) ストラット
- (4) ストラット・タワー・バー

注：上記（2）及び（3）の部品を変更して装着することにより、走行中運転者席等において車両姿勢を容易かつ急激に変化させることができるものであってはならない。

4. 連結装置関係の部品

- (1) トレーラ・ヒッチ
- (2) ボール・カブラ

5. 騒音防止装置関係の部品

- (1) マフラー
- (2) 排気管

6. その他の部品

- (1) 規定灯火器類
- (2) ミラー
- (3) ディーゼル微粒子除去装置（酸化触媒、DPF等）

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

国自整第181号
令和7年12月12日
物流・自動車局長

通達

近年、自動車ユーザーの使用形態が一層多様化しており、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第7条の新規登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は法第59条の新規検査。以下同じ。）及び法第71条の予備検査（以下「新規登録等」という。）における負担の一層の軽減を図るため、法第75条第4項における完成検査終了証の発行後、譲渡されてから新規登録等までの間に自動車部品を装着（取替え及び取外しを含むものとする。以下同じ。）した自動車の取扱い又は法第16条の一時抹消登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、法第69条第4項の規定による自動車検査証の返納。以下「一時抹消登録等」という。）後から新規登録等までの間に自動車部品を装着した自動車に対する法第94条の5第5項の保安基準適合証の取扱いを保安上後退することがない範囲で見直し、令和8年1月1日以降は下記によることとし

〔自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）〕の細部取扱いについて

たので了知するとともに、関係者に周知徹底を図り、今後はこれにより遺漏なきよう取扱われたい。関係団体には別紙のとおり通知していることを申し添える。

また、この取扱いの実施に伴い、使用の過程にある自動車における道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）別表第2に規定する新規検査及び予備検査並びに指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号。以下「指定規則」という。）別表第2に規定する構造に関する検査において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が当該登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（以下「登録識別情報等通知書等」という。）の記載事項と同一であるかどうかを視認により検査する場合であっても、下記に準じた取扱いとするので併せて了知されたい。

なお、自動車部品を装着した自動車の構造・装置に係る道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）への適合性の判断に当たっては、当該自動車部品が装着された状態において保安基準の各条項に適合していることが必要であること、及び、自動車部品を装着したことにより自動車の構造・装置が保安基準に適合していない場合においては、新規登録後において、法第54条又は法第54条の2に基づく整備命令及び法第94条の8に基づく保安基準適合証の交付の停止等の対象となりうることを念のため申し添える。

記

1. 完成検査終了証及び保安基準適合証の取扱い

新規登録等の際に車両の提示に代えて提出される完成検査終了証及び一時抹消登録等を行った自動車に対し指定整備事業者が交付する保安基準適合証に係る取扱いについては、以下によるものとする。

(1) 記1に用いる用語の定義は次によるものとする。

- ① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付方法をいう。
- ② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。
- ③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。
- ④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障が少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成7年11月16日自技第234号、自整第262号）に示す指定部品をいう。（以下同じ。）
- ⑤ 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

(2) 次の各号の一に該当する場合には、新規登録等を行う自動車に発行され譲渡された者の完成検査終了証を無効としないことと取扱うとともに、一時抹消登録等を行った自動車に対し構造等に関する事項に変更がないものとして指定整備事業者が保安基準適合証の交付を可能とする又は交付された保安基準適合証を無効としないものとする。ただし、施行規則第36条第5項及び第6項に規定する基準の対象装置の改造や変更を行った場合における完成検査終了証の取扱いについては、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が、完成検査終了証又は登録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、次表の種別に応じて適用される項目ごとのいずれの範囲内にも含まれる場合

項目	範囲	種別
長さ	± 3 cm	検査対象軽自動車、小型自動車、普通自動車、大型特殊自動車
幅	± 2 cm	
高さ	± 4 cm	
車両重量	± 50kg	検査対象軽自動車、小型自動車
	± 100kg	普通自動車、大型特殊自動車

2. 一時抹消登録等を行った自動車の新規検査等における審査結果の通知の取扱い

- (1) 自動車技術総合機構は、一時抹消登録等を行った自動車の新規検査又は予備検査（以下「新規検査等」という。）の際、1. (2) ①から③までの各号の一に該当する場合には、提示された登録識別情報等通知書等に記載されている値と構造等に変更がないものと取扱って差し支えない。なお、現車審査時においては、自動車技術総合機構の審査担当職員は、提示された登録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、変更を行う旨の意思を受検者より申告された場合は従前のとおり諸元の計測を行うこと。
- (2) 軽自動車検査協会が行う検査対象軽自動車の新規検査等の場合であっても、(1)の取扱いに準ずることとする。

附則〔令和7年12月12日付け 国自整第181号〕

本規定は、令和8年1月1日から適用する。

日本国政府及びアメリカ合衆国政府による自動車及び自動車部品に関する措置（抜粋）

構造変更検査要件の緩和

9. 1995年8月23日から3ヵ月以内に、日本国政府は、道路運送車両法第67条に基づく構造等変更検査に関する要件を緩和する。あらゆる軽微な構造又は外形の変更について、日本国政府は以下の要件を廃止する。

[日本国政府及びアメリカ合衆国政府による自動車及び自動車部品に関する措置（抜粋）]

- a. 陸運支局で行われる構造等変更検査に現車を提示すること。
- b. 自動車検査証を陸運支局に提示すること。
- c. 重量税を納付すること。

「軽微」な構造装置の変更には、溶接又はリベット止め以外の手段により取付けられた自動車用品を含む。軽微な変更となる自動車用品には、附属書 B に掲げられるものを含む。

10. 車検に合格するための基準は、パラグラフ 9. に述べられた意味の範囲内における軽微な構造変更を受けた自動車及び受けていない自動車に対して平等に適用されること。
11. 日本国政府は、構造等変更検査及び検査証の記載事項変更届出に関する要求並びに苦情の窓口を運輸省に設け、要求及び苦情があった場合には、原則として 1 か月以内に回答するような手続を確立し公表する。回答が申立者にとって不服なものである場合、運輸省は、回答の理由を個別具体的に明示するとともに、回答の見直しを要求する機会を提供する。要求及び苦情は口頭又は文書により提出することができる。要求及び苦情が文書で提出され、かつ、文書で回答するよう要求された場合には、運輸省は、文書により回答する。回答の見直しは、見直しの要求から原則として 1 か月以内に完了することとする。要求及び苦情に関連する文書並びに資料については、申立書の合意があれば公開する。

附属書 B

軽微な構造変更となる自動車部品の代表的リスト

1. ルーフ・ラック
2. トレーラー・ヒッチ
3. サンルーフ
4. エア・スポイラ
5. エア・ダム
6. ボディー・サイド・モールディング
7. バンパー・ガード
8. グリル・ガード
9. エンクローズド・ラゲージ・キャリア
10. バンパー・マウンテッド・フォグ／ドライビング・ライト
11. ウインチ
12. ヘッドライト／フォグライト・カバー
13. サンバイザー
14. けん引フック
15. マフラー
16. 排気管
17. トラック・ベッド・ライナー
18. アンテナ
19. ピックアップ・トラック・ランニングボード
20. フード・ウインド・デフレクター
21. フード・スクープ
22. フェンダー・スカート
23. バイク／スキー・ラック
24. コンバーチブル・トップ
25. デフレクター／スクリーン
26. エキゾースト・パイプ・チップ／エクステンション
27. ミラー
28. ロール・バー
29. ルーバー
30. 水／泥はねよけ
31. ホイール
32. タイヤ
33. ナンバー取付けステー
34. 盗難警報システム
35. バンパー／ブッシュ・バー
36. 窓フィルム（コーティング）
37. ショック・アブソーバ／ストラット
38. けん引ロープ／ひも
39. キャンピングカー用日除け
40. キャンパー・シェル
41. カバー（乗用車、トラック、フェンダー、前端部）
42. グラフィック・パッケージ／テープ・ストリップ・キット

検査員 & 整備主任者の
保安基準と審査事務規程〔原文〕
令和8年版

■発行日 令和8年 4月 1日

■定 価 3,000 円 (税込)

■発 行 株式会社 公論出版
〒110-0005
東京都台東区上野3-1-8
電話 03(3837)5731 編集
03(3837)5745 販売
FAX 03(3837)5740